

- 議長 おはようございます。 (午前9時30分)
本日をもって召集されました、平成23年第4回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。
9番 近藤 長一郎君、10番 志賀浦 学君。以上ご両名を指名いたします。
日程2 会期の決定をいたします。
お諮りします。本定例会の会期は12月14日から12月16日までの3日間といたしたいと思いますがご異議ありませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本定例会は12月14日から12月16日までの3日間と決定いたしました。
日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告をいたします。
局長をして朗読いたさせます。
局長 (朗読する。)
局長 会務報告につきましては、只今局長朗読のとおりでございますので報告済といたします。
・2番目 例月出納検査結果報告をいたします。
局長をして朗読いたさせます。
局長 (朗読する。)
局長 例月出納検査結果報告につきましては只今局長朗読のとおりでございますが、別紙内容についてご質疑があれば発言を許します。
(なしの声)
ご質疑がありませんので、例月出納検査結果報告につきましては報告済みといたします。
・3番目 定例監査結果報告をいたします。
局長をして朗読いたさせます。
局長 (朗読する。)
局長 監査委員より口頭による補足説明があれば賜ります。
久世監査委員。
監査委員 只今、事務局長の方から実施期間等についてのご報告がございましたが、私の方から既に皆さま方の方には定例監査報告書という形でお手元に数日前に届いておりますので、既にご覧をいただいていると思います

が、さらに私の方から付け加えさせていただきたい数点がございまして、重複いたしますがご覧願いたいと。まず、実施期間のことですが、ここで特別申し上げようということはございませんが、この一般会計的には町の以外に地方公営企業、町立病院及び財政的援助団体の株式会社南幌振興公社の監査を実施しておりますので、後ほどをご報告申し上げたいと思います。

監査の手続きにつきましては、只今局長から朗読ありましたとおりでございますけれども改めてですね、監査の基本的着眼点、第1点は財務に関する事務の執行、第2には、経営にかかわる事業の管理、これが、監査都度の着眼点の基本でございますので、そのことについてのご了承を賜りたいと、このように考えます。そのほか、この監査手続きに記載してございませんが、今回の定例監査で初めて試みたわけでございますけれども、今日もごいますように一般質問の執行側と議員との審議過程でしょうか、そういったものをとらえて監査をするということ、今回から試みてごいます、今回の報告中で、そのことを具体的にですね、申し上げるには至っておりませんが、少なくとも次回からの監査報告ではきちっと整備をしながらですね、その質疑に対する進捗状況等々についてご報告したいと思います。

それでは、4番目の監査結果のまず第1点が9月末の歳入状況ということで、歳入で一部触れさせていただいてございますが、この歳入の中では、あくまでもご承知いただきたいのは、この9月末時点であるという、その実査でございますので、そのようにご了解を賜りたいと思います。ここの歳入では、やはり中よりちょっと上にあります地方交付税、今年度、予算総額では25億5,500万円。9月末での歳入額が17億8,900万円ということで収入率は70%でございます。それから全体の収入の構造で見ると、66.6%ですから、若干交付税とのウエートが低いというように時点的評価をしてございます。それでは前年同期はどうであったかといいますと、前年同期が18億1,100万円、従って今年度9月末が17億8,900万ですから、2,100万円、率にして1.2%程度、交付税として入っている額が少ないですよ、こういうことでございます。

次に、3ページの(2)の9月末の歳出の状況でございますが、この中では、まず1点は、議会費でございますけれども、予算現額5,233万7,000円に対して執行額が2,903万8,000円、執行率が55.5で、前年度対比すると1,127万5,000円、63.5%というように非常に多額の増加が生まれてございますが、これにつきまして表の下段に書いてありますように、増加の要因としたが挙げられるのは、議員共済会負担金ですね。これらの言わば法定福利費関係、これはもう職員も同様ですし、議員さんも同様に国の財政事情からですね、どんどん上がっていくというのが今、社会問題でして来年度以降の予算によると問題が起きそうでございますが、そのことが我が町の財政にもはっきり表れているということをご覧いただきたい。それから最

後にありますような、公債費の問題です。公債費は、予算総額9億9,900万円、執行額が4億7,100万円、執行率は47.2%、前年同期と比較をすると約7,000万円、13%も減少してございます。これは、ご承知のとおり定期償還等々が生む減少でございまして、逆に言えば増えてないから償還分がまるまるとですね、減っていくという現象に公債費として表れているというように見てもらいたいわけでございます。そこで、このようにですね、大きな公債費の負担減少が起きて参りますと、私から言うまでもなく財政の硬直化、非常にそんな意味で潤沢、そういった状況に入るということをですね、特に21年度の状況等を比較すると明らかでございまして、次の(3)運用資金の資金財源、一般的に余裕資金と通称言わせていただいておりますが、これをご覧いただければ明らかでございまして、23年度の歳計預金ですが、これについては、9月末が7億5,700万円、本年度ですよ。一方、右方にあります基金が12億1,700万円。合計19億7,400万でございます。その下が前年度の22年の9月末です。中身は触れませんが、合計見ますと去年の9月が18億800万円ですから実に1億6,600万円、合計で歳計預金と基金預金の両方でございまして増えていると、その増加率の10%ということに相なります。そこで先ほどと重複しますが、この状況は少なくとも、2年前の21年にはこれほど余裕資金が潤沢になるということは、少なくとも予想はつかないぐらい、そういうような財政好転があるということをご申上げたいと思っております。次に各課に入って申し上げたいわけですが、当然、全くない課もございまして、それについてはそのようにご理解を頂戴したいと思います。議会事務局の関係でございまして、実は、6月の第2回定例会で政務調査費をですね、据え置くという減額補正がなされておりますが、私ども監査委員と立場と言いましょるか、監査委員として見た目では、条例というはっきりしたものを設定しながら、何か議員の報酬の一部がごときの一般的な解釈のもとに、万が一、それを減額補正したとすれば、まことに遺憾であるというように申し上げておきたいわけですね。

次に2点目、これについては言おうか言わないかちょっと考えたのですが、今日も一般質問に見ますと、女性の4議員さんがですね、一般質問に立たれたわけでございますが、そんな意味では過去に4人というご婦人の議員さんおりませんでしたので、比較検討なりませんけれども、すばらしい、そういった意味で社会が求めている議員さんの女性のウエートと言いましょるか、非常に評価されている時代に我が町は約4割近いご婦人の議員さんがございます。どうか、そのようなことがですね、議会の活性化の一部になるためにもですね、この議会だよりのいろんな工夫、創意にですね、女性のいろんなアイデアがあり、そういう女性の感性をですね、どうか議会だよりの中に入れていただきたいと、このように考えました。

それから、総務課でございまして、で挙げております点でございまして。今、実行しております我が町の自立緊急実行プランの行財政改革の

ある意味では1点と言いましょうか、一翼と思うんでありますが、その中で大きく職員のことについての人事評価、言わば自治体の事業及び事務形態から下の人事評価をやりたいということで取り上げておりました、実行プランの中でいきますと24年度から実施にはいるように相なっておりますが、監査時点では、1年くらい延ばしたいということと、それらしいことが表現されておりましたけれども、延ばして何も私は解決しないと思っております。本当に人事評価ですから、人が人を評価するという難しさはありますが、やはりもうできる段階に入っている限りは予定どおり来年度から実施をしてもらいたい。

次に、6ページに参りまして、まちづくり課でございますが、これも冒頭に取り上げております町政執行方針の中に、トップで取り上げておりますが、住民自治の考え方、住民自治やっていこうと、こういうことなんでありますけれども、これについてもいろいろと問題点なり、いろんなエネルギーが必要であると思っておりますが、せっかく本町では地区担当職員制度を設けて、地区とのいろんなコミュニティだとかいろんなことがあると思っておりますが、これらを生かしてどうか早くに住民自治の実現を図るようにご配慮いただきたいと、このように考えてございます。

住民課はございません。

7ページに入って税務課でございますが、ここで特に8ページですが、町税等の未収額に対する状況はどうであるかということで掲げてございますけれども、一番左が23年9月末の未収額、総額が6億7,700万円、うち個人町民税が1億8,100万円、以下になってございまして額的に大きいのは当然といえば当然でございますが、国民健康保険税2億5,500万円、前年度はですね、個人町民税が1億8,700万円、今年度約700万円、3.6%、残高という視点でいきますと少ない。それから国民健康保険税、昨年度が2億6,300万ですから800万円少ない3.0%、というように総額でいきますと22年前年度が6億9,200万ですから、約1,500万程度、未収金という税関係は少ないと。非常にそういう意味で下段にも書いておきましたけれども、収納対策本部の関係者が一丸となっては滞納者に対する取り組みをしていると。さらに、滞納者管理票によって恒常的な推進をされているということが、この表でおわかりをいただけるのかというように感じます。

それから、9ページの保健福祉課でございますが、我々素人の監査委員が保健課の事業と言いましょうか、いろんな福祉事業を見ましてもなかなか頭に入るほどの能力を持っておりませんけれども、非常に障がい福祉事業の多種多様と言いましょうか、そういった意味での給付支援等があるわけでございますが、それについては十分、各関係者、関係課内での取り組みによって、よくこれまでの取り組みができるのかなというぐらいの状況下にあることをまた確認いたしたわけでございますが、第3期の障がい福祉計画は今作成中でございますけれども、どうかこの第2期の2年度の実績等々、十二分に参酌してですね、住民が一体何を求めているのかということを経営企画に取り組みでいただきたいという望

みを申し上げたいと思うわけでございます。

次に、10ページに参りまして、産業振興課でございます。前回の監査では振興計画を樹立をしてくださいよというような指摘をさせていただきましたが、これらについては、ご承知のとおり23年、今年の春に振興計画が作成されまして、そういった内容での監査を初めて実施をしたわけでございますが、中ほどに書いてありますけれども、既婚女性農業者を対象とした農村の生活や子育て等々についての若手女性農業塾、これが既に9月までに3回開かれて、14名の方が継続して受講されるというように中身を拝見いたしました。非常にそういう意味ですばらしいと言いましょか、進めなきゃならん、そういった展開がなされているなど、このように感じましたし、さらに町のグリーンツーリズムですか、この推進事業につきましても地産地消という活動の中では、都市と交流との販路拡大のためにより大いにこれからもご努力を頂戴したいと、このように考えるわけでございます。

次、11ページの都市整備課でございますが、第5期の南幌町の総合計画が策定されまして、それらの実現に向けて都市計画マスタープランを見直していきますよと、このように方針を立てておりますが、その方針の中で第1点は、重複しますけれども書いてありますように、魅力ある地域づくり、第2点は、継続的な地域づくり、第3点には、農業と調和した地域づくり、この3点を柱としたマスタープランを作るんです、このように言っているわけでございますが、それでは具体的にどんなことをするのかと中身を監査すると、ここにも書いてございますが、夏の風景写真、秋の冬の風景写真、これを巡回展示しますよと、こういうことですね。これも決して不必要な事業ではないと思いますが、少なくとも本町が今おかれている環境等々から判断して、最も大事なことがこのことなのかと、監査をしながら疑った次第でございます。

の最後になりますけれども、ここでは冒頭、監査の着眼点で一般質問という言葉と、一部というか、その関係で書かさせてもらったというふうにご覧いただきたいと思いますが、私も同席をしております国道337の非常な状態、これは何とか大きな事故の起きる前に関係機関と具体的な展開をすることが緊急の問題だろうと。特に早い降雪等を考えますと、あの337に出てくるための緊張たるものは、はかり知れないくらいでございます。どうかそういう意味で事故の起きる前に南幌町として関係機関に強力なですね、その対策を講じるように監査としても要望させていただきたいと思っております。

それから、12ページ、都市整備課の最後になりますけれども、これについても改めて申し上げるのもいかがという感もありますけれども、既に今、指定管理制度がスタートして、ある意味では定着段階にも入っておりますが、ただ、問題になりますのは、その管理している施設によっては収支が伴う、そういう利益の素案的な関係が生まれてくるようなところの管理料をどうするのかということ。当然、町側としましては、できるだけ安い管理料で管理をしてほしいと、当然のことでございます。

が、そのことによってその施設の住民サービスが落ちるということになった場合にそのことが本当の行政福祉になるのかどうかというように考えますと、監査では中央公園のパーク場ですか、収支関係等々も見させていただきましたが、当然、改定という時期が参りますので、そういった意味での収支をしっかりと捉えた中で、どれまでが管理として含めてどうであるかということをも明確に受ける側に指示をすべきということを感じました。

次の生涯学習課でございますが、の中で、今、現在2期の社会教育中期推進計画を策定しておりますが、一生懸命やっております。ただ、社会教育だけじゃないと思いますが、すべての計画立案の中では、これまでの延長線で考えても、本当に将来そのことが推進すべき計画になるかどうかということをも疑問視せざるを得ないことがございますが、そんな意味でどうかこの施策の総合化であったり、重点化であったり、教育投資の効率がどうであるかということまで考えた次期社会教育計画であることを望みたいと思います。

13ページからは公営企業になりますけども、我が町の病院であります。これまで病院と言えれば必ずや何かを指摘するというような環境下でもありましたが、今回は、若干見方を変えて、どうなんでしょうかと見た時にですね、まず1点としては、内部的な経営に対する考え方はかなり変わってきたなという感覚は持ちました。そのことを先に申し上げて、患者数の状況というのを申し上げますと、23年の9月末で入院が7,915人、昨年が6,481人ですから1,434人、22.1%伸びていると。ところが、この患者数の中身のものです。トータルでいくと、1万7,612人で前年度より1,685人、1割増えているわけです。そのうち入院が1,434人で22.1%。ところが、外来になりますと、わずか251人、2.7%しか伸びていない。これらが、私から言うものではなく、診療収入に大きく影響する構造を持っているということでもあります。

そんなことで14ページに入りまして、9月末の、これも必ずいろんな面で皆さん方にお伝えしてはいますが、医業収支、要するに病院の収支というものを私、出してございますけども、23年の9月の医業収入1億6,700万円、内訳として入院が1億1,600万円、外来が3,800万円、医業費用が給与費1億6,200万円、要するに97%が給与費でございます。材料経費が6,417万8,000円。それで9月末の、単純にですよ、医業の収支で見るとマイナスの6,000万円、病院の会計です。22年が、そんな意味でいきますと、7,700万円ですから、22年度よりも約1,800万、病院の直接の収支では好転をしております。もう、そのほとんどの構造的に言えば、入院の収益でございますが、残念ながら外来での収益依存度というのは非常に少ないと。非常に今、回転率の高いところに収益依存できないというところに構造的な本質が、病院の収支悪化をもたらす要因になるんではなかろうかと。

それから、 で9月末の眼科収支の関係でございますが、23年、ご承知のとおり4月から毎週1回ということになりました。従って診療日数が24日、前年が48日、24のマイナスと。患者数ですけれども、23年度が557人、22年度が591人、週2日間、開いていた時よりも、わずか22人しか減らないのですね。従って、ここに表現してございますが、557人、24日ですから単純に割りますと、1日当たりが、23年が23.2人、患者数ですよ。22年が12.3人、10名以上も1日の患者数が少ないと。逆に言えば23年は多かったと。従って、マクロ的に見たその眼科のうんぬんということについての議論はさておいて、単純に、このような数字を見ると、週1日にしたことが病院の経営にどれだけ貢献したかと。ですから収支を見ても、23年9月末は黒字の27万1,000円、去年の9月は171万4,000円の赤字、従って、去年同期よりも200万円、診療収支の構造がプラスになっているということです。

以上、30分あまり補足説明いたしました、以上で終わりたいと思います。

議長 以上で定例監査結果報告につきましては報告済みといたします。

・4番目 財政的援助団体等の監査結果報告をいたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 監査委員より口頭による補足説明があれば賜ります。

久世監査委員。

監査委員 お疲れかと思いますが、財政的援助団体等の監査報告ということで、株式会社南幌振興公社について、結果についてご報告いたします。

これも補足のまず最初になりますけれども、3の財政的援助等の内容ということで、本町としましては出資金、年2,660万円。これは、公社の総体の出資金9,710万円でございますが、その27.4%に値します。それと、損失補償ということで、元金2億5,570万円、それと利息等が我が町の債務補償している内容でございます。

そこで、総則でございますが、2ページには9月末のゴルフ場の入場者数を調べてございますが、今年が平日1万3,000人、土日祭が9,000人、トータルとして2万3,000人。昨年が1万3,000人、1万人、2万4,000人ということで、前年同期よりは567名、2.3%落ちていると。特に、土日祭が、1,000名を超えるだけ、1割近くも落ちていると、去年よりですね。これについては、野外スポーツでございますから天候が大きく左右すると。特に、今年度は土曜、日曜にかけて雨が降ると。それも多少の雨ではなくて非常に局地的な豪雨がいったというのが、非常に珍しい年でもありました。そんなことがもろに入場者数に影響していると、これは当然と言えば当然であります。ただ、大きな収支で見ますと、単純に1人1円ではないわけですよ。平日1人1円であれば、土日祭は1円にする。へんな表現ですが、要するに土曜、日曜の方が料金高いわけですよ。平日は安いわけですよ。

から、同じ1人増えるのであれば土日の高い時、要するに客単価の高い時に増えていただくことがゴルフ場の収支としては、素晴らしい内容になるということです。そんなことで、このような実績からすると、9月末の損益は、このようになりますということで、2ページから3ページにかけて書いてございますが。

ここで、3ページの方の売上総利益、通称、お店やさん等々では粗利益というものです。そういうものでいくと23年の9月が、3,100万円の粗利益がありました、お店として。それでは去年はどうかと見ると3,700万円ですから、今年の方が600万円、17%も落ち込んでおります。これは単純に総体的な利用客が減ったということと併せて、客単価の多いところの利用者が少ないと、こういうことを示しております。

その次に、営業利益にと書いてありますが、ここが言わば事業を展開している実質的な利益を表現してございます。下から4番目ですね、営業利益、または事業利益というんですが、23年の9月では、2,200万円の事業利益。ゴルフ場やったために、これだけの利益が生まれたんですね。去年の9月は2,800万円。もちろん先ほど言いましたように粗利益で600万円が落ちているわけですから、販売・一般管理費がほとんど同じであれば、当然、もともとの商売の方が同じように赤字になると。例えば、農業法人でこんなこと言ったら失礼いたしますが、農業で500万円赤字だったと、最低悪い例ですが。ところが、いろんな農業機械があるものですから、その農業機械を使ってどこかで仕事したと。ゴルフ場の整地をしたと。そこで500万円得れば収支はゼロなわけで、その500万円というのは、事業外ですから、事業ではやはり500万円の赤字と、こういうことになります。そういう現況にあるということです。

従って、最後の経常利益、事業外、要するに今ちょっと申し上げましたように本来の仕事でないものでもらうもの、仕事でないもので払うものということも、9月末を捉えるとこのような状況にあっては、結果やはり600万円の赤字であるということでありまして。

そこで、ご承知のとおり清幌橋の架換工事ということで莫大な国からの復旧費を頂いて、本年の6月で基本的には完成しまして、7月から新しい方でオープンしてございます。このことは、私自身もゴルフをしておりまして。そのほかの利用客からも大変好評を博しているというのが実態であります。ただ、問題になりますのは、今年で終わりです、この事業は。本当に国ってありがたいものだなっていうのを詳細に申し上げればよろしいございますが、これについてはちょっとカットさせていただきましても、それくらいありがたいものです。そういう中で大きな工事を終わらせて、その収支差と言いまじょうか、それが、ゴルフ場の利益に当然カウントされます。ところが、23年度をもって、これは参りません、事業完了ですから。それで9月の定例会かで専務が振興公社の概況報告をしてございまして、22年度の決算報告もございまして

れども、もちろん議員さんですから気づいてご覧いただいたと思いますが、事業では赤字でございます。ただし、今、私が大きい声で言うのは国のおかげさまという数字の中で収支を捉えているわけです。そこで問題なのは、24年度からそれはありませんから、今の推移からすると過言に至るかもしれませんが、収支を確保するということは至難のわざであるというように見てございます。例えば、赤字が出てきますと、資金繰りに影響して参りますから、その分借りなきやいけません。そうすると、単年度今1,350万円くらい定期償還していますが、それが対比すると、1,000万円しか償還できないかもしれません。そうすると、町の債務補償は拡大するわけです。それほど今後の振興公社の経営については、筆頭株主である我が町は、かなり責任があると言いましょか、そのことをちょっと前置きして改善事項ということで申し上げたいと思います。

ここで、改善事項ということで、若干緩和した言葉を使ってございますが、さらにプラスした表現の方が私は正しいかなと思うぐらいでございます。そこで、
で書いてありますことは取締役会の規則。議会は議会の規則がありますよね。どこの会社に行ってもあります。その取締役会の規則がございません。平成6年に大きく会社法が変わってございますが、急に過去とは違った会社という社会的な責任というのは重く評価される時代に入っております。こんなこと余計でございますが、今回のオリンパスにしても、大王製紙にしてもそうですね。あの大きな会社さえあのようなことをやっているということが、さらに会社法を強化するだろうと、我々素人でも思うわけでございますが、規則がないのに取締役会をやっても取締役の責任義務が非常に不明瞭になります。それでいて、あれだけの事業を展開しなければならぬわけですから、少なくとも早急に取締役会規則、その他整備をして責任逃れするわけでございませぬけれども、27%かの筆頭株主の南幌町、そして代表取締役、債務補償、この責任は逃れるわけにいかないわけですから、少なくともそういった関係、それから今申し上げた町としての責任の範囲で監視監督と、表現はよくないかもしれませんが、それぐらいのつもりで見ていくという必要性はあるということ強く申し上げて監査報告を終わります。

議 長 以上で財政的援助団体等の監査結果報告につきましては報告済みといたします。

・5番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長 本議会定例会にあたり、3件の行政報告を行います。

初めに、財産の寄付についてご報告申し上げます。この度、山口県宇部市に本社を置く宇部興産株式会社から、本町緑町4丁目に所有する宅地422㎡を本町に寄付したいという申し出がありましたので、お受けすることといたしたところであります。寄付いただきました土地につきましては、今後、有効活用を図るべく検討して参ります。

次に、南幌町安全安心見守りネットワーク事業の実施についてご報告

申し上げます。高齢者や障がい者、子どもなどの見守りを必要とする方を町と民間事業所が連携し、異変を早期に発見して必要な援助を行うことを目的に、見守りネットワーク事業の協定を結びました。協定を締結した事業所は、新聞販売店、郵便事業、宅配事業、燃料販売など町内外の12事業所となっています。この民間事業者は、日常の事業活動において見守り対象者に虐待や認知症による徘徊、室内で倒れている可能性など異変に気づいたときに町へ通報していただき、直ちに対応を図るものです。このことにより、住民などの通報以外からも通報体制を取ることにより、より一層、安全で安心して生活できる環境を構築できるものと期待しております。

次に、道央地域ごみ処理広域化推進協議会について申し上げます。昨年の恵庭市の離脱の後、1市4町で枠組みの拡大を検討して参りましたが、本年11月18日に協議会を開催し、正式に千歳市に参画の要請をすることに決定し、今月6日に協議会会長の長沼町長が千歳市に出向き、山口市長に要請書を提出いたしましたのでご報告申し上げます。

議長 以上で町長の一般行政報告につきましては報告済といたします。

ここで、10時45分まで休憩したいと思います。

(午前10時28分)

(午前10時45分)

議長 日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は5名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

6番 佐藤 妙子君。

佐藤(妙)議員 女性の視点からの防災体制の総点検をについて町長にお聞きいたします。

本年3月11日の東日本大震災から9カ月が経ちました。被災地では本格的な復旧、復興が急がれる一方で依然として進まない政府の対応、そのような中であって全国各地では、大震災の今回の教訓を踏まえて防災対策を見直す動きが活発化しています。

国の防災基本計画に2005年から女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、さらに2008年には政策決定過程における女性の参加が明記されました。それによって、地域の防災計画に女性の視点を取り入れられる動きが全国自治体に広がっています。

今回の災害においても、災害時に特に女性の被害が多く受けやすいことがわかりました。避難所での男女一緒の更衣室や共同の物干しの心的ストレス、女性用の必需品不足、妊産婦や新生児等の必要備品、高齢者の介護用品不足が問題になっておりました。特に震災に遭われた女性が、男性スタッフに下着用品などを聞けずに我慢をしている人が多かったとの声もありました。災害時において、なかなか男性には気づけないことも多くございます。女性の才能、能力、特技を活かし、具体的な経験を通して、生活者の視点を持っている女性たちが災害時の担い手として、その力が発揮できる体制が必要と思われます。

また、女性が日ごろから培ってきた地域の人的ネットワークや近所付き合いなど地域コミュニティを活用し、被災者の安否確認や避難所での声かけは本来女性の得意分野であります。

そこで町長に次の3点についてお伺いいたします。

1、我が町もこれまでの防災対策にどこまで女性の声が反映されているか。

2つ目、これからの防災体制づくりにおいて、女性がどのような位置付けで取り組んでいけるのか。

それと3つ目、防災備品につきましても、6月定例会ではみどり野小学校に備蓄しており、不足分については早急に補充することでしたが、備品の種類なども子どもや高齢者、女性の最低必需品は確保されているのでしょうか。

以上の件について、お聞きいたします。

議 長
町 長

町長。

佐藤議員の、女性の視点から防災体制の総点検をとのご質問にお答えをいたします。

1点目、我が町もこれまでの防災対策にどこまで女性の声が反映されているかについてお答えをいたします。東日本大震災の状況を踏まえると、防災対策に女性の視点を加えることは大変重要であると再認識したところでありますが、本町ではこれまで防災対策を論議する場に女性が少ないというのが実態です。今後は各種計画などを策定する段階において女性職員を参加させるなど、女性の意見反映に取り組んで参ります。

次に、2点目のこれからの防災体制づくりにおいて、女性がどのような位置付けで取り組んでいけるのかについてお答えをします。南幌町総合防災訓練においては南幌町日本赤十字奉仕団、第15区女性防火クラブ、南幌町婦人会などの女性を主体とする団体の皆さんにご協力を頂き、訓練を実施してきております。地域コミュニティにおける防災体制では、本町には地域を単位とする自主防災組織が少ないことから、行政区長、町内会長が研修などを行い、組織の設置に向けて検討されてきたところであります。今後、組織化を進める際には、役員に積極的に女性を登用して、地域における活動の活性化につなげるよう要請して参ります。また、災害時における避難所の運営においては避難者の協力が不可欠であり、女性の視点が重要になると思っております。避難者で組織する運営委員会を立ち上げる際には、女性の運営委員を配置するなどの仕組みづくりを検討して参ります。

次に、3点目の災害備蓄品についてお答えをいたします。6月定例会において答弁しましたのは、東日本大震災に救援物資として送った備蓄品であり、また、早急に行うのは救援物資として送る前の在庫数を確保するとお答えしたものであります。そのようなことから、子どもや高齢者、女性の最低必需品などは現在備蓄がないことから厳しい財政状況ではあります。平成24年度から計画的に備蓄を進めて参ります。

議 長

6番 佐藤 妙子君。

佐藤(妙)議員
(再質問)

災害備品は、幼児、また高齢者の紙おむつとか、また、ポータブルトイレ、毛布、衛生用品など、せめて傷まない長期保存できるような備品は、一刻も早く整備をするべきではないかと思えます。それで、今年の11月に開かれたシンポジウムで、東日本大震災で被災し自ら避難所運営にかかわった宮城県の女性議員の講演がありました。その中で強く訴えておりましたのは、彼女は議会中に被災しました。そして、避難所の中学校で170人の救援活動に奔走し、その中で、やはり日ごろから町内活動などに女性が参加することに重要性を訴えておりました。どこの避難所でも運営がうまくいっていたところは女性が中心になっていたようです。女性は地域の情報にも詳しく、どんな時も食べることを考えるのが強みでありまして、命を守り育てる才能を持っております。その力を発揮できるような女性が、地域の防災体制づくりの手助けができるような、そのような環境づくりが大切ではないかと、そのように思っております。そのために、災害時に真っ先に何をすればいいのかということ考えた時に、パンフレットとかマニュアル作りなども一つのアイデアかなと思っております。そのパンフレットでございますが、先日、ある地域では、私の防災カノートという、そういうものを作って地域の女性に配付しておりました。本当に女性向けに可愛いイラストを盛り込んだわかりやすい内容で、地域との日ごろのつながりを大切にする工夫とか、外出先で災害に遭った時に家族との集合場所や連絡先を書いたシートの作り方とか、自由に動けない妊産婦中のお母さん、また、子育て中のお母さんがどうやって子どもの命を守っていくのかとか、子どもの避難グッズのイラスト、また、暴力や性犯罪を防ぐ取り組み、また、女性の心のケアなど、なかなか男性には考えつかないことがたくさん書かれておりました。こういうアイデアも、ぜひ取り入れて考えていただければなと思っておりますけれども、あともう一つはですね、情報の共有が大事になってくると思えます。先ほど話しました彼女が居る町内に住む要援護者の情報を、民生委員と町内役員が共有していなかったため、その被災した時に個別支援ができず、食料を届けることができなかったそうです。これを踏まえて、本当に個人情報に配慮しながら町内会で要援護者の名簿作りを始めましたということです。我がこの南幌町も、各機関が高齢者、要援護者など、安否確認など支援体制はされてはいますが、いざという時に地域の女性の力が大きいと思えます。そこで、町内会や行政区にも自主防災女性リーダーのような、その推進を進めるお考えはあるのかどうかお聞きしたいと思えます。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたしますが、女性の目線というのはいろんな面で気配り等々とれる、あるいは母親として、あるいは食事の関係も、当然、家庭で担っておりますから、そういう面では大切な部分ではないかなと。先ほど申し上げましたように、いろんな部分でそういうようなのは、これから災害の時には必要かと思えます。それで、まだ、自主防災組織はできておりませんができるとなれば、そういう配慮され

た女性も地域で、そういうメンバーに加えていただくよう町からも要請して参りたいと思います。ただ、先ほどお話ありました要援護者等々、民生委員等々には把握をいただいておりますが、それをどこまで今の情報の、いろんなことがございますので、広めていけるかどうか、その辺についてはもう少し検討させていただきたいなというふうに思っております。

それから、備蓄品の関係であります。当然、むだなお金を使いたくないというものがございますので、今、もう一度私どもで再度いろんなことを検討させていただいて、当然、女性の必需品やらあるいは子どもさんの粉ミルク等々の問題もございますので、それらを含めて検討したいと思います。ただ、私どもとしてやっている中では、相当お金がかかります。ですから、こっちを厚くすればこっちが足らなくなると。総体的に全部を見渡した中で、どうあるべきかということを検討させていただいて24年度以降、順次、備蓄をしていきたいなと、そんなふうに考えております。

議長
佐藤(妙)議員

6番 佐藤 妙子君。

わかりました。ぜひ早期の取り組みをよろしく願います。

続いて2問目に移らせていただきたいと思います。

これからの防災無線のあり方について町長にお聞きいたします。

我が町にある防災無線は、個人で所有して家庭に設置されている所と、持っていない方は町内に設置されている防災無線を聞いて情報を知るようになっていきます。しかし、窓を開けて聞こうと思っても、風の向きで聞こえなかったり、車の騒音に消されて聞こえなかったりと不便を感じる場合があります。大事な情報が正確に伝わらないことは住民の不安を仰ぐことにほかなりません。

先日の大雨の時には、不安になった住民の方が川の水位を見守っていたとの声もあり、大変危険な行動と危惧いたしました。仕事や用事などで町外に居ても地震、水害、火災、停電、また犯罪など知れる範囲で自分の住んでいる町の情報がわかるというシステムは必要かと思われま。配信情報などを通して家に居ても外に居ても正しい情報を知ること、安心、安全な町づくりにつながるものと考えられます。町からのお知らせや葬儀のお知らせなど即座に町の情報を共有することにより、一人ひとりのかわりも生まれて参ります。昔から南幌は山もなく海もない町で、災害が少なく水害も急には来ないから心配はいらないと高齢者の方たちから伺うこともあります。昨今の異常な自然災害に心構えは大切と考えます。

私たちの住んでいる町がリアルタイムでどのような動きをしているのか情報を把握することは共同参画の支え合う町づくりに役立っていくものと思います。将来的に様々な無線もアナログからデジタルへと切り替わり、私たちの情報源は変化していくものと思われま。その状況を踏まえつつ費用対効果も鑑みながら、今後、我が町としてどのように対処していくのか、このようなコンパクトで小さな町だからこそ積極的

なアクションを起こすことも可能かと考えます。そこで我が町の今後の防災無線のあり方について、町としてのお考えをお聞かせください。

議 長
町 長

町長。

これからの防災無線のあり方についてのご質問にお答えします。

私たちが安心、安全な生活を送るためには、情報は不可欠であり、テレビ、新聞、インターネット、携帯電話などたくさんの情報の中から正しい情報を見極め、利用することが必要であります。

本町においても、町総合計画で町内外への情報発信を重点プログラムとしており、町広報やホームページ、出前講座、防災行政無線などを駆使し、行政情報や町の話、町民や団体の活動の様子など多様な情報提供に努めているところでございます。

現行の防災行政無線につきましては、議員ご指摘のとおり、国においてデジタル化に向けた方針が出されています。町といたしましても、災害時は確実な情報伝達が求められていることから、防災行政の推進に不可欠な設備と認識するところであり、多額の事業費が見込まれることと、現行では補助事業もないなど厳しい状況ではありますが、補助制度の創設を国にお願いしながら、更新に向けて検討を進めて参ります。

次に、議員よりご提案のあった新たな仕組みによる町民への情報伝達につきましては、既に一部の自治体で携帯電話のメール機能を利用し、行政情報や防災情報、緊急情報の提供サービスを実施している事例があり、利用料も無料のものや有料のもの、利用できる携帯機種が決められているものや、どの機種でも対応できるもの、防災情報のみ利用できるものなど形態が様々であることから、防災行政無線の更新と合わせて研究を進めて参ります。

なお、町ホームページについても、パソコンのみならず携帯電話でも視聴可能であることから、防災関係情報の提供について体制を整備して参りますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議 長
佐藤(妙)議員
(再質問)

6番 佐藤 妙子君。

先日の12月7日ですが、朝からの穏やかな天気が一変しまして、突然の集中豪雪がありました。本当に数時間のうちに膝までくるほどの雪が降って、吹雪のためにJR、夕鉄バス、高速鉄道は通行止めになりました。小学校では集団下校になり、遠くからはパトカーのサイレンも聞こえ、住民の不安な中、団地内の防災無線は住宅に反響してほとんど聞き取れませんでした。その中でも、南幌小学校は希望者に配信メールで各家庭に災害情報を発信し、安否確認などを行っていたので町外に勤めている父兄の中からは安心だったとの声もありました。住民の皆様は、迅速で正しい情報をいち早く把握し、次の行動に移りたい、そのような思いがございませう。防災無線も町のしっかりとした防災体制組織が整って初めて機能するものではありませんが、現在、南幌の防災計画の中に防災通信計画だけでは十分な対応はできないと思われませう。そのところはどうかお考えでございませうか。

議 長

町長。

町 長
(再答弁)

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。防災無線、確かに今の現在、いろんな町民の方からご意見等々も頂いております。それで、更新時期にも来ているというようなことで、ただ、うちの防災計画の中では、今ある現状の中では、この防災無線が一番大事な問題でありますから修繕をしながら今、活用させていただいておりますので、今後においては、それらを含めてどういう形態がいいのかどうか、これは十分検討する余地があると。例えば先ほど申し上げましたけども、いろんな形態もあるのですが、有料の部分と、それからお年寄りに関する部分で非常にまた難しさがございます。それらを全部皆さんが、8,617名の町民の皆さんが有効活用できるような方法がどうしたらいいか、我々の中でももう少し検討しなければ、今はよそでやっている自治体もあるんですが、やってからやっぱり反省点がかなりあるようであります。それと、町民の皆さんにやっぱり正しい情報を細かく伝えるようになりますと、負担の増も当然出てきます。そういう理解をいただければ、なかなか難しい問題だろうというふうに思っていますが、どちらにしても、災害時の対策として、この防災無線等々、いろんな角度から検討しながら更新に合わせてより良いものを、継続がいいのか、あるいは違うものがあるのかということも考えていきたいのと、検討して参りたいのと、そういうふうに考えております。

議 長
佐藤(妙)議員
(再々質問)

6番 佐藤 妙子君

只今の町長の答弁で我が町もそういう状態なんだなということは、認識はできたんですけども、現在道内の各自治体では急速な勢いでその防災システムづくりが進められております。先ほど言われたように現在、我が町では、その緊急通報と防災無線なんですけれども、道内の多くの自治体では既にIP告知端末機を自治体で各家庭に設置、使われているところもあります。既にご存知かと思われませんが、それは高齢者にも理解しやすく、災害緊急通報、住民サービス、町の最新情報や議会中継などさまざまな機能を持ち、インターネット上の自治体窓口となる、そのようなすばらしいシステムですが、まだ、我が町の財源では確かに厳しい状況かと思われま。しかし、今できるところから、できることをすることが行政の大切な役目だと思います。少なくとも現在の防災無線が全町の住民に正しく伝えられるようにしていただきたく、そのように思います。それで、先ほど町長もお話しされたように、登録年会費が無料とか、また、いろんな、その緊急通報や自分たちの町から発信する、その情報を特定のエリアに一斉に発信したり、また、そのほかのやり方でもたくさんございます。また、いろんな業者が、今、本当に携帯のメールで、本当にいろんな形で配信事業もされております。本当に今ですね、実際にどこまで、先ほどの防災無線関係はあるとおっしゃいましたけれども、その防災通信に関して現時点の進捗状況がわかる範囲でよろしいんですけれども、教えていただきたいのですが。

議 長
町 長

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えいたします。いろいろお話をいただきま

(再々答弁)

した点、いろいろな業者もたくさん来ているのも事実でありまして、今、情報収集もしておりますが、どちらのことをやるにしろ、正しい情報、たくさん情報提供するということは町民負担も当然出てきます。今のうちの町の状況の中では全部、町がもってやるというのは非常に難しさがございます。特に携帯電話等々、個人の使用と、それから公共利用の問題、これは業者の方からも聞かれて、それをうまく分けれるかと言ったら、それは分けれないと。そうすると利用料にはね返りますので、町が全部それ、全部世帯3,395世帯、全部用意するのは可能かと思いますが、そういう業者もございますので、ただ、そうすると皆さんに負担が相当かかる部分でありますので、それらをどういうふうに色分けをするのか、そのことも十分検討しながら、あるいは今の防災無線を近いものの中で更新した時はどうなるべきかと。そんなことをいろいろ考えながら、まだ使えますので、使えなくなる前にはきちんと形はしていきたいなというふうに思っております。でも、いろいろな対象者がいますので、全部同じような対象ができれば一番可能かと思いますが、そのことも十分考えながら更新に向けて役場の中でいろんな研究をさせていただいて、更新の時はより良い住民にサービスが提供できる、情報が確実に伝わる手法を考えて参りたいと、そんなふうに考えております。

議長

答弁漏れがあるとすれば許しますけれども、答弁漏れありますか。

それでは、以上で佐藤 妙子君の一般質問を終わります。

次に3番 菅原 文子君。

菅原議員

小学校統合について教育長にお伺いいたします。

町立小学校3校も残すところあと3カ月半で統合することとなっております。学校統合は、児童や保護者、教職員など、当事者だけの問題ではなく、さらには合理性だけで割り切れない大きな課題であります。しかしながら、町内の児童数は確実に減少しています。1校のみの活動では授業においても、課外活動においてもおのずと限界があるのは事実です。来年4月から、木の香りいっぱいのすばらしい校舎で新しい南幌小学校がスタートするにあたり児童、保護者の方々も期待と不安が入り混じった心境ではないかと思えます。

そこで、教育長に質問いたします。

1番目、保護者・地域住民説明会などで出された主な質問や意見について、どのように捉え、どのように反映していこうというプランなのでしょう。また、新たな学校と地域とのかかわりをどのように図っていくのかを伺います。

2番目、教育効果の向上を図るためには、学校相互の交流と連携がなされてから統合となるのが全国各地に見られる方法ですが、本町での昨年度、本年度の取り組みの実態、特に複式学級の夕張太小学校の学業における連携を伺います。

3番目、通学区域が広がることで通学路の変更が伴いますので、通学時における安全性や、スクールバスの範囲などの検討の進捗状況を伺います。

議長
教育長

教育長。

菅原議員のご質問にお答えします。

ご質問の1点目ですけれども、小学校統合について議会で審議していただき、ご決定いただいた後、南幌町立小学校統合準備委員会を立ち上げ、統合準備を進めて参りましたけれども、その経過の中で小学校統合にかかわる保護者懇談会を7月26日と10月25日の2回行っております。

7月26日には報告事項として、1つ、校章・校旗について。2つ、校歌について。3つ、校訓について。4つ目、閉校式の日程について。懇談事項として、1つ、子ども達に基礎的、基本的な学習内容を身に付けさせるために、保護者として願うこと。2つ目に、豊かな人間性を育むために、保護者として願うこと。3つ目に、健康や体力を養うために、保護者として願うこと。4つ目に、幼保・小・中・養護・高等学校の連携を進めるために保護者として願うこと。5つ目に、地域の素材や人材の積極的活用を図るために、保護者として願うこと。6つ目に、行事、運動会、学習発表会等ですけれども、行事の実施について、保護者として願うこと。7点目に、父母と先生の会について。8点目に、スクールバス通学について。9点目に、自転車通学について。

10月25日には報告事項として、1つ目に、南幌町立南幌小学校校歌の作詞者、作曲者について。2点目に、通学体制について。それぞれ、ご意見を伺ったところであります。この2回の保護者懇談会の結果を受けまして、統合準備委員会から通学体制について、1つ、通学路についてはお手元に資料としてお渡ししてありますけれども、その別図のとおりとされたい。2点目に、スクールバスの運行については、児童、生徒の安全確保のため、立ち乗りを解消していただきたい。また、保護者の希望がある場合は特別乗車を許可していただきたい。3つ目に、自転車通学については、開校当初は児童の安全面を考慮し、許可しないこととされたい、との答申を受けたところであります。

ご質問の1点目に十分答えていない部面もありますけれども、懇談会でどんなことを父母に、参加いただきました皆さんにご意見としてお伺いしたいかということを経営の立場からいろいろ勘案してお答えしたことというふうにお捉えください。

ご質問の2点目ですけれども、統合による子ども達の不安解消のために、それぞれの学校の教諭数名を新しい学校の職員として配置いたします。また、学校相互の交流と連携につきましては、すでに各学校、学年ごと連携して交流を終了し成果をあげてきたところであります。また、夕張太小学校での複式学級につきましては、担任教諭の熱心な取り組み、並びに管理職のフォローにより順調に推移しております。

3点目のご質問につきましては、先ほども申し上げましたとおり統合準備委員会からの答申を尊重し、通学時における安全確保はもとより、スクールバスの運行についても民間バスの借り上げを含め、保護者の意に応えるべく取り組んで参ります。

議 長
菅原議員
(再質問)

3番 菅原 文子君。

只今、ご答弁いただきましたけれども、1番目に関しましてですけれども、学校は教育のみならず、やはり地域のよりどころであり、文化の集積所であります。夕張太小学校には見守っていただきありがとうございます、見守ってくれてありがとうございますという看板があります。やはり夕張太地域の方々は、子どもさんたちを見守り、また学校が地域を見守ってきたという、そういう温かい地域だと私も心から感激しておりました。その中で町としてのご説明もあったかと思えますけれども、やはり教育委員会として教育として、皆さんに地域とのかかわり、例えば運動会は一緒にやっていたとか、そういうこともありますが、これからは地域は地域でというお考えもあろうかと思えますけれども、やはり最初の時は、やはり相談にのっていただくとか何らかの方法で地域と今までかかわってきたような、そういうことをリーダーとしてしていただきたいなと思えますが、そここのところを教育長にお伺いいたします。

それから2番目の交流と連携ですけれども、先日も交流会、私も行かせていただいてとてもかわいらしい子どもさんたちを見せていただきましたけれども、学習面において統合がスムーズにいくようなところを見ますと、小学校では例えば掛け算、足し算、引き算、そういうようなところを各学校で先生方が一生懸命考えられて教えていただいていると思えますけれども、その3校の教え方を統一して、そしてその統合に臨むということが望ましいのかなと、私は今までの事例を見て、私はそう思っておりますけれども、来年度は1年ずつ学年が上がりますから、その統合のところをどうされてきたのか、そこをお伺いいたします。やはり学習面でも今までと違いまして、今はとても複雑化しておりますので、大変、先生方もご努力されてはおりますけれども、そのご努力に報いるためにも、やはり統合前にある程度の先生方の連携も図っていただければと思います。そここのところの今までのお考えをお願いいたします。

それから3番目なんですけれども、先ほども監査役の方からお話がありましたとおり、8号道路、それから15線、とてもトラックも多く、今はとても危険だと思います。これから冬になりまして、来年3月、4月まで、この雪の状態を見ていきますけれども、そここのところは大変危険です。私も昨日、一昨日と説明会がありました時、行きましたけれども、お母さん方に配られたのは当日ですね、このような地図を頂きましたけれど、お母さん方、保護者の方々は、あまりこの地図の見方がわからないとかそういうところから皆さん入っていかれたので、説明をお聞きしていくのが大変だったように見受けられました。来られた方、2校合わせて16名しか来られませんでした。その方、保護者の方にはどのような周知の方法と、それから、来られなかったことについてどのようなことをお考えなのか、それをお聞きいたします。

あと、冬は本当に南幌は、夏もそうですけれども風が強く吹雪になると全く前が見えない状況ですから、南幌中学校に集まる方々、生徒の

方々、その方々の中学校で降りてからの自宅までの帰るところ、今までは集団下校という形で先生がついておられましたけれども、そのところもどのようにお考えか、お願いいたします。

それと、夕張太、稲穂地区の稲穂会館ですか、あそこのところで40名ほどの生徒さんが乗られるということですが、保護者の方々は40名も集まるとそこで遊んだり、大変危険じゃないかという危惧を持っておられます。そのところで、どなたか指導される方がいらっしゃるのかどうか、そのところもお願いいたします。

保護者の方々はとても協力的で、自分の子どもたち、それからその地区の子どもたちを守るために一生懸命協議されております。年明けに体験乗車ということも考えておられるそうですけれども、そこで、こうした方がいいんじゃないかというお話を今進めていらっしゃいます。具体的なことはその時に、実際に体験してみたら、それを検証しようということで保護者の方もお話しされていますので、その体験乗車を一度ではなく数度にわたってしていただけるのかどうかお伺いいたします。

議 長
教 育 長
(再答弁)

教育長。

大変難しい内容のことですので、答え方が難しいところがありますけれども、まずですね、子どもたちの安心と安全の確保をですね、私ども教育行政にかかわる者は、相当ないろんなこと、対応を考えながら進めさせていただきます。その確保のためにですね。ただですね、これは地域の方、保護者の方、その協力を前提としなければ本当の安全、安心というのはないということでご理解を頂かなければなりません。そういった中で、教育行政としては各関係と十分連携を取りながら対応させていただきますということで、一つ目ご理解を頂きたいと思えます。

地域とのかかわりの問題、それから子どもたちにどう教えるか、学校ごとに違いがあるのではないかということがありました。それから、それに付随するようなお話もありましたけれども、一括してお話しすることになると思えます。

まず、実はもう既に学校では新しい学校を立ち上げるために学校経営計画、基本的な中身はほぼできております。あとは実際、学校の職員が決まって、それからそれぞれの役割分担等についてはまだでございます。どうしてそうなりますかと言いますと、実は学校というのは関係法令でどういうことをやるかということが決まっています。それで、いくつかその辺をお話しさせていただきますと、一つは、もう皆さん十分わかっておりますように日本国憲法、それから教育基本法、それから学校教育法、そのほか教育関係法規があります。それから私どもが一番学校で自らに使うのは学習指導要領が主であります。それに基づきまして学校とういうのが運営されますけれども、そのほかに大切なこととして議員さんからお話しがありました地域とのかかわりということがあります。ということで、地域や児童の実態というものが極めて大事です。併せて、保護者やそして学校の先生の願いも極めて大事なものであります。もう一つは、時代や社会の要請というのがあります。そして、一番大事

なのは恐らく児童の願いではないかと思うのです。それらの地域の実態、子どもたちから出てくる中身を含めた上で学校の経営がなされます。当然、二つ目にお話ししました先生方はそれぞれ違いますから、教育というのはその先生の思いで進めるところもありますから、大変難しいところがあるのですけれども、どうもその基本は学習指導要領で決められているものですからね。それによって教科書ができています。指導方法は若干違って教える内容については同じであります。若干違うところのあることは、町には教育研究協議会という組織があります。これは各教科ごとに先生が集まって研修する組織です。算数であれば、この部分についてはこういう形で進めよう等々、それぞれの教科ごとに研究しております。ですから、大きな違いはありません。細部の違いは出て参ります。例えば、複式学級と複式でない学級では、一人で二学年教えるのと、一人で一学年教えるのと、その違いも出てきますから。その辺は工夫をしながら指導しているところであります。そんなことで、2つ目に先生方の交流によってその違いをうんぬんという話というのは、年間6回くらい教育研究協議会の活動が教科ごとにありますけれども、その中でほとんど共通理解をしていただけているというふうに私どもは承知しております。そんなことで、ご理解を頂きたいと思えます。

それから、地域とのかかわりで出たお話しの中では、学校は地域の極めて大事な存在ですというのは、これはもう当然であります。そのこととしまして、前段の部分の住民説明会の中では、たくさんの意見を頂きました。そのことについては、後段の質問ですのでお答えしてなかったんですけれども、主に前段の部分で出た中身の質問の中の主に、今、議員さんが言われた中にもかかわりますけれども、地域に大事な学校であるから、そのことをどう保障していくかという面ですね。それは、先ほど学校の経営には地域の実態を大切にしなければならないということで、実はお答えしたんですけれども不足の部分はあると思っております。それはですね、学校が地域にあることによって地域がどんなふう to 発展していくかということにつながるからですね。学校がなくなるのですから、それを保障することは極めて難しいと思えますけれども。その保障は、地域に残る学校をどう有効的に活用していくかということにかかわってくると思えます。跡地利用にかかわってくるのではないかと思います。教育委員会でも大切な要望ですから、検討していないことではないですけれども。ただ、町の全体のことにかかわりますので直接的な言及は今まで控えさせていただいております。そんなことでご理解ください。ただ、町で方針が出たらそれに基づきまして十分、地域の方の地域づくりをどうするかということも含めて関わらせていただくということにしております。そんなことで理解をしていただければと思えます。あとの関係につきましては、生涯学習課長からお答えいたします。

議長
生涯学習課長
(再答弁)

生涯学習課長。

それでは私の方から残った部分についてお話をさせていただきます。まず、交通安全面と言いますか、通学路の関係でございます。この通学

路につきましては先ほど教育長答弁申し上げましたとおり、統合準備委員会、さらには部会6部会ございますが、その生徒指導部会の中で、数度の協議を重ねた中で一応案として出されたものを統合準備委員会として答申を頂いたものでございます。その後、役場の中に住民課という部署がございますが、そこで日ごろ町内の交通安全の状況を熟知している場所がございます。そういうことも含めまして、交通指導員さんの配置、あるいは現行の車の流れ、そういうものを考えた中で、一応当初いただいた通学路より、お手元に配付してございます黒い部分で書かれたものについては、当初は通学路として入ったわけですが内部で検討した結果、ここについては安全保障できないという、あるいは、人的配置ということも含めた時にはここは通学路として指定すべきじゃないだろうかという判断になったところでございます。さらに、この矢印については、そこに住んでおられる子どもさんが、この矢印の方向に向いて通学をしていただきたいということでございます。先ほどお話しありました8号道路、確かに大型車両の通過量が増えてきておりますが、その辺につきましても例えばサックスの前の出入り口については、そこはなるべく通らない形という、この図面ではなかなか見づらい部分があると思いますが、ただ8号を通さないという、通学路に指定しないというわけにはいきませんので、その辺の指導員の配置、そういうことも含めて子どもたちがなるべく安心して安全で通える通学路という形の中の考えで、一応設定をさせていただいたところでございます。

さらに、昨日、一昨日と、通学、バスの関係がございましたので、保護者の方に該当する保護者の方、あるいは新1年生の保護者の方に周知をさせていただきましたが、残念ながら出席者が少なかったと。その出席が少なかったことをどう捉えるのか、あるいはその保護者に対してどういう考え方を示すのかということでございますが、教育委員会としては教育委員会の方針を出したわけですので、あらゆる機会を通じて保護者の方に周知をしたいというふうに考えてございます。ただ、なかなか平日なら難しいということであれば今後それ以外の日にちも設定した形の中で対応したいというふうに考えておりますが、一堂に皆さんが来ていただくということはすべての、町の今までのかわりからいくと厳しい部分があるなという感じがいたします。

それと、そのほかに中学校への集合の関係、それとふれあい館のバスの関係、多分、ほかの議員さんについてはおわかりいただけないと思いますが、教育委員会の基本方針、基本といたしましては、答申の中で、立ち乗りを解消していただきたい。それと特別乗車を許可していただきたいというような答申をいただいたところでございます。立ち乗りを解消するためには、基本的に現行のスクールバス3台では解消ができません。そんなことも考えた中で、夕張太の稲穂地区にいるおおよそ40名程度の児童さんでございまして、夕張太小学校の子どもさんは、すべてスクールバスの通学になりますが、その40名の方につきましては、民間バスの借り上げをして、登校時については、今考えているのはふれあい館

前の停留所でございますが、そこから乗っていただくと。そして新しい南幌小学校まで運んでくると。そこで、バスを空にして空になったバスを現南幌小学校の、基本的には1年生からについては2.5キロという教育委員会の基準を設けてございますが、現行としても2キロ近辺の子どもさん、まだバスに余裕があるということで乗っておられる子どもさんもいらっしゃいますので、西町、北町、元町、おおむね2キロ以上の子どもさんについては南幌中学校まで来ていただいて、そこから南幌小学校まで運びますというような方針を説明させていただいたところでございます。なぜ南幌中学校かと言いますと、現状、南幌小学校に通われている方は徒歩通学をしているわけでございます。さらに、南幌小学校については、まだ跡利用が決定してないということもございますので、基本的には学校が閉鎖というか鍵がかかったような状況であります。ですから、天気の時だけでなく雨の日もあるだろうという考え方の中で、さほど距離が離れていない南幌中学まで来ていただいて、そこから乗っていただこうと。そこに該当する児童の皆さんについては、後ほど書面でスクールバスに乗車するかしないかの意向確認をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それと、南幌中学校で乗った子どもさん、吹雪の時、その後の帰り、どうするんだということでございます。基本的には、通学した形の中でその場所で降りて帰っていただくという原則でございますが、先ほど佐藤議員のお話にもありました、先日の猛吹雪がございました。この時も非常に判断に迷ったわけでございますが、ああいう状況の中で子どもたちを動かすことが一番危険だというような判断をいたしました。ですから、最悪、子どもたちを学校に泊めるといふことの判断も視野に入れながら、当然子どもさんが家まで着くような形の中の確認ができる体制、そういうものをそういう場合については考えていかなければならないというふうに思っております。以上が基本的な考え方でございます。答弁漏れがあればご指摘を頂きたいと思っております。以上です。

議 長
菅原議員
(再々質問)

3 番 菅原 文子君。

先ほど、地域とのかかわりのことで、跡地利用のことでというお話をいただきましたけれども、やはり稲穂地区では盆踊り大会とかスポーツ大会とかいろんなことを今までされてきたという経緯があります。それから運動会もそうですよね。その新しい学校では、例えばですけども、運動会を今までのような形で、親御さん一緒に走ることができるのかとか、そういう小さいことも多々ありますので、それはまた地域で考えてくださいというお答えになろうかとは思いますが、やはり短期間のうちにこの統合、廃止が決まってしまった経緯を考えると、やはりリーダーとして町の教育委員会の方でもお助けしていただければなと思っておりますけれども、そのところの地域とのかかわり、新しい学校とのかかわりをどのようにお考えなのかお聞きしたかったわけでありまして。そのことをちょっとお話しただけなかったようなので、その点を1点。

それと、学校のことに关しまして、勉強のことに关しましては今まで

6回にわたってと、年間6回わたってということでのご答弁いただきまして、先生方との連携もできているのかなということでも力強いお言葉をいただきましたので、細部に関しましては多々あるかとは思いますが、あとはその学校の勉強の中で、子どもさんたちに克服していただければという思いであります。

それから、スクールバスが一番やはり問題なのですけれども、お母さんたちの中でもそのお話を伺っていると、例えばその低学年の子どもさんたち一年生から3年生まで特別に乗せてもらえないかとか、それから、5、6年生になったらどうかとかと、そういうお話も出ております、やはり私の方でもこの地図を見させていただいて、頭の中でこう考えていまして、1年生と6年生と一緒に考えるのはやはり危険かなという思いもあります。それと、先ほどご答弁いただきました中では337号通りを通るようにしかできないという話もありましたけれども、新南幌小学校は真っすぐ行くと、あいくるとか通るところの道に出ますから、以前、商店のところで小学1年生のお子さんが事故に遭われまして、そのことも考慮されてこの通学路なのかなと私の中で判断はしておりますけれども、それにしてもやはり危険区域が何カ所かあるなということで私も見ております。親御さんたちもこの地図を見まして、ちょっとこれはどうなのかなというお話もちらちらと聞こえてきているところですので、再度、この通学路、337号道路に関してもう一度ご配慮願えないかということでお聞きしたいと思います。それと15線道路ですけれども、やはりこのところは中央公園がありますから、ほとんど人は通ることはないですよ、そこのところを朝、雪が降った時に大変危険な状態だということは、私も毎朝通っていますから見ております。それから帰りの時も、大変ここは危険な道路なので、ここをなんとかできないかなというように思っております。それから、一部、この赤いところで、この地図を見させていただくと今までの通学とこの東町からのくるところ、三角になっているところ、中央公園を突っ切って今までは来ていたんですけれども、そこが変更になっているのかなという、ちょっと細部に当たりますけれどもそういう危険なところも見られますので、このままの状態ですとやはりお母さんたち、保護者の方たちも心配だなという思いが強くなります。先ほどのご答弁いただきましたお知らせということに関しましていけば、親の、母親の立場から言いますとやはりこの6時半、7時というのはちょうど子どもたちにごはんを食べさせる時間になるわけです。子どもさんたち小学生、それから小学生以下のお子さんをお持ちのお母さんたちには、でかけるには大変厳しい時間帯だと私は思います。お父さんもまだ帰っていない状況の中で、お母さんが子どもたちを置いて出るといことは大変危険な状態です。これから冬になりましてストーブとかも焚きますから、火のことも関係しますから、そのことをご配慮いただいて、土日午後にするとか、もしかしたら1人、2人しか来ないかもしれませんが、それでもやはりこの通学ということは大変重要なことですので、そこのところをご配慮いただ

議長
教育長
(再々答弁)

きたいのですが、そこのところをもう一度ご答弁お願いいたします。

教育長。

最初に運動会、学習発表会等の行事についてですけれども、実は、各学校で特色ある運動会、特色あるそれから学習発表会が行われております。当然、お母さんお父さん方のご意見の中に、ぜひこの行事を新しい学校でも残してもらいたいなという声がたくさん伺っております。できるだけ対応はしたいというふうに考えております。ただ、これはですね、学校の当事者になります学校で最終的に決めることとなります。当然、そういうご意見がたくさんありますよということはお伝えいたします。どうしてそうなるのかと言いますと、行事にかかわる時間数をもう決められているのですよ、学校というのは。教科の時間数、道徳の時間数、特別活動の時間数、全部決められております。それで、各学校の希望する行事を全部反映させることはまずできないですよ。新しい学校なので新しい形でひとつやりたいということもきっと出てくると思います。そんな中で総合的に勘案しながら決まっていくということでご理解を願いたいと思います。ただ、それぞれの学校の強い思いはできるだけ反映していきたいということだけは、きちんとお伝えしていきたいと思います。そうしてくれると思います。他の質問については、課長の方から説明いたします。

議長
生涯学習課長
(再々答弁)

生涯学習課長。

まず、通学路の変更は可能かどうかということでございます。基本的には、これですっと固定するという考え方はございません。現実には、みどり野小学校の子どもさんについては、みどり野小学校に該当する分についてはこの通学路で現行通学されているわけでございます。ですから、みどり野小学校の子どもさんの通学路については変更しないで、南幌小学校から新たに通われるという形の中の通学路ということで、先ほど言った統合準備委員会の中で、当然その中には、学校の先生だけでなく各3校のPTA関係の方も含んだ形の中で、部会で協議をしていただいて出てきた案だということ考えております。ただ、安全面が一番大事だということは当然私どもも理解しておりますので、ただこの8号については道路を歩くという考え方でございません。両側に歩道があるということでございますので、その歩道の右側を歩くか左側を歩くかということによって、例えば信号もどっちを通ったらいいんだということまで含めた形の中で、住民課サイドの方とも十分連携をとった形の中で協議を進めさせていただいておるところでございます。ですから、もし何かの形で、ここは絶対だめだということであれば、また変更する可能性はあると思います。

それと、もう1点。あくまでもあいくるの部分、それとここでもすべてが8号道路を通るということでなくて、例えば8号道路を通らなくてもいい方については9号道路を通ってもらうと。9号道路についても、除雪の関係で歩道が両側空いている関係、空く場合と空かない場合がございますので、その辺も考えながら通学路として考えていくと。

それと、改善センターと言いますか、あいくるの所につきましては、基本的に一たん停止でございます。そういう所については児童数も少ないということで、ここについては、8号に出させていただいて、行っていただこうという考え方で設定をしております。それと、今の、この真っすぐ行った手押しの信号があります15線にぶつかる所、ここについても、ここを通るより、通る子どもさんもあまりいないということもありますが、手押しの信号の所に行くともた指導する人を配置しなければならないという、そういう関係も出てきますので、ここを通らなくても8号あるいは9号を通ることによって支障はないというような考え方の中でやってございます。

それと、通学路についても基本的に冬期間の除雪の体制も考えてなければならぬということでございます。ですから、昨年から、例えば今のお手元の配布の図面の中で、中央公園の下にV字になって出ている部分があります、ここについては基本的な公道ではありません。団地内というか中の道路でございますが、地域からの要望あるいは学校の関係もございまして、都市整備課の方をお願いをして、冬期間も除雪をしていただけたらという形の中で、ここについても設置をしている部分でございます。さらには、中央公園の中、天候の状況だとかそういうものによっては学校として、夏場であれば中央公園の中を歩いて帰られているという実態もあるようでございますが、これは冬期間除雪ということになるとなかなか厳しい問題があるということでございますので、一応そんなふうにご理解をいただきたいと思っております。

それと、会議の時間帯でございますが、あくまでもこういう会議をする時には、通常、学校でPTAの会議だとかそういうものやっている時に何時くらいがよろしいでしょうかという形の中でお伺いをして、一応学校の意向を反映した形の中で設定をさせていただいたという経過がございます。ただ、現状として、お越しをいただけないという部分があるとすれば今後開催にあたりましては時間帯についても考えて会議を開催して参りたいと思っております。

議長

以上で菅原 文子君の一般質問を終わります。
昼食のため午後1時まで休憩といたします。

(午前11時52分)

(午後 1時00分)

議長
内田議員

次に7番 内田 恵子君。
防災を含めた地域づくりについてお伺いします。

我が町は来年、開拓120年という大きな節目を迎えようとしている今日、長年の懸案でありました治水対策の遊水地事業も着工され、水害対策は一步前進したところですが、まだまだ安心はできませんので防災を含めた地域づくりということで伺います。

まず1点目として、自治体同士が共同で備蓄や避難場所の確保をすることも必要と考えます。町としても、隣接自治体と協議をしていく考えがあるか伺います。

2点目として、防災教育、防災訓練の質を高めるためには地域内連携が必要と考えます。地域の防災意識の高揚と地域づくりを進めるためにも各団体の代表者会議を望んでいるところです。皆が一堂に会し、防災を含めた地域づくり、そして協働の町づくりを目指す時が今と考えております。町内の各団体の代表者を構成員とする防災と地域づくりについて協議する組織が必要と思いますが、町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

内田議員の防災を含めた地域づくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目の備蓄や避難場所の確保などについて、隣接自治体と協議をしていく考えがあるかについてのお答えをいたします。大規模災害で被災した場合に備え、他の自治体と連携を図ることは私も必要なことと認識しております。本町においては、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を平成20年に締結しており、応援の種類には食料や生活必需品、被災者などの一時収容のための施設の提供や職員の派遣などがあります。この協定により隣接市町村相互の対応も可能と考えておりますが、別途協定にない応援に関して連携が必要な事項がある場合は、協議して参ります。

次に、2点目の防災と地域づくりについて協議する組織についてお答えします。大規模な災害が発生した時に、被害の拡大を防ぐためには、行政の対応だけでは限界があります。自分の身を自分の努力によって守るとともに、地域の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組む必要があります。昨年より、各行政区長、町内会長において地域を主体とする自主防災組織などについて研修がなされておりますが、まだ組織化された地域はありません。自主防災組織は、自治会などの地域で生活環境を共有している住民などにより、地域の主体的な活動として結成、運営されることが望ましいと考えていますが、組織化には至らなくても各行政区、町内会を中心として各団体が集まり、日ごろから防災知識の普及や防災訓練の実施、住民の避難誘導などの活動を行うことが被害の軽減のために重要であると考えております。

自主防災活動を地域コミュニティ維持の手段の一つとして位置付け、地域住民の創意工夫による主体的な活動となるよう、地域住民一人ひとりが日ごろから地域の活動に積極的に参加をしていただきたいと思います。町といたしましても、自主防災活動の取り組みと組織化も含めて、今後も働きかけていくとともに、防災意識の高揚を図って参ります。

議 長
内田議員
(再質問)

7番 内田 恵子君。

本来ならば、防災と地域づくりは分けて質問すべきでしょうが、東日本大震災で多くの命をもって教えてくれたことはあまりにも多く、何もかもゼロベースで見つめ直し、地域、家族、仲間、士気の高さ、絆等と、本当に大切な存在を実感し、私たちのライフスタイルに関する意識を大きく変化させたと言っても過言ではありません。また、今まで私たちは、

何があってもすぐ元の状態に戻れると思い込んでいたことの間違ひをも感じさせてくれました。ですから、私は、防災とは早期復興も含めて身近な地域づくり、人づくりから始めるべきと考えています。そうすることで、立派な防災関係機関等の処理すべき事務または業務等の代行や、災害時における協定が本当に生かされるのではないのでしょうか。今、南幌町は自立緊急実行プランとして閉塞感が漂っていますが、これからの南幌町のために町長は心を開き、職員の皆さんには各担当の所管以外にも少しでも多くのことを深く知り、その知恵と知識を町民にサービスとして提供していただき、負担を分かち合い、地域の絆を深めることが地域ぐるみの対策が防災も深め、やがて地域支援活動にも生かされるのではないかと考えます。これから、一人でも多くの町民が防災や地域づくりのテーブルにつくことを施策の見直しとして考えていただけるか伺います。

そして、先ほどの答弁にもありましたが、別途協定にない応援に関して連携が必要な事項がある場合とありますが、これはどのような場合でしょうか。伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

内田議員の再質問にお答えをいたします。地域づくり、あるいは今回の大震災を受けて、いろんな活動の仕方が改めて問われている部分かなというふうに思っておりますが、我が町に置き替えますと、やはり過去の歴史を振り返ると、必ずしも順調ではなかった、大きな災害に見舞われてきているわけであります。ですから、この教訓を生かしながら、いろいろと私どもは検討しながら少しでもよくなるようにというふうに、それぞれいろんな機関にお願いをしながら、そして自分たちは自分たちでできる範囲をできるだけやっつけていこうということ今やっているところでございまして、やはり、どんなことが起きるかちょっとわかりませんが、今までの中で、道との、市町村との協定の中では、ほとんど網羅されているとは思いますが、いかなることが出てくるかどうかはまだ、相手のある自治体でありますので、そのことを十分考えて、いろんな全国のいろんなことを見ながら、この近隣でまた結ばなきゃならない、お互いが出てきた場合についてはこれは協定していかなければならない。ほとんどは一応網羅はされていると私は思っていますが、どのようなことがまた出てくるかわかりません。そのことも含めて、そういう意味で答えをさせていただきました。

それから、私も心を開いているつもりではありますが、まだまだ理解をいただいていないというようなことだろうと思います。そこで、職員にも地域担当職員制度、あるいは出前講座等々と、地域に出向く時にいろんな話をしていただき、特に今回はこの大震災がありますから、やはり私どもなんぼ声を呼びかけるにしたって先ほどのお話しもあったように、瞬時に全部に伝わるといことはなかなか難しいかと。やはり自分のまず個人個々が自分のできることを日常から、やっぱりやっておいていただく。そういうためには、やはりいろんなとこに出向いてそういう

話しをを町民の皆さんにしていくのが大事ではないかなというふうに思いますので、これからもいろんな会合等々含めて、そういうお話をさせていただくと同時に、やはり皆さんの、地域の皆さんの身近なのは行政区、町内会だろうと私は思っています。だから、そこからいかに発信ができやすくしてあげられるか、あるいは情報を正確に伝えられることがどうか、その辺の検証もしながらみんながこの防災意識をを高めていただく。そして、より安全、安心な町づくりへ町民みんなで考えながら行動していただくようにこれからもお願いをしていきたい。そのために、いろんな制度を活用し、今ある部分、職員にも全部やっていただくし、あるいは町民にもやっていただきながら、それで抜けている点はやはり改善していきながら、一人のやっぱり犠牲者も出したくないので、みんなを考えていくことをまず訴えていきたいなと、そういう意味で、まだ私の方からの発信が足りないというお話しかと思しますので、私も心がけてそういう発信をしていきたいなと、そんなふうに思っています。

議長
内田議員

7番 内田 恵子君。

ご答弁を頂きました。復興についてテレビで見ますと、やっぱり一人も犠牲者を出さなかった町の町長、その時の呼びかけた声が、言葉が今まで聞いたこともない言葉であった。またマニュアルどおりの言葉で非難を呼びかけた町は、訓練かと思ったという町民の方がいました。今、私たちが大きな災害はありませんが、この未曾有の大不況を乗り切るために、行政、町民、議会が一体となって乗り切っていくべきと考えております。

次の質問に移らせていただきます。

観光協会の位置づけについて伺います。

去る11月18日に、町内の有志の方々によるプロレス興行が行われました。その折、商工会女性部に来店依頼があり、このようなことは初めてのことでとても心配でしたが、観光協会からの協力も頂き無事に終わることができました。興行を実施した有志の方々にも大変喜ばれたところです。このような形、町民からの発信は初めてでしたので、これからの町づくりには観光協会の力が絶対に必要なことと実感いたしました。地域経済が厳しい今日、観光協会には町の潤滑油、そしてイベント等ではけん引車の役割を望んでいるところです。観光協会は町とともに南幌町発信基地と考えますが、観光協会の運営は大変厳しいと伺っております。今後、観光協会と町とのかかわり、また、町補助金のあり方についてどのようにお考えなのか伺います。

議長
町長

町長。

観光協会の位置づけについてのご質問にお答えをいたします。

初めに、イベントへの取り組みについて申し上げます。現在、各生産者や各団体のご協力を頂きながら、観光協会の事務局である農協、商工会、町がともに町内、町外の各種イベントに参加、出店している状況にあります。引き続き、観光協会には、本町のPR並びに特産品、農産物の販売などのPR活動の中心的役割を担っていただきたいと願ってい

るところでございます。

次に、観光協会の運営状況と町とのかかわりについて申し上げます。観光協会の運営は大変厳しい状況にあります。現在、観光協会理事会において、今後における観光協会のあり方や基本方針の策定など、ご審議を頂いているところであります。町といたしましても引き続き、農協、商工会や各団体との連携を図りながら観光事業の発展と地域活性化のため、支援して参りたいと考えております。

次に、観光協会の補助金につきましては、観光協会からの申請に基づき支出を行っているところであります。限られた予算の範囲ではあります。さらに組織内の連携強化を図り、創意工夫をしながら鋭意努力されますことを願うとともに、町といたしましても積極的に協力して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

議長
内田議員
(再質問)

7番 内田 恵子君。

観光協会という今までの立場では本当に町長のご答弁もあるように、この加工品やら町の本物のPR、農産物の販売など、そういったことのように捉えておりましたが、この度、本気で町おこしとして行動を起こしてくれた有志の方々の協力を頂いた観光協会、そして職員の方々にもお手伝いを頂きながら、この有志の方々に何としても寒い夜でしたが応えたいと思い、私たち女性部も自家発電による灯りやらテント張りやらしたことはありませんでしたが、一丸となって何とか何か一つでも成功させたいという思いでお受けしました。そこで、お手伝いを頂いたのが観光協会、そして職員の方でした。お互いがとても軽やかな動きと思いやりで寒さを忘れるような時を過ごさせていただきました。この度のことから学び得たことは、何かを避けるのではなく、しっかりと向き合い受け入れることでしかわいてこない力があるのだなということです。これからもたびたび町民の方からの発信があるのではないかと思います。そのような時、町としても、また人的にも、また観光協会と一体となりながら協力を頂けるのでしょうか。今後、我が町も特別大きな企業があるわけでもなし、大富豪がいるわけでもありませんが、連携のすばらしい町、そして命は食にあり、命を支える南幌町として南幌町と観光協会はしっかり重なり合って南幌町を発信すべきと考えますが、いかがですか。伺います。

議長
町長
(再答弁)

町長。

内田議員の再質問にお答えをいたします。観光協会という今まで皆さんからいろんな思いでお話しをいただいたところでございます。そこで今回11月にイベントがあって有志の方々が率先してそういう行事を開いていただいたと。その折に、観光協会も参加をしながらPR活動等々に参加したところでございますが、町民の方々からいろんなそういうことが出てきた場合については、町も一緒になって観光協会とそういう活動に取り組んでいきたい。そして、特に、南幌の発信ができる場が非常に少ないであります。これは町としても非常に大事な問題だろうというふうに思っています。そういう組織を通じながら、そこには、商工

会、農協がしっかり支えていただいておりますので、その方々の団体を含めて町民から有志がいれば一緒になってまた盛り上げていただきたいのと、やはり我が町の良さを自分たちが住んでいる、いろんなことが手がける人たちがまた新たな良さがわかっていただけるのではないかと。ですから、いろんなイベントの企画に対しては、町もかかわりながら少しでも町内でいろんなことができることと、それから町外に発信できることと併せてできるのは観光協会ではないかなと、そんなふうに思っていますので何とか観光協会も頑張ってもらって、そして、いろんな団体と連携をしながら町のPR方々活性化に向けて町としても取り組んで参りたいなと、そんなふうに思っていますのでこれからもいろいろご協力いただければと、そんなふうに思う次第であります。

議長
内田議員
(再々質問)

7番 内田 恵子君。

今日の午前中の監査報告にもありました、皆さんが頑張っておられることは本当に感じております。そして、このことをまた私たちも伝えるべく頑張って参りたいと思います。そのことを実感し、町づくりとは追っても追ってもはるか遠いものだということを実感し、これからまた質問しながら頑張っていきたいと思い、今日はこれで終わります。

議長
熊木議員

以上で内田 恵子君の一般質問を終わります。

次に1番 熊木 恵子君。

町長に3問の質問をさせていただきます。

一番初めは、稲わらペレット焼却灰の処分費用の負担についてです。

先ほども内田議員の質問にもありましたけれども、東日本の震災からちょうど9カ月経ちました。私は、9月の末に1週間、震災地にボランティアで行って参りました。その中で見た光景は、本当にまだまだテレビなどで報道されているのと違って、まだまだ復興には程遠いと感じました。

東京電力福島第1原発事故以来、原子力から自然エネルギーへの転換は国民的課題となっております。本町では、南幌町地域新エネルギービジョンで、ペレットストーブの試験導入や太陽光発電システムの設置、稲わらを有効活用した稲わらペレットなどが取り組まれています。本年、第2回議会定例会で、南幌温泉で実証実験が行われている稲わらペレットは、焼却時に発生する焼却灰が予想外に大量発生し、産業廃棄物として処分されるための補正予算が組まれました。

そこで伺います。現在までの処理費用と今後の見通しをどのように考えているか。

成分調査や研究機関との連携はどのように進めているのか。

実証実験中ではありますが、産業廃棄物扱いとなることについて自治体の負担とならないよう関係機関への働きかけは行っているのか。

稲わらを含めた有効可能なエネルギーを取り入れるための研究が今、必要と思われませんが、進捗状況と町長の考えを伺います。

議長
町長

町長。

熊木議員の稲わらペレット焼却灰の処分費用の負担についてのご質

問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、計画では稲わらペレットの灰の発生率は約12%の見込みでしたが、実証燃焼では15%ほどの発生割合となっています。地域新エネルギービジョンでは、焼却灰はボイラー燃焼後の燃え殻として産業廃棄物に類するものの、処理方法によっては融雪剤などへの活用が見込めるとなっていることから、実証燃焼を進めるにあたり農業試験場や試験研究機関、道の環境及び農政所管、または焼却灰を有効利用している民間企業などと相談を重ねた結果、融雪剤などの特殊肥料として活用できる可能性が出てきたため、現在、道の承認に向けて手続きを行っているところでございます。しかし、承認に至るまでの間は、法律に基づき産業廃棄物による適正処理が必要となりますので、処理経費について補正予算をお願いしたところでございます。

ご質問の1点目につきましては、年内に承認となれば廃棄物処理費用は不要となりますが、特殊肥料をどこで引き受け、販路はどうしていくかなどの調整が必要となりますので、その方針が決まるまでの間は、産業廃棄物として処理する必要がありますが、処理を始めた本年8月から11月分までの処理量は約2.3トン、費用は約10万7,000円となっています。

続きましての質問ですが、11月に農業試験場による灰の成分分析を依頼しておりますが、そのほか稲わらロール保管方法の確立のため、従前からご協力を頂いている北海道大学の研究者が測定器を設置し、また工業試験場によるボイラーからの給湯温度の変化測定なども予定されています。

3点目のご質問ですが、道の環境所管にもご相談を申し上げておりますが、1点目で申し上げたとおり、所定の手続きを行い、承認いただくよう取り進めているところでございます。

なお、有効可能なエネルギーの研究についてでございますが、まずは稲わらペレットによるエネルギーの地域循環型社会づくりに向けた諸課題を克服し軌道に乗せることを目標に掲げ、併せて太陽光発電など再生可能エネルギーの普及にも努めて参ります。さらに、本町の稲わらを原料としたバイオエタノールの製造実証が民間レベルで続けられており、これらについても協力して参りたいと考えております。

1番 熊木 恵子君。

只今の答弁にありました現在までの処理費用ということで、今後の見通しということ伺ったんですけれども、なかなか見えてこないなと今思いました。それで、1点伺いたいんですけれども、6月の定例会の時の補正予算、それは確か70万ほどだったと思います。それで、この今の答弁にありました8月からの処理費用が10万何千円ということでは、それしかかからなかったのか、トータルで幾らなのか、そこをお答えいただきたいと思っております。

私は、全員協議会に最初に説明がありまして、そして6月の定例会に補正予算が提案されました。その全員協議会の中でも、私やほかの同僚

議長
熊木議員
(再質問)

議員からもいろいろ質問があった中に、私も実際に現地で見た時に有害な物はまず含まれていないってことは、はっきりしていますよね。それから触った形でも融雪剤とかそういういろんなものに活用できるのではないかということで、それをできないのかっていう質問しました。その時はまだ研究結果というかそういうのが出ていないので、それはできないということだったんですけれども、今の答弁の中では、ある程度の機関との中で、その方向性が出てきたものなのか、そこもちょっともう少し詳しくお聞きしたいと思います。

それから、活用の仕方については、いろいろデータができてからということもあるんですが、今回のように大量に雪が降ったりという時に、すぐ利用できるという形で融雪剤として使うのがすごくいいんじゃないかと思います。

それから、北大とも研究をしているってことなんですけれども、町内で町としてできることは何かないのか。実験用の場所を使って、土壤改良材だとかそういう形でやってくという必要、同時に進めていくということが可能ではないかと思うんですが、その辺のお考えもを伺いたと思います。

南幌町としては、太陽光発電やペレットストーブへの補助金制度などを設けて、いち早く実践しているってことは高く私は評価しています。それをさらに進めるっていうことでは、今後どのようなことを考えているのか。今、この自然エネルギーへの転換ということで、各地で有効可能なエネルギーの研究や実践がなされています。ここからはちょっと離れていますけれども、下川町や芦別市、美幌町などバイオマスを活用して大きな成果を上げているところが、報告がたくさんなされています。その中でも私が注目したのは、足寄町で地域資源は町おこしにつながると町の産業振興を考えた時に、地産地消の利活用として足寄町の資源が再生可能エネルギーとして十分担えると試算して取り組んでいるというレポートを読みました。これは、岩原栄さんという役場企画観光課主幹の方が文書としてまとめています。もちろんこれは一朝一夕にできたわけではなくて10年ぐらいかけて積み上げてきたものです。企画観光課の主幹なんですけれども、その町では2003年から、新エネルギー担当ということで、そういうプロジェクトチームみたいなものを作って、実際に町民からもいろいろアイデアをもらいながら一緒に進めているということが報告されています。本町の場合は、まちづくり課がその担当になっていると思うんですけれども、さらに進めるためには独立して研究チームというか、そういうのを作る方向にはあるのかどうか、それも伺いたと思います。

また、稲わらの供給体制なんですけれども、どのようになっているのか。町にせっかく立ち上げたこの稲わらペレットですから、町の産業として広く広めて、町民もうちの町はそういうやさしい町づくりをしているんだということが実感できればもっともっと普及に向かえると思うんです。それがちょっと何点もありますけれども、お答え願いたと思

議 長
町 長
(再答弁)

います。

町長。

熊木議員の再質問にお答えをさせていただきますが、この稲わらペレット含めて私どもは地域新エネルギー、早くから取り組んで賦存量調査をさせていただいて、行き着いたのがまず稲わらを使ってみようということでございまして、皆さんに、新エネルギービジョンを渡していると思います。その中で、過去の経緯からずっと出ていると思いますのでもう一度読んでいただければというふうに思っております。そこで、熊木議員からいろいろお話しがありましたけれども、焼却灰、これは当初、私どもはちょっと考えがそんなに熊木議員から言われたように私ども、有害成分だとかそんなもの当然ないものと思っておりますから、簡単にそういう部分が融雪剤等々の土壌改良材含めて使えるものだというお話しです。ずっと進めてきておったところではありますが、やはり私どもが委託しているのは指定管理者の温泉を営んでいるところに渡しているものですから、そこで出るのはあくまでも産業廃棄物、これは法律上どうしようもならない分野でございます。そこで、そうしたらどうなるべきかと。そうしたら、成分分析したり、いろいろやっていって初めて使えるということ今、途中経過です。前回からお話ししていますように当然、成分分析する機関等々の選定にもちょっと時間かかりましたけれども、そういう順番を踏んでいって初めて今、ようやくその見通しが出てきて、これまでかかった費用が約10万7,000円と申し上げたとおりでありまして、これができるだけ答えが早く出れば、これからの費用がかからなくなると。今、職員を含めて早く許可が出るように、承認いただけるように努力をさせていただいているところでございまして、なんとか少しでも早く。費用の問題もありますけれども、今度は使う灰の量が減ってきますので、できるだけ早く承認を頂いて、再利用と言いますか、利活用できるように私どもは進めていきたいなというふうに思っています。

どこの町も今、この新エネルギー含めて新しいエネルギーについて議論をされていると思いますが、たまたま今回は福島原発事故があって大きく取り上げられておりますが、うちは早くからその部分を取り上げて進んできているところです。それは、なぜかと言いますと、北海道でサミットがありましたよね、洞爺湖サミット。そこで、その以前のサミットの京都の議定書の問題があってCO₂をできるだけ減らそうと、国を挙げてやるんだと。その頃から、いろんな協議を重ねて、研究を重ねてきて新エネルギービジョンという形を出させていただきました。そんなことを考えますと、これからは本当に大事な部分であろうと。そして、私ども、今、役場の下の1階でも燃やしておりますが、ああいうのはやはり町民に触れていただいて少しでもCO₂の削減を含めて町民の理解をいただければなと。それから、今、温泉でボイラーを焚いておりますので、これがちゃんと灰も使えて循環型の社会が築けるようになれば、また違う段階に私は行けると。例えば、農家のハウスのボイラーなんか

も同じことです。ですから、まずこの温泉でうまく利活用ができて後処理もきちんとなる、そこに全力を挙げていくべきだと、私はそんなふうに思っておりますので、特別なチームを作ることなく、もう既にそうやって進めてきておりますので、今のうちの制度の中であるいは組織の中で、十分取り扱っていけるものと考えておりますので、何とか早く焼却灰の承認を頂く、これをまず最大の目標に掲げて、それを少しでも早くできるように取り計らっていきいたいなど、そんなふうに考えております。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

2点ほど答弁漏れがございまして申し訳ございません。

稲わらの関係については今年も秋、悪天候であったんですが実証燃焼の部分については確保されておりますので、この後、やはり農家の協力も頂かなければならないものですから、どこまで、こういう活動がどういうふうにやっていくか、それらも研究しながら私どもは進めていきたいなと思っております。成分分析が問題なければ、うちの町として特別に圃場を作ったり、そんなする必要はありませんので、即、農家に使っていただけるような、あるいはいろんな方に使っていただけるような対策を考えていきたいなど。まずは認められた期間でちゃんと成分分析が問題ないということであれば、特別うちで実証実験、町としてやる必要はないと考えておりますので、それよりは早く承認いただいて、提供していただいた農家を含め活用していただく農家を発掘していきたいなど、そんなふうに考えております。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1番 熊木 恵子君。

最後の稲わらのことなんですけれども、町の事業としては、南幌町でお米を作っているその稲わらは、全量をそのペレットに将来的には持っていこうと思っているのか。そこもちょっと確認しておきたいと思えます。それから、先ほどから早く実証実験が出て認定をもらうようにと言っていますけれども、今の段階では、いついつという期日はまだ決まっていないですよね。指定管理者として南幌温泉のところで、ということなんですけれども、それを切り離して、例えばですね、町としてはそこを切り離すことはできないのか。それもちょうど伺いたいと思えます。今年7月でしたかね、町村長会ですか、視察があったと思えます。その中で南幌町のその稲わらペレットの過程を見て、どのような意見だとか感想とかが寄せられたのか、そこもちょっと伺っておきたいと思えます。

また、私としては、今、有効可能エネルギーということで、いろんなところで研究会だとか、その町でも講演会だとかいろいろ開いて啓蒙していると思えます。うちの町では、何かそのようなことを考えているのか。北海道の高橋知事も有効可能エネルギーの宝庫として北海道はあるんだってことを言っています。自分の町で考えた時に、今既存の太陽光とかそのペレットだけではなくて、もっとほかにも活用できるものがあるんじゃないかっていうことでその辺のお考えと、ぜひとも誰か呼んでお話を聞くとか。稲わらペレットをやっているってことが、確かに広報にも載っていますし、私たちは議会ではいろいろ説明を受けているんで

すけれども、なかなか町民の中には浸透してないと思うんですよね。ですから、やっぱりそういうのをもっと浸透させるべきだと思います。新しいエネルギーに取り組んでいる町、南幌とかっていうキャッチフレーズで、この町が本当に人にも環境にも優しい取り組みをしているんだっていうことを、ぜひとも発信すべきだと思うんですけれども、その辺のお考えを伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。この稲わらの量の確保で調査をさせていただいております。農家の方々の今の現状等々、これは全量を集めるということは当然無理だし、また置く場所というのが相当量があります。今の実証燃焼をやっている温泉ボイラーだけでも相当の数でございます。農家のご協力を頂いて場所も確保したり、町で建てたハウスの中に入れさせていただいたり、そういう問題があるのと、今年みたいな悪天候になったら、そんな数、全量集めるなんて到底無理な問題でございます。また、農地によっては、場所によってはすき込んでも構わない時期がございます。有効資源の再活用という意味でいきますと、ただ、うちの町の土壌から考えますと全量がすき込んでいいということにはなりません。そういう中で有効活用をしたい。それがようやく稲わらが出てきたと。そのほかに麦わらだとか、もみがらも当然、研究はさせていただいました。その中でやっぱり一番稲わらが量からいろんな問題をクリアできるのはいいのではないかと。その後、麦わらはあるのですが、麦わらは再利用可能でいろいろなところに流通に回っております、町内から。それがどれだけ確保できるかという、その問題もたくさんありますので、なかなか難しい問題があるのかなというふうに思っておりますが、どちらにしても、そういうこと背景がありますので、現在2,300何がしのヘクターでありますけれども、そのうちのどのくらい取れるんだらうと、どのくらいが利活用できるのか、考えていくとそんなに多い面積ではないかなと。ですから、今、先ほど熊木議員からありましたように全国の首長さんたちが見に来ていただいて、あるいは近隣の首長さんとの話もしておりますが、大々的にやる時にはうち一町では到底無理であります。近隣含めていろんな自治体と連携をしながら量の確保をしていかなければ、非常に難しいのではないかなと。もう一つ、バイオエタノールの研究もしています。そのわらの量もそんなはしたな数字でございませぬ。うちの町では到底満たせませぬ。ですから、それも実証になっちゃうとやっぱり近隣に働きかけて少しでも多くそういうのをしていかなければならないと思っておりますが、まず、うちでやりましたこの温泉のボイラーを確実に大丈夫だと、全国の首長さんが来てもいいことだねということでかなり関心を持って帰られておりますから、いろんなところで国の機関あたりはうちの町の実例を出していただいているようであります。ですから、そのことにやっぱりきちんとできる基礎を早く作っていくべきではないかなと、そんなふうに思っております。先ほど申し上げましたように、今出ているのは、やっぱり温

泉の指定管理者を受けているアンビックスが受けているわけであり
ますから、あくまでもそこから出るのは産業廃棄物ということであり
ますので、僕らはこれはなんぼ言ってもだめでしたので、だから正規な形
で成分分析をしてきちんとして再利用ができるという、その今、道の方
へ申請を上げておりますので、なるべく早くということで費用もかか
りますので、そのことをお願いしているところでございますので、そう
いう運動をしながら私どものこの新エネルギー、簡単に言うのは楽な
のですが、本当に実証をやって多くの方々の協力を頂く、そういうこと
をするためにはきちんとデータも作っていかなければ、ただ言っただけ
では済まないと思っていますので、まずはこの温泉で使っているボイラ
ーがきちんと稼働して、そういう問題点もクリアして、そして更なる次
のステップに進めたいと思いますが、そこに今、全力を投球したいと思
っているところでございますので、ご理解いただければと思います。

町民の啓発については、広報等々で結構関心を持っていただいで私も
いろんな会合でお話しをさせていただいております。ですから、そうい
う部分、まださっき言いましたように灰だとかその問題がまだ処理、全
部終わったわけではありません。終わって、ある程度またなったら広報
等々利用しながら、こういう利活用をしていますということで流してい
きたいと思いますが、中途半端で流すとまた大変なことになりますので、
いろいろその辺の答えが出て大丈夫だよとなれば、また何かの機会に広
報等々利用しながら普及活動に進めていきたいなと、そんなふうに思っ
ています。

議 長
熊木議員
(再々々質問)

1 番 熊木 恵子君。

答弁漏れがあるのでお願いします。

町として、今、町長がお話しされましたけれども、今後、研究者とかい
ろいろな方呼んで町内でそういう講演とかそういうことをやる予定
があるかどうか、そこ1点、答弁漏れです。

議 長
町 長
(再々々答弁)

町長。

これだけに特化してやろうという考えではございません。いろんなこ
とを拝見しながら、新エネになるのか、いろんな、例えばうち出身者で、
工学部で教授をしている東大の教授もおります。ちょっと違いますけれ
ど、分野が。そんなことも含めて、町民のためにいろんなことを活用が
できるのであれば考えていきたいなと。これ、今の稲わらペレットだけ
という話しにはならないでもうちょっと広い意味で、今後のエネルギー
も含めて、どういうテーマがいいのかは別として、いろいろ考えていき
たいなと、そういう我が町出身で、いろんな研究されている東大の先
生もおりますので、そういう活用をしながら私は将来考えていきたいな
と、そんなふうに思っています。

議 長
熊木議員

1 番 熊木 恵子君。

2 問目に移らせていただきます。

町職員の研修のあり方について。

住みやすい町づくりを進めるため、行政職員の資質の向上が求められ

ています。若い職員の意欲的な取り組みが、行政のみならず町民に与える影響は大変大きいと思います。我が町で現在行われている職員研修の具体的な内容について伺います。

また、来年度以降の研修について、先進地への職員の派遣などの考えがあれば計画の詳細について伺います。

議 長
町 長

町長。

町職員の研修のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

行政に対する町民ニーズや価値観が変化している中、限られた財源を有効に活用するとともに資質の高い職員による事業の実施に努めなければならず、職員の研修の重要性はますます高まっております。本町といたしましても、時代の変化に対応できる職員の育成を目指し、南幌町の独自性を発揮し、創造的かつ効果的、効率的な町づくりや行政サービスを提供するため南幌町職員研修基本方針に基づき実施しているところであります。現在、効果的な能力開発の場として位置付け、自己選択による応募型を基本に、北海道市町村研修センター、北海道市町村振興協会主催による道内・道外先進事例研修、職員道外研修、市町村アカデミー、全国国際文化研修所への研修を実施しております。

平成23年度の研修参加実績及び予定につきましては、北海道市町村研修センターへは現時点で23名、道外先進事例研修1名、従来実施しています職場内研修は本年度より年2回開催し166名の参加状況であります。市町村アカデミー、全国国際文化研修所へは今年度各1名ずつの派遣を予定しております。来年度以降の研修につきましては、平成15年度より中断しておりました自治大学校への研修を平成24年度より再開する予定であります。また、職員道外研修につきましては、平成22年よりグループ派遣から個人派遣も可能とし、公的・民間企業などの各種研修事業など自己の能力や教養の向上も目的に加えたところであり、引き続き来年度以降も実施して参ります。道内・道外先進事例研修につきましても、平成20年より視察場所、テーマにより職員を積極的に派遣しているところでありますが、本年度も認知症早期発見、早期対応のための取り組み、要援護者の避難支援対策などのテーマにより、島根、鳥取への研修に参加させており、今後においても積極的な職員派遣を進めて参ります。

議 長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子君。

今回の監査委員の監査報告にもありましたように、今年度取り組まれたコミュニケーション能力向上などの研修内容は、参加者からも大きく評価されているという報告がありました。以前、委員会の中でもそのことはお話しを聞きました。私は、自治研修など、決まりきったというか、そういう研修だけではなくて、やっぱりもっと先進地へどんどん派遣して、それを持ち帰るといの方が有効だと思うんです。以前、町長ともお話しをしたことがあるんですけども、私がフォーラムかなんか参加した時に、栗山町で開催された何か研修に参加しました。その時に時間が空いて、栗山の中の視察に行く時に食事をしたんですね。その時に、

来るまでの間すごく時間があつたものですから、その職員がすごく町の成り立ちっていかそういうことを、すごく丁寧に語ってくれたんですよ。そこには道外からも参加された方がいて、みんな感心して聞いていて、私もおおっと、すごいなと思いながら聞いたんですよ。その職員にバスに乗る時に、まずその日、土日の2日間の研修だったものですから、これは仕事で参加しているんですかということをお聞きしました。そしたら、自分で参加していることと、それから、その町のことすごくわかって、すごい勉強してるんですねとお話をしたら、栗山町のそういう派遣事業というかそういうので東京に2週間でしたかね、何か行かせてもらって、それでその時に行った時は、自分は何にもお話ができなかったと、だけれどもその職員と一緒に行動している時に、やっぱり自分の住んでいる地域のこと、人のこと、すごく詳しく話しているのを聞いて自分もやっぱり自分の町のことをもっと知らなくちゃだめだと思って、それから勉強したっていうお話を聞きました。私は、いろいろ、申し訳ないですけども、役場職員のことについては、いろんな意見が町の中でも耳に入ってきます。よくやってるといふこととか、あと、出前講座だとか地域担当制も、なかなか見えづらいというような声も聞かれます。やっぱりそういう中でも私もいろいろ接する職員の中では、すごく積み上がっているといふか、こう言い方はおかしいんですけども、すごくそう感じる場面がたくさんあります。ここに、若い職員って言いましたけども若い職員だけではなくて庁舎一丸となって学んで、それを住民に返すというその姿勢がすごく大事になってくるだろうなと思います。いろいろ予算的にもずっと厳しい厳しいという形でやってきて、まず真っ先に削られたのがこういう形の制度のことだと思うんですよ。それはやっぱり間違いだと私は思うんです。ですから、何にお金をかけるかっていうところでは、やっぱりこの職員の研修制度っていうのは、しっかり質の高いものにしていくべきだと思います。議会の両常任委員会の道内政務調査、昨年、今年と職員が同行しました。これは昨年、同僚議員が提案したもので、同じ目線で調査、検証ができるということでは、後々になって成果があらわれてくると期待しています。だから、本当に1泊2日のその道内の政務調査であっても、私たちもその職員と深く話すことによって違う時にもすぐ話しに行ける。そういうような結びつきも生まれています。ですから、積極的に取り組んでほしいなと思っています。先ほどの答弁の中で、鳥取とか、島根とかに研修に参加しているっていうことでしたけれども、このような参加しての報告会というかそういうのは庁舎内で職員間では行われているんでしょうか。そのことをちょっと伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。いろいろ研修に参加をいただいている部分については、報告会という部分については特別しておりませんが、レポートを提出していただいて、全職員がわかるような体制をとっております。そういう中で研さんをしていただく、あるいは気付

いた点を聞いたりするということで、全職員がすぐ見れる体制にはとっていただいておりますので、多分、見ていただいているんな話が出てくるのだろうと、そんなふうに思っていますので、これからもそういう形態がいいのか、もっと違う方がいいのか、これは別として、職員には、行った職員だけでなく全職員に周知をするように図っていきたいと思っています。それから、いろんな所にできるだけ出していきたいというのが私の願いであります。しかしながら、職員も相当減らしてきていますから、そんなに一遍にどんと行く話しにはならないのかなというふうに思っていますが、やはり熊木議員が言ったように職員の資質を高めるのは、いろんな所の事案を見て、我が町と比較したりいろいろできるわけでありますので、研修制度、いろんなことをやっぱり職員に学んでほしい、そんなことありますのでできるだけ派遣していきたいなと、そんなふうに考えております。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1 番 熊木 恵子君。

この研修制度なんですけれども、例えば道外とかの視察をするというか、先進地に行くという場合は、どのような形で、その課とかの中で希望を出して、それがどこかで協議されて認められていくっていう形なんでしょうか。ちょっとそのシステムを伺います。

私も何度もいろんな場所で話をしているので、皆さんお聞きしていると思うんですけれども、小さくても輝く自治体フォーラムというのに何度か参加しています。長野県の下條村に行った時に、その村の村長さんが自分の村の政策っていうことで、本当に山ばっかりの所なんですけれども、そこに若者定住住宅というのを建設して、やっているということでした。その実践が大変優れているというか、財政規模とかいろいろ考えると、すぐどこの町でも同じことができるとは、もちろん思わないんです。ですけれども、なんでその町が生き返るかというか、持続するかって考えた時に、こういうような施策を持って実施しているということでした。温水プールとかデイサービス、図書館などが一体となった施設を作って、そこに皆さん通ってくる。それから、近くの飯田市とか、長野県なんですけども、飯田市とかから若い人方がどんどん引っ越してくるようなものを作っているんですね。やっぱりそういう目玉というか、そのお話しを私も参加してここでもお話ししましたし、他の近隣の自治体でも、その報告を受けた自治体では、そこに早速職員を派遣して学んできて、それを報告しているってことがありました。ですから、いろいろ予算のこととかいろいろあると思うんですけれども、やっぱりそこは思い切って、そういう研修制度を構築して意欲のある自治体職員がさらに活躍するということを期待するものなんですけれども、何かそこでお考えがあれば伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。職員研修の派遣の関係であります。いろいろテーマが来られます、いろんなことで、いろんなところから。それによって皆さんに応募をしていただく。そういうものが

ありますので行きませんかということで公募をかけまして、そしてそれに参加してみたいと、いろいろあってその中で選ばさせていただいているのが実情であります。うちの職員も引っ込み思案ではなくて、やっぱりテーマによっては非常に行ってみたいということでやっておりますので、できるだけそういうのは伸ばしていきたいなというふうに思っております。私どもも先進事例でいろいろ聞きます。これは行った方々、いろいろあろうかと思いますが、それに行って、我が町のどこがいいとか悪いとかというのか当然判定できますので、できるだけいろんなところへ派遣したいなと思っております。ただ、いい事例のとはばかり行っても用足さない。やはり我が町と似たような部分で、どう努力をしているか。そういう評価をしてあげられる方がいいのかなと私自身は思っております。いろんなところ行っても、うちの町じゃ今これじゃ無理だよという話しになっちゃうと職員の士気も下がる。だから、どう工夫してやっていくかという部分が出るような形をしてあげられればというふうに思っております。よその町でやってないこと、うちの町もたくさんやっています。そのPRがちょっと悪いからあまり評価されておきませんが、実質はいろんなことをやっています。そこ行って初めてうちのよさもわかるわけです。ですから、職員派遣というのは、いろんな自治体、あるいはいろんな所に出て行って、いろんな自治体の職員とのコミュニケーションをとっていただいて、足りない部分、いい部分、伸ばせる部分、いろんなことが起きるんだろうと。ですから、少しでもやっぱり広めてあげたいなと。人間性を広くつくるという意味でも大事なことだろうと思っております。そんなことをしながら町民と一緒に、町づくりの発展にいろんなことを職員も提案をする、あるいは聞く耳を持つ、いろんなことが私は出てくるだろうと思っておりますので、できるだけ派遣をしていきたいなというふうに思っております。

議長
熊木議員

1番 熊木 恵子君。

3問目に移らせていただきます。

高校卒業生の地元での雇用促進を。

近年、人口の減少が続き、特に3月の卒業を迎える時期は若者の流出が著しく憂慮されます。若者が毎年、確実に地元で定住することは、少子化対策としても重要なことです。南幌高校の卒業生や若者の雇用に向けて、町として雇用促進の働きかけを地元企業に積極的に行っていると思っておりますが、具体的な取り組みを伺います。

また、町内に安心して住んでもらえるための若者定住住宅の確保など環境整備も必要と思っておりますが、今後の計画について伺います。

議長
町長

町長。

高校卒業生の地元での雇用促進をとのこと質問にお答えします。

全国では高校、大学の新卒者ともバブル崩壊後の就職氷河期に匹敵する雇用情勢が続き、追い討ちをかけるように東日本大震災の被災地をはじめとした東日本での求人の落ち込みが顕著となっております。北海道労働局の集計、7月末現在によると、就職希望の道内高校生は全体の16.1

7%にあたる8,816人。これに対し道内求人数は2,536人とどまり、有効求人倍率は昨年同期よりも0.03ポイント上がったものの、依然として狭き門の状態が続いております。

そこで、昨日の新聞報道にもありましたが、本町では若い方が地元就職していただけるよう、南幌高校からの依頼に基づき、町内企業見学会やインターンシップの実施に積極的に協力しており、高校においても、企業訪問、進路相談、ジョブカフェやハローワークからの情報収集などに努めてきた結果、現在、就職を希望している17名の生徒のうち、就職内定者が8名で、町内の企業や施設などに就職が内定している生徒は6名となっております。引き続き、雇用情勢は非常に厳しい現状ではありますが、雇用確保を重点施策と捉え、南幌高校などと協力連携し、就職活動を側面から支援して参りたいと考えております。さらに、企業や関係機関からの雇用情報の収集と発信にも努めて参りますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、若者定住住宅の確保などの環境整備の計画はとのご質問については、町が若者定住策といたしまして公共住宅を提供することは、町内の民間アパートが16棟189室あり、うち約40室が空き室となっている実態と、現在の町の財政の状況からは非常に困難なものと考えます。将来にわたり、供給戸数にも不足が生じる場合には、新たな公営住宅の供給に併せて、入居資格要件の見直しによる検討や、公共用地を利用した民間活力を得ながら、官民協働による住環境づくりなども必要と考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長
熊木議員
(再質問)

町長。

只今、町長の答弁にありました12月13日付の北海道新聞、ここに大きく出ています。これを読んで本当にうれしいなと、私、率直に思いました。人口が減少して高齢化率も上がる中で、やっぱり若者が地元で雇用されるということは、町の発展にはとにかく欠くことができないと思います。そういう中で毎年、確実に1人、2人、3人とかと、確実に地元で雇用されると、やっぱりそこで結婚して子どもを産んでってことになると思います。そうなることがやっぱり全町民としても、すごく夢を描けると思うんですよね。ですから、それに向かってやっぱりきちっと対応していくところが欠かせないと思います。それで、今、民間のアパート189室あり、40室が空き室となっているということでしたけれども、以前、職員アパートというか職員住宅というか、そういうのがあって、男子寮とかあったと思うんですけれども、男子寮があった所は今、法人で使っていますよね。そのほかに今現在もそういうアパートが南幌町として押さえている、そういうアパートがあるのかどうか、そこを伺います。

それから、財政が厳しくてなかなかその、ということをおっしゃいましたけれども、地元で仕事をして住んでもらいたいという時に、やっぱり安心して仕事に専念できるというか、だからこういう住宅を、安く入れる住宅を確保しているんですよということを進める方が有効だと思

うんですよね。その辺で、ちょっと考えを伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。ちょっと理解できなく、言葉、今ちょっと足りないかもしれませんが、町で持っている住宅という部分については、そういう分にはもうないと。町の職員住宅、独身寮というか職員住宅も埋まっておりますので、あるいは新しい職員を採用していく今後もありますので、それを使ってという話しには私はならないと思っております。

それから、空き室状況、先ほど言ったとおりであります。そういう状況の中で、町がまた過大投資して建てていくということには今、当面考えられないという考えでございます。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1番 熊木 恵子君。

なかなかそこは平行線でいくのかなと今、思いながら聞いていましたけれども、町営住宅だとか、そういうのは確かにありますけれども、近隣に比べてもすごく数は少ないと思います。今、若者の雇用についてお話をしていますけれども、最近ニュースとかでも、一戸建ての持ち家を持っている高齢の方が、もう自分で管理ができなくて町営住宅とか公営住宅に引っ越していきたいというのが今すごく出ています。だけれども、住宅を持っているので、それを売るとか何とかしなければ移れないってというような話もあります。南幌町の場合も、公営住宅の数に比べて一戸建て住宅がすごく多いと思うんですよね。それから、今は財政が厳しいのかもしれないけれども、やっぱり中長期的な展望というか、そういう中で、若者定住アパートとか町営住宅の建設とか、そういうのは考えていく必要があると思います。私はいつもこう提案していますけれども、福祉、介護、教育、この南幌町は真っ平らな中にありますから、そういうことではもっとそこに力を入れて、こんなに充実しているんだということ逆を逆にアピールしながら、住みやすい町、南幌ってものを打ち出していくべきだと思います。先ほど監査委員の報告にもありましたけれども、財政は決して悪いというわけではなくて好転しているということが報告されました。すごく力強い言葉だと思います。ですから、前向きにやっぱり検討すべきだと思うんですけれども、それを1年、2年でやれとかということではありません。そういうな考えがあるかどうか、再度伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

住宅の今後の関係については、皆さんにもお示ししました住宅マスタープラン、その中に出していると思いますが、向こう10年のうちの後半にそういう部分が可能ならば取り組んでいかなきゃならないということでございます。しかしながら、今、確かに財政少しよくなりましたけれども、大幅によくなったわけではございません。まだまだ町民に負担をいただいていることがたくさんあるわけでありますから、私はお約束したのは負担を早く軽減させたいと、皆さんにお話しをしているわけでありますので、そこをしながら、そして、熊木議員が言われるように、

若者がやはり住みやすい環境づくりにどうあるべきかと。住宅ばかりじゃなくて、いろんなことで今、考えていきたいし、当然、うちの町も以前から企業、町内にいる企業協議会を通じて高校生の就職の願いもしたり、いろんなことをさせていただいていますので、そういうことをしながら少しでもやっていければと、そんなふうに思っています。

議 長

以上で熊木 恵子君の一般質問を終わります。

ここで、2時25分まで休憩をしたいと思います。

(午後 2時13分)

(午後 2時25分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に9番 近藤 長一郎君。

近藤議員

新夕張川「河川・治水歴史資料館」の実現に向けて質問を申し上げます。

新夕張川新水路は、日本の土木学会選奨土木遺産に認定されました。新夕張川は、蛇行していた夕張川を直接石狩川へ合流させ、石狩低湿地帯の洪水から多くの尊い人命、家屋、田畑と日常の暮らしを守るため、15年の歳月をかけ完成しました。このことは、水害常襲地帯を穀倉地帯へ変貌させ、水害の根絶に大きく貢献した人造の経済運河ともいえます。

治水歴史資料館の実現に向けて期待する主な必要性は、新夕張川の完成に至るまでの辛酸は並大抵の苦労ではなく、卓越した河川工学を駆使し、「水治まざれば国治まらず」との古来論理に基づき、石狩川治水事務所初代所長岡崎文吉博士をもって数多くの行政官、河川技術官の心血が注がれたのであります。

私たちの南幌町は、石狩川、千歳川、夕張川の三河川に囲まれ、その縦断形状は中流から下流、アイヌ語、ポロモイの語源のとおり大きくなくぼ地、またはよどみとなって広がっています。こうした地形開発には、治水事業の平行が叫ばれ、治水容易ならざる困難が横たわっていたのであります。

しかし、町民は水害との闘いを恐れずに立ち上がり、官もまたこれに全知全能をもって応えました。こうした官民一体の金字塔こそが、今、南幌町東北東を母なる川、石狩川に向かって注ぐ、焔々悠流の新夕張川に見ることができるのであります。

今日、この大偉業、大事業達成の記録と歴史を残すことが河川環境を身近に感じ、快適空間として享受している我々に与えられた責務であると思います。機・敏なりとして見て・知る・生かすとともに新しい発見が感動を連れてくる。こうした河川・治水歴史資料館の実現こそが開拓120年を迎えようとする南幌町の町づくりへの核の姿であると期待いたしますが、町長のお考えをお伺いいたします。

議 長

町長。

町 長

近藤議員の新夕張川「河川・治水歴史資料館」の実現に向けてのご質

問にお答えをいたします。

平成23年、夕張川新水路が土木学会選奨土木遺産に認定されたことは、誠に嬉しい限りと思っております。本町は開拓から水害との戦いであり、先人のたゆまぬ努力によるたまものと改めまして敬意を表するものでございます。夕張川の治水の歴史につきましては、議員もご承知かと存じますので詳しい説明は省略させていただきますが、現在、三重緑地公園内に保原氏の胸像並びに彰徳碑に治水感謝の碑を新たに建立し、7月1日を治水感謝式として治水事業にかかわった多数の先人たちに感謝の意を捧げており、本町の発展を共に見守り続けていただきたいと思いますと思っております。

また、あいくる内の郷土資料館には「水害との過酷な闘い」「生まれ変わった夕張川」と題して治水事業に関する先人の偉業記録をパネルなどで後世に残し、伝えることで展示しております。

議員の思いは十分理解できますが、本町は、町民のご理解、ご協力を頂き、自立緊急実行プランを実施中であり、「河川・治水歴史資料館」の建設は費用、維持管理費など考ますと大変難しい状況でありますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長
近藤議員
(再質問)

9番 近藤 長一郎君。

私達の町が、今、自立実行プランの実施中であると、大変厳しい判断が、今、町長の方から述べられたところであります。しかしながら私は、なぜこの問題を今の時期に、資料館の問題を取り上げたか。それは、第1点目は、一つは来年が開基120周年の節目であります。それから、もう1点は新夕張川が11月の18日に新水路としまして、北海道で唯一のですね、長い11キロにわたる新水路として日本の土木学会の選奨遺産に登録された。それから、また、これに関連しましてもう1点目は、この中に質問の中に書いてはおりませんが、もう1点目は、私の気持ちの中では、河川法が4月1日をもって改正された。それは、河川の中の敷地が、事業活動等に使えるようになってきたということであり、まさに町づくりの一環として使えるということであり、そのようなことで私は、まず第1点目の、大変短い時間の中で申し上げたいと思っておりますが、第1点目の、120周年の節目の中で、開拓120周年という中で申し上げておりますが、新夕張川は夕張川、元の夕張川である136キロの長きの距離の中で、実は南幌領域、新夕張川の落とし口ですね、切り替え口から千歳川にぶつかる所、これまでの距離が約35キロ近くあったと記録に残っております。その中で、11キロにも及ぶショートカットをした。こういうことを考ますと開基の中で、うちの我が町こそが歴史の石狩川、治水町史の中で書かれておりますが、我が町は、実は開基の起算点であります明治26年ころには、水害等によりまして、この町から逃げると言ったら大変失礼な言葉になりますが、廃村になるよううわさが随分出たそうであり、そのようにして、我が町は水との戦いの中で、廃村すらするぐらいの厳しい中で、その中でも、沿岸地帯と言います中樹林、川向等は泥炭層のとても深い所でありましたか

ら、そのような厳しい中で新夕張川の生死こそが成功するか否かこそがですね、南幌の歴史を左右し、唯一の誕生をしてくる。新しい時代に向かって誕生する川であったわけであります。そのようなことで、私は、ぜひですね、そういう背景と、私はこの質問の中で機を見ること敏なりと、いわゆる前段のように開基、あるいは開発局が申請しました日本の土木学会の土木遺産などのことを十分踏まえまして、実は私は進めるべきであると、今、急に進めるのではないですよ。進めるべきであると、このように強く感じております。

そのようなことで、町長に聞きたいことがあります。それは、第1点目は、この中でも、町長のお答えの中でもあります。保原さんの胸像の碑ですね、レリーフですね、それから、うちの郷土資料館におけますところのこの治水に全生命をかけた人たちの記録が写真で掲載されております。筆頭に岡崎文吉さん、保原元二さんもそうです。長谷川源之丞さん、あるいは本間藤市さん、この治水にすべてをかけた人たちがそこに掲げてはあります。しかしながら、私は町長にお聞きしたいのは、この点を持ってですね、我が町、開拓120年の中の治水がすべてであり、今日の穀倉地帯が来るわけですから、そういうことで、後世に語り継ぐ、これらをもって後世に語り継ぐという認識を、改めて町長の認識を第1点目はお聞きしたいと思えます。

それから、私は後半の中でもちょっと言いましたが、営業活動として河川法が変わって使える。あるいは、日本土木学会の目的、この土木学会の目的は、第1点目は、社会に対するはアピール性であります。第2点目は、技術者に対するアピール性であります。第3点目は、町づくりの核にするという、いわゆる活用であります。この土木学会遺産の中に、4点目は、今回私の中にはちょっと今回の治水資料館の中に入ってきてませんが、なくなっていくだろう土木遺産を残すという保存であります。ですから私は、今回、土木学会遺産として認定された、この3点、社会のアピール性、技術者のアピール性、それから何よりも町づくりの核になることとあります。ですから、この点を有効に利用することが大切であるということを考えながら、町長にお聞きしたいのは、いわゆる町づくりの、新夕張川が、あるいは、もとの今になりますと旧夕張川になりますが、これらを使いまして、町づくりの核に対する治水事業こそ、永遠たる治水事業こそが町づくりの核になりえないのかという認識であります。

それから、3点目は、実は私はですね、この答えを、町長のお答えを頂きながら、今、頂きながらですね、私は、我が町一町村でもって、この治水資料館を開設するべきではないだろうと思えます。それは土木学会遺産にも開発局が申請したのであります。開発局が土木遺産としてしっかり申請して、町づくりの目的の中に、町づくりの核としてしっかり活用するという項目がある以上はですね、開発局、国としての国益、そのものであると僕はあると思えます。ですから、私は開発局の方に関係機関に対して何らかのも要請をすべきではないかと、このように思うわ

けであります。この3点をまずお聞きしたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

近藤議員の再質問にお答えをします。治水のこれまでの我が町の、先ほども申し上げましたけれども歴史、これは十分に認識をしているつもりでありますし、当然、後世に残していくために、新たな治水感謝の碑も建立させていただいたところでもあります。そして、我が町の大事な資料を郷土資料館に掲げさせていただいて、若い人たち、あるいはこれから育つ人たちにも過去の歴史を認識いただくということで考えているところでありまして、現在もそういうつもりで変わりませんし、我が町は、これがあって初めて今あるのではないかなというふうには思っておりますが、どちらにしても夕張川、近藤議員申し上げたように、うちの町だけの夕張川がございません。いろんな近隣の実態等々もお話しをさせていただきますが、まだそういう気運に、どこの町もなっていないのも事実であります。ですから、いろいろ先ほど議員からも言われましたけれども、いろいろ河川法いろいろ変わってはきておりますけれども、今、これを先に取り、手がけていくという状況には私はないだろうと。それから関係機関も、そういういろんなことで以前からもお話しさせていただいておりますが、新たな事業展開があったときにはまた考えるだろうけれども、今の時点では何もなしでこれだけを出して、国に要請しても答えていただけないのであります。そんなことも過去から、いろいろ交渉の中で出てきておりますので、現時点で近隣こそってお願いするという関係機関の要請には今、現実にはないです。私の今まで上京の折に、今、近藤議員が言われたような話もさせていただきながら、将来にわたってこういうこともどうなんだろうと。今はそういう時代ではないと、はっきり言われておりますので、まだまだ時間を要するのではないかなというふうに思っておりますが、しかし、町民にはこういう過去の歴史はきちんと伝え残していくべきだというふうに思っておりますので、7月1日には、治水感謝式を挙行させていただいているのが現実であります。そんな中で、町づくりの核になるかどうかは別として、思いはわかります。私どもの過去の歴史もわかります。しかし、今の時点でこれを、今、そこにどうのこうのという時代では私はないと判断しています。いずれ来るかもしれませんが、来る前には手を挙げなきゃなりません、そういう環境には今、私の感覚では持っておりませんので、やはり期が熟したころに近隣の市、町とも協議をさせていただいて、そういうことも可能であれば、これは要請活動をしていくべきだと思っております。現時点の感触では、ほとんど難しいという現実であります。

議 長
近藤議員
(再々質問)

9番 近藤 近藤長一郎君。

なかなか厳しい判断ですね。私はですね、確かに町長が言われる近隣の市町村というのは長沼町、この新夕張川は長沼町と南幌、江別、いわゆる11キロ、正して言うと11.89キロメートル。しかしながら、私は、その近隣との競争の中で南幌こそが、この工事にかかわった唯一の大きな仕事をした町である、このように思っています。なぜならば、

この文化財の遺産に対してもこの3町を通りますが、この川は通りますが、長沼は境界の接点、いわゆる切り口、いわゆる切り替え口のみでという判断をしていいんじゃないかと思います。11キロの区間は、確か南幌は6キロ、江別は5キロ、このように理解をしています。私は、我が町こそが手を挙げて、強く手を挙げていかなきゃならないという理由の一つは、この町に幌向、いわゆる河川事務所が置かれた。渋川にも置かれますが、南幌町こそが最大の工事現場であったということの関連の中で、町長にもう一点お聞きしたいのは、確かに今、7月1日は治水感謝の日、よくわかります。しかし、私は、治水感謝の日がですね、完成年度から今はなくなった合祀されました、南幌町に合祀されましたので義経神社が清幌橋のそばにあったということ私は承知しておりますが、そのような中で、実はですね、町長ですね、どうもですね、私は、7月1日、昭和11年から感謝の日があったと思われませんが、それからですね、実はうちの町はですね、最も北海道で珍しい、全町が治水に感謝をして、全町を挙げてですね、休みにした。全町民が一丸となって感謝をたたえた。今、町長が言われた、保原元二さんの胸像のところは治水にかかわった人たちを感謝するところと僕は町史の中にも書かれておりましたので、それは、先ほどもちらっと申し上げましたが、保原元二さんと南幌町民であります初代、公選の村長でありました長谷川源之丞さん。同時に、名誉町民にもなりました。それから本間藤市さん、治水功労者でもありました。このお方、3人の恩を祈念しながら感謝を申し上げたと、このように理解しております。そのようなことで私は町長に、どうも私の頭の中、なかなか理解できないのは、ずっと感謝をして全町民がこぞって感謝をして、義経神社があったころは義経神社の中でそういう行事をした。今はですね、そういうことがない。今、保原さんのところだけに感謝の、私も何回か出席していますが、その中でお聞きしたいのはですね、なぜ、町民一丸の日がですね、感謝の日が、今現在のような町民一丸となって休みの日のない状況になったのか、その辺のところをですね、第1点、くだりの中で教えてもらいたいと思います。

それから、もう一つはですね、関係機関が非常に厳しいとお答えがありました、もちろん開発局のことも含めてでしょうが、どうもですね、私は義経神社は開拓の神様であった平取町の義経神社を南幌町に持ってきたと。分霊して持ってきたと。しかしながら開拓の神様だけじゃなくして、どうやらですね、治水の神様でもあったように気がします。それはなぜかといいますと、昭和4年にですね、新夕張川で殉職した10人の方たちの慰霊をしていますね。それは義経神社の中でしております。それから町史の中でもこれは1点書かれています、新夕張川の堤防の天端と、義経神社の合掌した天たんが、新夕張川の堤防に合わせたと、このように書かれているように記憶しています。そうしますと、そこに水の神様もあった。それは、石狩川水系にはほとんどが千葉県の佐原市にあります香取神社、河川の神様も持ってきていたようであります。ということで、義経神社がそういう背景があって今日、南幌神社に合祀さ

れていますが、もしわかればその背景もお聞きしたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

いろいろお話しを頂きましたけれども、まず、全町挙げて確かに私も小さいころ7月1日は休みで感謝の意を表したかと思いますが、国民の祝日に関する法律ができてだめになりました。そういう背景がございます。それと、義経神社のことをお話しされましたけども、いまだ7月1日は合祀したというだけでお参りはやっております。特別にやっていただいて、何人かの議員も来ていただいております。そういう背景がございますので、ぜひ近藤議員も来年度からぜひ来ていただきたいと、そんなふうに思っております。

そこで、いろいろその背景があるわけでありましたが、私はやっぱりただ言っても難しいだろうと。我が町でできるならなんぼ言っていってもいいですけども。我が町で今、近藤議員、十分ご承知かと思えます。そういう状況にない中で言っていくのはどうかなと。私どもも、私なりに関係機関と接触はしてみたことがございます。夕張川だけの治水館じゃなくて、うちの町にかかわる水の関係で、その時もお話しをされたのは、それはなかなか今の時代は難しいよと。だから、何かの事業の展開ということでもありますから、今、千歳川の治水対策で今いろいろやられておりますので、その中に要請はさせていただいています。うち、今、近藤議員が言われた特殊事情があります。そういうことも加味しながら、だからうちの町にはそういうのが必要なんですと。聞いてくれるか聞いてくれないか、これはこれからの問題であります。そういう背景がございますので、一概にどうのこうのということにならないんですが、ある程度の感触があれば、それは近隣の首長さんたちとまた応援していただいて、そういう話しができると思うんですが、何もいやつを今言っているてもどうしようもないということに思っております。ただし、うちの7月1日はそういう大事な日なのだと、これは後世に私は伝えていくべきだと。休みだろうが休みでないだろうが、そういう意味じゃないと思えます。ですから、新たな建立もさせていただいている。そういう大きな意義のある日であると。これは、時代が変わろうとも皆さんでそれを守りながらやっていただければと、近藤議員の思いは十分わかりますが、うちの体力だけでは今そういう状況にないですから、やはり、関係機関からいろいろ応援を頂いて、共にせっかく作るのであればお互い理解を頂いて作るべきというふうに思っておりますので、現在では申し訳ないですがその時期ではないということでもあります。

議 長

以上で近藤 長一郎君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

日程5 選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決

定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には

南 1 6 線西 1 6 番地	野呂田新一君	6 7 歳	無所属
緑町 6 丁目 3 番 4 号	伊藤 宣美君	6 6 歳	無所属
南 1 7 線西 7 番地	穴戸 厚志君	6 3 歳	無所属
南 1 1 線西 1 4 番地	久保むつ子君	6 0 歳	無所属

選挙管理委員補充員には

第 1 順位	栄町 3 丁目 4 番 2 1 号	藤田明男君	6 5 歳	無所属
第 2 順位	元町 2 丁目 1 番 8 号	前川 肇君	5 8 歳	無所属
第 3 順位	南 1 2 線西 4 番地	渡邊信光君	5 5 歳	無所属
第 4 順位	元町 4 丁目 3 番 1 0 号	段坂幸枝君	5 8 歳	無所属

以上を指名いたします。

お諮りいたします。只今、議長が指名いたしましたそれぞれの方を当選人とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって選挙管理委員には、野呂田 新一君、伊藤 宣美君、穴戸 厚志君、久保 むつ子君。選挙管理委員補充員には、第 1 順位 藤田 明男君、第 2 順位 前川 肇君、第 3 順位 渡邊信光君、第 4 順位 段坂 幸枝君、以上が当選されました。

日程 6 議案第 5 2 号 功労表彰についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、議案第 5 2 号 功労表彰につきまして提案理由を申し上げます。

岡 眞一氏は、議会議員として 4 期 1 6 年間にわたり在職され、この間副議長を 1 期 4 年間、議長を 2 期 6 年間歴任されたほか、長幌上水道企業団議会議長、南空知公衆衛生組合議会議長、南空知ふるさと市町村圏組合議会議員などを勤められ、地方自治の発展に多大な功績がございます。

白倉 健一氏は、議会議員として 3 期 1 2 年間にわたり在職され、この間総務常任委員長を 1 期 4 年間、産業経済常任委員長を 1 期 4 年間歴任されたほか、道央地区環境衛生組合議会副議長、南空知消防組合議会副議長、長幌上水道企業団議会議員などを勤められ、地方自治の発展に多大な功績がございます。

澤田 一清氏は、議会議員として 4 期 1 6 年間にわたり在職され、この間議会運営委員長を 1 期 4 年間歴任されたほか、南空知葬祭組合議会

局 長
議 長
町 長

議長、道央地区環境衛生組合議会議員、南空知消防組合議会議員などを勤められ、地方自治の発展に多大な功績がございます。

落合 進氏は、議会議員として3期12年間にわたり在職され、この間議会運営委員長を1期4年間歴任されたほか、南空知公衆衛生組合議会議員、道央地区環境衛生組合議会議員、長幌上水道企業団議会議員などを勤められ、地方自治の発展に多大な功績がございます。

玉木 武雄氏は、消防団員として43年間勤められ、その間副団長を4年、団長を4年歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。

福富 隆一氏は、農業委員として5期15年間にわたり在職され、この間農業委員会会長として1期3年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。

本間 彰氏は、民生委員児童委員として5期15年間並びに農業委員として4期12年間にわたり在職され、この間民生委員児童委員副会長を1期3年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。

安藤 一雄氏は、民生委員児童委員として5期15年間並びに国保運営協議会委員として7期14年間にわたり在職され、この間民生委員児童委員会会長を3期9年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。

武良 芳子氏は、民生委員児童委員として7期21年間にわたり在職され、この間副会長として2期6年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。

竹居田 榮二氏は、体育指導委員として14期28年間勤められ、その間委員長を6期12年間歴任されるなど、教育行政に多大な功績がございます。

以上10名の方々を南幌町表彰条例に基づき表彰いたしたく、表彰審議会に諮問し答申を頂いたものであります。功労表彰について、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 お諮りいたします。本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第52号 功労表彰については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程7 議案第53号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 只今上程を頂きました、議案第53号 工事請負契約の変更につきましては、町道南11線道路改良工事の設計変更に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 議案第53号 工事請負契約の変更につきましてご説明を申し上げます。1 契約の目的 町道南11線道路改良工事。2 契約の方法 指名競争入札。3 契約金額 変更前、金9,124万5,000円也、うち消費税額434万5,000円也。変更後、金9,287万2,500円也、うち消費税額442万2,500円也。変更内容につきましては、当初設計では道路路盤材として再生骨材で計上しておりましたが、入手が困難ということであることから、切込砂利に変更が必要になったこと。それから、地先よりの申し出で取り付け道路が1カ所減となり、それに伴い、防雪柵の延長が増になるものでございます。なお、舗装工事でございます。内容につきましては国と協議済みで了承を頂いております。4 契約の相手方 空知郡南幌町元町1丁目4番5号 株式会社南幌土建 代表取締役 峰尾 義明。参考といたしまして、工期、契約締結日より平成23年12月28日まで。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

石川議員 5番 石川 康弘君。

この工事につきまして、私も近くに住んでいるものですから、時々見かけてはいるのですけれども、この工事、今回、約契約金額が160万円上乗せになったと。その理由は聞きましたけれども、ただ、ちょっとこの工事、前から気にはなっていたんですけども、当初の着工よりも約1カ月間遅れてスタートしたと。その理由はなぜなのか。それと、今回この160万円上乗せになりましたけれども、それ併せて工期も12月28日ということで、たしか15日までというふうには聞いていたんですけども、これは約2週間延びるという、ちょっと今までのいろんな公共事業の中では異例なパターンで推移しているんですけども、なぜ遅れたのか。その金額が増えたというもその防雪柵の関係なんでしょうか。当初、設計として当然把握されていたと思うんですけども、取り付けが一つ減ることに関しても地先を見た中で設計されたのだろうと思うんですけども、そういった初歩的なものもなぜこういうふうな形で変更になったのか具体的に教えていただきたいと思います。

議 長 都市整備課長。

都市整備課長 只今のご質問にお答えいたします。まず、設計の金額の変更の内容につきまして、今一度ご説明を申し上げます。一応、設計に当たりましては、設計のルールというものがございまして、当初道路路盤材としては、再生の骨材で計上するということになってございます。ただし、これが現場の始まった時点で区域内に骨材がないと、入手が困難ということから300円ほど高くなりますが、切込砂利0-80に変わったところが

大きな金額の内容変更になります。取り付け道路につきましては、当初、地元説明会等々ともやっております地先担当の聞き取りをさせていただきますが、いざ現実に現場に入った段階で、一応、たくさんご存知だと思っておりますが、ございまして、その中で一応一つ不要でよいということになりまして、それが不要になったことから、防雪柵はその間、必要になるということでございます。これにつきましては、取り付け道路と防雪柵の関係では、金額的には大きな差異はないと考えております。また、工期が遅れているということのご質問でございますが、これにつきましては発注から1カ月以上遅れているんじゃないかというご質問でございますが、一応、現場の測量関係、それから、地域の実情等々を含めまして遅れているというよりも現場の再開が1カ月ぐらい遅くなっているということで、特段遅れたというふうに私どもは感じておりません。以上でございます。

議長
石川議員
(再質問)

5番 石川 康弘君。

費用につきましてはわかりました。防雪柵につきましてはあれですね、10線の防雪柵を11線に移設しているだけですから余計なお金がかかるわけじゃないと思いますからね、それについては理解します。ただ、先ほど言いましたようにその工期の関係です。実際本当に1カ月遅れてスタートしたんですよ。担当者に聞きましたら、諸般の事情があったというふうな話だったんですけども、ただ、その分を、あそこの会社ですから、南幌のおなじみ会社ですから、追い込みかけて工事進めていくかなと思ったら一時期全く工事進まなかったということを経験した人から聞きました。この状態で本当に間に合うんだろうかというようなこともいろいろ危惧されていたようでして、地先の11線に住まわれている方は何軒かおりますけども、そういった方にもある程度説明もされたのか、また、何で工事が止まったのかというのもちよっと聞き及んではいるんですけども、そういった方面に対して監督する立場の長として、どんな形で対応されていたのか、そのあたりについてもお聞きしたいと思えます。

議長
都市整備課長
(再答弁)

都市整備課長。

只今のご質問にお答えいたします。先ほどから申し上げてございますが、発注して即、工事に入るか、それとも1週間後に入るか、2週間後に入るかというのは、一応、請負業者等々との仕事の関連もありますので、私どもといたしましては設定した工期の中で工事が完了するような形のタイムスケジュールができておれば、何ら言うこともないものですから、途中で工事が中断になったというお話がありますが、これは気象状況ですとか、地元の通行の関係等々いろんな状況があるところから、若干工事を中断したというお話は聞いてございます。以上でございます。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに

採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第53号 工事請負契約の変更につきましては、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程8 議案第54号 町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長
町 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、議案第54号 町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、固定資産税の税率を平成24年度及び平成25年度で段階的に引き下げるため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
税務課長

内容の説明を求めます。税務課長。

それでは、議案第54号 町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。別途配布いたしております議案第54号資料の新旧対照表でご説明いたします。改正する内容は、固定資産税率を段階的に標準税率100分の1.4に引き下げるものでございます。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。

第1条による改正についてご説明いたします。第62条、固定資産税の税率「100分の1.6」を「100分の1.5」に引き下げるものでございます。

第2条による改正についてご説明いたします。第62条、固定資産税の税率「100分の1.5」を「100分の1.4」に引き下げるものでございます。

次に、改正附則についてご説明いたします。施行期日、1では、第1条の税率100分の1.5は、平成24年4月1日から施行し、第2条の税率100分の1.4は、平成25年4月1日から施行するものでございます。固定資産税に関する経過措置、2では、第1条の改正後の税率100分の1.5は、平成24年度以後に適用し、平成23年度分までの税率は、なお従前の例100分の1.6によるものでございます。3では、第2条の改正後の税率100分の1.4は、平成25年度以後に適用し、平成24年度までの税率は、なお従前の例100分の1.5によるものでございます。なお、税率改正に伴う固定資産税の減収額は、平成24年度では約2,100万円。また、平成24年度は3年に一度の評価替えの年でございますので、評価替えで約3,700万円、合計で

5,800万円と推計しております。平成25年では約2,100万円と推計しております。以上で町税条例の一部を改正する条例制定の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

4番 本間 秀正君。

本間議員 今回のこの条例改正につきましては、多分、町長の相当な思いがあると思います。そして、自立緊急実行プランに移った時に町民の皆さんにも相当な説明をしながら上げたという経過があると思うのです。そんな意味で、住民の方にどうやって今回についても周知徹底、そして町長の思い等もちょっと聞かせていただければありがたいと思います。

議長 町長。

町長 本間議員のご質問にお答えをいたします。自立緊急実行プランを実行させていただきまして、町民の皆さんには大変負担を強いたという重い思いであります。しかし、町民皆さんのご協力をいただいて年々改善をされてきたと。私が思っていた当初の基金が大体たまったと言いますか、基金の状況になったと。そんな中、地方自治を取り巻く環境大変厳しい面と、それから交付税に依存している我が町にとっては、国の動向がすごく気になって大変厳しい折でありますけれども、私は、皆さんのご協力をいただいたことを今までも早く、一日でも早く戻せるものは戻していきたいということのお話をさせていただきましたので、何とか、これ全部ではありませんけれども、まずは一番住民の方々に負担をいただいた固定資産税を戻させていただくということでございます。これにはいろんなものもありますけれども、私なりに何とかやれるだろうという、何とかやれるというより今までのいただいた町民の皆さんのご協力で早く報いるべきだと、そんな思いでございます。

そして、周知については広報等々で説明させていただきますけれども、議会の皆さんや私もいろんな会合の中で、少しずつよくなりましたので、十分ではありませんけれども戻させていただくというのは、これから今日議決を頂ければ私なりに発信していきたいし、また、議会の皆さんも発信していただければ、そんなふうに思っているところでございます。

議長 ほかにありませんか。

2番 佐藤 正一君。

佐藤(正)議員 只今、本間議員からの質問で町長からお答えいただいたわけですが、基金の余裕もできたので早く住民の皆さんにお返しをしたいということでありましたけれども、2年、せつかくであれば2年に分けて1年で返してもいいかと思っておりますけれども、2年に分けた理由をひとつ述べていただければと思います。

議長 町長。

町長 実は今、佐藤議員からお話あったように1年でも早くということであれば1.4にいきなりという声も確かにあるのは十分察しております。しかしながら、今、国の状況が非常に悪い、不透明だということであり、当然、3月11日の東日本大震災、この影響が私は国で別扱い

で復旧復興に扱うべきと思っておりますが、どうも地方にも一部負担を願うような話も出ております。そんなこともかんがみ、申し訳ないんですが年度分けて、その間にまた節約しながら生み出していきいたいなど、そんなふうで2年にわたって標準税率に戻させていただきたい、そういう思いであります。

議長
佐藤(正)議員
(再質問)

2番 佐藤 正一君。

その趣旨はわかりました。余裕ができて、先ほどの本間議員の質問にありましては、固定資産税に限らず、そのほかのことも考えていかなければならぬということも併せて言うておられたものですから、それらを含めてであればいち早く固定資産税は下げられる方がいいのかと思いました。一つの政策としてもいいと思いますし、自立実行プラン内にありますけれども、一方では我慢している部分も多分にあるわけでありますから、そうであるならば早く下げてスムーズに25年から入れるようなことがいいのかなと思って、私は質問したわけでありますが、お考えについてはわかりました。ぜひ引き続いて早急に次のことも考えていただければなと思います。それは、私の意見としておきます。

議長
町長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の思い、ありがとうございます。ただ、基金に余裕ができたというわけでなくて、皆さんにまた負担をしていただくとかそういうことはしたくないですから、安定した財政運営はできる部分の基金からと、私はそのように思っています。余裕といたら相当持たないと余裕は私はないと思っておりますが、今の現時点では、これ以上、当面の間皆さんに負担をさせないでいける範囲内になったのかなということで、2年に分けて戻したいと思っておりますし、24年度の実行をしながら、また様子を見ながら皆さんとまた相談をさせていただきますけれども、それらのほかの部分については、いろいろ24年の状況を考えながらまた考えていきいたいなど、そんなふうに思います。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決します。

議案第54号 町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日予定しておりましたすべての議案審議が終了いたしました。明日15日を休会といたしまして、16日午前9時30分より再開したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって16日午前9時30分まで延会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時22分)

- 議長 おはようございます。 (午前9時30分)
12月14日より延会となっております、平成23年第4回南幌町議会定例会を只今より再開いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
- 日程9 議案第55号 南幌町学童保育条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
局長をして朗読いたさせます。
- 局長 (朗読する。)
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
只今上程を頂きました、議案第55号 南幌町学童保育条例の一部を改正する条例制定につきましては、南幌町立学校設置条例の改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。
保健福祉課長 議案第55号 南幌町学童保育条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。この条例は、平成24年4月から、小学校が1校となることを受け、学童保育条例について一部改正を行うものであります。それでは別途配付しました議案第55号資料、南幌町学童保育条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、太枠箇所は改正部分であります。
第2条に、児童会の名称及び位置について示されています。改正前では、みどり野児童会、なんぼろ児童会、いなほ児童会と、3小学校区それぞれ設置していましたが、改正後では現在のみどり野小学校から新しく南幌小学校となる校舎で、なんぼろ児童会並びにいなほ児童会の2カ所とするものであります。
第4条では、児童会の定員について示されています。改正前では、みどりの児童会、なんぼろ児童会各35人、いなほ児童会15人としていましたが、改正後では、なんぼろ児童会60人、いなほ児童会15人とするものであります。9月中旬に、現在の1、2年生と新入学予定の保護者に次年度の児童会入会の意向調査を実施したところ、なんぼろ児童会へは47人、いなほ児童会は9人の希望がありました。このことから、両児童会へは余裕を持って定員を設定するものであります。
附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行する。以上でございます。
- 議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声)
ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第55号 南幌町学童保育条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程10 議案第56号 運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長
議長
町長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、議案第56号 運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、晩翠工業団地内運動公園ソフトボール場の使用料を設定するため、本案を提案するものがあります。詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

議案第56号 運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明を申し上げます。当初、晩翠工業団地の福利厚生施設として扱っておりましたが、最近は利用頻度が少なく、町外からの利用が大変多い状況であることから改めるものでございます。別途配布しております議案第56号資料、運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でご説明を申し上げます。資料右側が旧、改正前、左側が新、改正後となります。太枠で囲っている部分とアンダーラインの部分で改正となります。第2条の表、サッカー場の項の次に、名称としてソフトボール場。位置、南幌町南10線西14番地、晩翠運動公園内を加え、別表、第6条関係、運動施設使用料(3)にソフトボール場を加え、野球場、サッカー場、ソフトボール場使用料に改めるものでございます。なお、使用料につきましては、1回4時間以内で1,000円となっております。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 恵子君。

熊木議員

ちょっと質問させていただきます。今、使用料が1回4時間以内で1,000円とありました。これは町内と町外の利用の割合というか、それはどれぐらいなのでしょう。わかれば、お答えをお願いしたいと思います。

議長
都市整備課長

都市整備課長。

只今のご質問にお答えいたします。平成22年度では、町内が2回、それから町外につきましては39回。合計41回となっております。

以上です。

議長
熊木議員
(再質問)
議長
都市整備課長
(再答弁)

1番 熊木 恵子君。

町外がすごく多いんですけども、主にどちらの方から来られている、その団体とかなんでしょうか。そこちょっとお願いします。

都市整備課長。

只今のご質問でございますが、主に札幌関係が多いんですが、今までの実績等々でございますと女子野球で札幌リーグステップ、これはシーズンで利用されてございます。また、女子のソフトでは北翔大学、これもシーズンでご利用いただいていると。それとあと少年野球ですが、たくさんある中で結構、厚別のアトムズというような形になってございます。あと、それ以外につきましては、めぐみ学園ですとか、晩翠の工業団地内の企業というふうになってございます。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結させていただきます。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第56号 運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程11 議案第57号 南幌町営野球場設置管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長
議長
町長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、議案第57号 南幌町営野球場設置管理条例の一部を改正する条例制定につきましては、指定管理者制度の導入を図るため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
生涯学習課長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

議案第57号 南幌町営野球場設置管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。南幌町営野球場を来年度より指定管理者制度により管理を行うべく、一部改正するものでございます。別途配付いたしました議案第57号資料、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、アンダーラインの部分が改正点でございます。

第5条、第6条については、教育長を教育委員会に文言を整理したものでございます。指定管理者による管理、第8条第1項では、教育委員会は、野球場の管理運営上必要と認めるときは、指定管理者に野球場の管理を行わせることができる旨の規定でございます。第2項として、指定管理者に管理を行わせる場合の業務として次ページの第1号から第4号までを規定したものでございます。

利用料金、第9条第1項では、当該指定管理者の収入として利用料金を収受させることができる。第2項として、別表1に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て別に定める。第3項としては、第3条、第4条及び第5条の規定は、第1項の利用料金について準用し、「使用料」とあるのは、「利用料金」に、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」にそれぞれ読み替えるとものでございます。

指定の取り消し等による損害賠償の免責として、第10条に規定したものでございます。

原状回復義務として、第11条に規定したものでございます。

補則につきましては、4条文が追加になったことから、第8条から第12条に繰り下げ、文言の整理をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行する。以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第57号 南幌町営野球場設置管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程12 議案第58号 町道路線の認定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

議長 只今上程を頂きました、議案第58号 町道路線の認定につきましては、清幌橋完成による道道の降格に伴い町道路線を認定するため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長

議案第58号 町道路線の認定につきましてご説明を申し上げます。まず、整理番号といたしまして236。路線名、夕張川堤防線。起点、南幌町920-50番地先。終点、南幌町920-51番地先、括弧して道道栗沢南幌線交差点ということでございます。別途配布しております議案58号資料でご説明を申し上げます。清幌橋架換に伴い、道道の路線が変更になりましたことから、図面上、赤線を表示してございますが、町道西1号の一部と合わせまして、延長約650メートルを、町道夕張川堤防線とするものでございます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第58号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程13 議案第59号から日程17 議案第63号までの5議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

日程13 議案第59号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第5号)

日程14 議案第60号 平成23年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程15 議案第61号 平成23年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)

日程16 議案第62号 平成23年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程17 議案第63号 平成23年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

以上5議案を一括して議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長

(朗読する。)

議長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

只今上程を頂きました、議案第59号から議案第63号までの5議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議案第59号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第5号)につきましては、財政調整基金積立金の減額、電算システム改修経費の追加、児童生徒等医療費請求事務手数料の追加、病院会計繰出金の追加、機場管理の経費の追加、道営住宅管理事業経費の追加並びにスポーツセ

ンター外壁工事の追加が主な理由であります。

次に、議案第60号 平成23年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、平成22年度療養給付費清算に伴う国庫支出金の追加、一般被保険者療養給付金並びに一般被保険者高額療養費の追加、出産育児一時金の追加、一般会計からの繰入金の追加が主な理由であります。

次に、議案第61号 平成23年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)につきましては、医療機器購入経費の追加、一般会計からの繰入金の追加が主な理由であります。

次に、議案第62号 平成23年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、公共下水道管渠改築実施設計委託料の追加、一般会計からの繰入金の減額、平成22年度繰越金の確定による追加並びに消費税納税分の確定による減額が主な理由であります。

次に、議案第63号 平成23年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、一般会計からの繰入金の追加、平成22年度繰越金の確定による追加、及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定による追加が主な理由であります。

議案第59号につきましては副町長が、議案60号及び議案第63号につきましては住民課長が、議案第61号につきましては病院事務長が、議案第62号につきましては都市整備課参事が詳細の説明をいたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは議案第59号、平成23年度南幌町一般会計補正予算(第5号)の説明を申し上げます。初めに歳出から説明を申し上げます。

12ページをお開き願いたいと思います。2款総務費1項1目一般管理費、補正額545万円の追加でございます。13節委託料、住民記録システム改修493万5,000円の追加でございます。住民基本台帳法の改正に伴いまして、外国人にも住民票の交付が可能となることから、システムの改修経費を追加するものでございます。L G W A N移行設定変更47万2,500円の追加でございます。総合行政ネットワークの再構築に伴う設定変更を行うものでございます。19節負担金補助及び交付金、北海道市町村総合事務組合負担金4万1,475円の追加でございます。各種委員の増に伴い追加を行うものでございます。

3目財産管理費、補正額636万1,000円の減額でございます。25節積立金、財政調整基金積立金636万1,000円の減額でございます。財源調整を行うものでございます。

9目職員給与費、補正額550万7,000円の減額でございます。2節給料で433万2,000円の減額、3節職員手当等で380万円の減額、4節共済費で262万5,000円の追加でございます。それぞれ本年4月1日の人事異動などに伴い、精査をするものでございますけれども、4節共済費中、共済組合負担金につきましては、負担率の変更に伴い追加を行うものでございます。

次ページに参ります。3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額24万6,000円の減額でございます。13節委託料で、公的個人認証用機器保守1万5,500円の減額、公的個人認証機器導入業務23万712円の減額でございます。それぞれ確定により減額をするものでございます。

4項3目町議会議員選挙費、補正額48万1,000円の減額でございます。11節需用費で10万1,000円の減額。12節役務費では38万円の減額、それぞれ確定により減額をするものでございます。

4目農業委員選挙費、補正額210万2,000円の減額でございます。1節報酬から次ページの19節負担金補助及び交付金まで、それぞれ確定により精査をするもので、無投票であったことからほぼ減額の補正となっております。

次に、16ページをお開き願いたいと思います。。3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額189万6,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金、南幌町社会福祉協議会補助金10万4,171円の減額でございます。精算によるものでございます。28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金200万円の追加でございます。後ほど特別会計にて説明を申し上げます。

3目老人福祉費、補正額8万7,000円の追加でございます。20節扶助費で緊急通報装置8万6,940円の追加でございます。追加要望があったため、1台分を追加するものでございます。

7目後期高齢者医療費、補正額86万7,000円の追加でございます。28節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金86万7,216円の追加でございます。これにつきましても、後ほど特別会計で説明を申し上げます。

2項1目児童福祉総務費、補正額63万円の追加でございます。12節役務費で医療費請求事務取扱手数料63万円の追加でございます。児童生徒等の医療費軽減に伴う手数料を医療機関に支払うものでございます。

2目児童措置費、補正額が48万3,000円の追加でございます。13節委託料、子ども手当システム改修48万3,000円の追加でございます。子ども手当の特別措置法の施行に伴いまして、支給額が変更になったことから、改修するものでございます。なお、全額補助対象となっております。

次ページに参ります。4款衛生費1項4目病院費、補正額206万円の追加でございます。28節繰出金で、病院事業会計繰出金205万9,500円の追加でございます。これにつきましても、後ほど特別会計で説明を申し上げます。

次ページに参ります。5款農林水産業費1項1目農業委員会費、補正額1万9,000円の追加でございます。2節給料で8万5,000円の追加、11節需用費で6万6,000円の減額、これにつきましてもは業務委託収入が確定したことから精査を行うものでございます。

2目農業振興費、補正額が79万8,000円の追加でございます。

11節需用費で68万2,000円の追加、14節使用料及び賃借料で9万6,000円の減額、それぞれ事業実施に伴う事務費交付金の追加により精査を行うものでございます。18節備品購入費、農産物加工施設用備品23万1,000円の追加でございます。研修室に設置をしております豆すり機が破損したことから新たに購入するものでございます。19節負担金補助及び交付金、農地・水・環境保全向上対策事業負担金68万6,445円の減額でございます。環境保全型農業直接支援対策事業補助金66万7,200円の追加でございます。それぞれ事業費の確定によりまして精査を行うものでございます。

4目機場施設管理費、補正額141万6,000円の追加でございます。11節需用費で光熱水費80万円の追加、燃料費で61万6,000円の追加でございます。それぞれ9月の台風によりまして機場を稼働したため今後の不足分を見込み、追加をするものでございます。

7款土木費3項3目公共下水道費、補正額103万7,000円の減額でございます。28節繰出金で下水道事業特別会計繰出金103万7,000円の減額でございます。これにつきましても後ほど特別会計で説明を申し上げます。

4項1目住宅管理費、補正額224万4,000円の追加でございます。11節需用費で52万7,050円の追加でございます。公営住宅明け渡し時の修繕並びに道営住宅に設置しております緊急通報システム2件分の修繕料を追加するものでございます。13節委託料、道営住宅植栽7万1,400円の追加でございます。これにつきましては道との協議によりまして、補助事業を活用し実施したものでございます。既に補助金確定した段階で植栽につきましては実施をさせていただいております。15節工事請負費164万5,000円の追加、道営住宅改修工事ということで、ベランダの改修工事を実施するものでございます。

次ページに参ります。9款教育費1項1目教育委員会費、補正額11万2,000円の追加でございます。8節報償費で、新設小学校校歌作成謝礼11万1,111円の追加でございます。作曲者への謝礼を計上しております。

5目通学バス運営費、補正額60万円の追加でございます。11節需用費で修繕料60万円の追加でございます。スクールバスの各種部品交換に伴い追加をするものでございます。

2項1目学校管理費、補正額124万9,000円の追加でございます。11節需用費で消耗品費15万9,600円の追加、修繕料で108万9,900円の追加でございます。それぞれ、学校統合に伴う経費の追加で、消耗品につきましては小学校3校の歴代校長及びPTA会長の方々の写真ボードを作成する経費でございます。修繕料につきましては、校章等の変更に伴い、それぞれ取替分の経費を追加するものでございます。

2目教育振興費、補正額186万9,000円の追加でございます。13節委託料で教育コンピューター移設業務186万9,000円の追

加でございます。これにつきましても同じく学校統合に伴います移設経費として南小、夕小、合わせて62台分の移設経費を追加するものでございます。

5項3目スポーツセンター管理費、補正額273万円の追加でございます。15節工事請負費、スポーツセンター外壁工事273万円の追加でございます。これにつきましては、交付金事業として繰越明許費で実施をしておりますが、外壁クラック処理など追加工事が発生したため追加をするものでございます。

4目給食センター運営費、補正額26万2,000円の減額でございます。12節役務費で学校給食システムサポート手数料3万7,800円の減額でございます。次ページ、18節備品購入費、学校給食システム57万7,500円の減額でございます。当初、このシステムにつきましては購入予定しておりましたが、学校給食会からのシステムの無償貸与を受けたことから、先ほど説明しました12節の役務費と合わせまして総額減額をするものでございます。給食調理用備品11万5,500円の減額でございます。これにつきましては入札減によるものでございます。牛乳保管用冷蔵庫46万9,000円の追加でございます。これにつきましても、学校統合に伴い、整備をするものでございます。

次に、歳入の説明を申し上げます。7ページをご覧いただきたいと思っております。9款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金、補正額186万8,000円の追加でございます。1節地方特例交付金として186万8,000円の追加でございます。確定によるものでございます。

次ページに参ります。15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額65万円の追加でございます。7節後期高齢者医療保険道負担金、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金65万412円の追加でございます。低所得者等に係る保険料の軽減分の確定により追加をするものでございます。

2目土木費道負担金、補正額177万1,000円の追加でございます。1節住宅管理費道負担金、道営住宅管理用費用177万1,350円の追加でございます。歳出で説明しました道営住宅の修繕料並びに工事費分の負担金でございます。

2項1目総務費道補助金、補正額31万9,000円の減額でございます。1節総務管理費道補助金、北海道権限移譲事務交付金31万8,888円の減額でございます。確定によるものでございます。

2目民生費道補助金、補正額48万3,000円の追加でございます。5節児童福祉費道補助金、子育て支援対策事業補助金48万3,000円の追加でございます。これにつきましても歳出で説明しましたシステムの改修経費の全額が補助されるものでございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額92万1,000円の追加でございます。1節農業費道補助金、農地・水・環境保全対策推進交付金45万7,000円の追加、環境保全型農業直接支払対策推進事業補助金46万3,600円の追加、それぞれ確定によるものでございます。

次ページに参ります。16款財産収入2項3目出捐金売払収入、補正額が10万3,000円の減額でございます。1節で出捐金売払収入、農業振興基金出捐金売払収入10万3,000円の減額でございます。事業費の確定により減額をするものでございます。

次ページに参ります。17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額36万円の追加でございます。1節で一般寄附金36万円の追加でございます。8月29日に北町の渡邊てる様より3万円、11月7日に元町の佐藤則代様より30万円、11月25日ふるさと納税として1名の方より3万円の寄附を頂いたものでございます。

次ページに参ります。20款諸収入5項2目農林水産業収入、補正額81万1,000円の追加でございます。1節農林水産業収入、農業者年金業務委託手数料10万9,700円の追加、農地保有合理化事業業務委託料9万1,000円の減額、南幌向揚水機場維持管理負担金79万2,000円の追加、それぞれ確定によるものでございます。

4目雑入、補正額7万2,000円の追加でございます。1節雑入、緑化事業助成金7万1,000円の追加でございます。歳出で説明しました道営住宅用地に植栽した経費の全額が助成されたものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ651万4,000円を追加し、補正後の総額を46億28万円とするものでございます。以上で議案第59号の説明を終わります。

議 長
住民課長

住民課長。

続きまして議案第60号 平成23年度南幌町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたします。10ページをご覧ください。1款総務費2項1目賦課徴収費、補正額13万円の追加でございます。11節需用費で、印刷製本費13万円の追加でございます。月割異動の増加に伴いまして、随期の納付書に不足が生じたため追加するものでございます。

次ページに参ります。2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給費、補正額2,400万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、一般被保険者療養給付費負担金2,400万円の追加でございます。3月から9月分までの診療分のうち、入院等で特に対前年比2,200万円増加している状況をかんがみ、今後の給付状況を考慮し追加するものでございます。

2項1目一般被保険者高額療養費、補正額520万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、一般被保険者高額療養費520万円の追加でございます。7月の診療分で約100万円を超える費用額が6件発生しております。こういった入院の増に伴いまして、高額も発生しておりますので今後の給付状況を考慮し、追加するものでございます。

3項1目出産育児一時金、補正額207万1,000円の追加ござ

います。12節役務費で審査支払手数料1,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で、出産育児一時金207万円の追加でございます。当初、この出産育児一時金につきましては15名の出産を予定してございましたけれども、出産予定で現在18名、それとこれから月割の異動等で2名、計20名分を想定し、追加するものでございます。

次ページに参ります。8款保健事業費2項1目保健衛生普及費、補正額104万2,000円でございます。11節需用費で、印刷製本費104万2,000円の追加でございます。補助事業の対象外となりました、昨年度で廃止した収納健康カレンダーでございますが、町民からの復活の要望が強いため一般会計と連動して再度復活をさせ、来年度からまた全戸配布を行うため追加するものでございます。

次ページに参ります。9款基金積立金1項1目基金積立金、補正額2,308万7,000円の減額でございます。25節積立金で財政調整基金積立金2,308万7,000円の減額でございます。歳出の増加による財源調整のため、予定しておりました積立金を減額するものでございます。

次ページに参ります。11款諸支出金1項1目一般被保険者保険税等還付金、補正額39万2,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で一般被保険者保険税等還付金39万1,100円の追加でございます。内訳につきましては、修正申告によるものが1件、それと国保組合に加入している実態がわかったために、国保から除くため還付するもの1件、それと3つ目に、介護保険の適用除外施設、これに入所している方が町外に2名判明したことによりまして、この2名の分の国民健康保険税の算定上、介護納付金分、これについては課税できないことになっておりますので、この分を還付するものでございます。還付内容につきましては、判明してから遡及が平成19年以降分ということで還付を行うものでございます。

3目償還金、補正額890万1,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で国庫支出金等精算金890万646円の追加でございます。これにつきましては、平成22年分の国庫負担金の確定に伴い、返還するため追加するものでございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをご覧ください。4款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金、補正額928万9,000円の追加でございます。1節現年度分で療養給付費等負担金928万9,000円の追加でございます。

2項1目財政調整交付金、補正額200万円の追加でございます。1節財政調整交付金で普通調整交付金200万円の追加でございます。それぞれ歳出の保険給付費、高額療養費の増加に伴い、国庫負担分30%、それと、国庫補助分7%の歳入を見込み、追加をするものでございます。

次ページに参ります。7款道支出金2項1目道調整交付金、補正額180万円の追加でございます。1節道調整交付金で、普通調整交付金180万円の追加でございます。国庫負担と同様、歳出の保険給付費並び

に高額療養費の増加に伴い、道負担分を見込み、追加をするものでございます。

次ページに参ります。10款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額200万円の追加でございます。1節一般会計繰入金、国民健康保険出産育児一時金繰入金138万円の追加、国民健康保険事務費繰入金で62万円の追加でございます。出産育児一時金につきましては、先ほど歳出で説明した20人分を予定し、3分の2が繰出基準ということになってございますので、その分を追加するものでございます。事務費につきましては、収納健康カレンダー作成に伴い、一般会計負担分を追加するものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金、補正額356万円の追加でございます。1節の財政調整基金繰入金で356万円を追加するものでございます。財源不足のため、一部基金を取り崩すものでございます。これにより補正後の基金総額は8,968万9,007円となります。

以上、歳入歳出それぞれ1,864万9,000円を追加し、歳入歳出の総額、それぞれ10億4,354万9,000円とするものです。以上で、国保の補正の内容説明を終わります。

議長 ところで、10時45分まで休憩をしたいと思います。
(午前10時27分)
(午前10時45分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
引き続き、内容の説明を求めます。
病院事務長。

病院事務長 それでは、議案第61号 平成23年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

5ページをお開きください。初めに、収益的収支の収入から説明申し上げます。1款病院事業収益1項医業収益3目その他医業収益4万4,000円の追加でございます。2節その他医業収益で普通交付税の救急告示病院に係る普通交付税の確定による追加でございます。

2項医業外収益4目他会計繰入金82万9,000円の追加でございます。1節一般会計繰入金で、病床分に係る普通交付税の確定による追加でございます。

次に、支出でございます。1款病院事業費用1項医業費用1目給与費141万1,000円の追加でございます。4節報酬で141万1,000円の追加です。看護師の長期病気休暇により、看護師の夜勤勤務時間数の上限を維持できなくなることから、嘱託の看護師1名分の報酬を追加するものでございます。

2項医業外費用3目雑損失32万円の追加でございます。1節雑損失で平成22年度の消費税額が60万円を超えたことによりまして、平成23年度で、中間納付が発生するため追加するものでございます。

次ページに参ります。資本的収支の収入についてご説明申し上げます。1款資本的収入2項繰入金1目繰入金118万7,000円の追加で

ざいます。1節一般会計繰入金で、一般会計からの繰入基準に基づき、医療機器購入費の2分の1の額118万6,500円を追加するものでございます。

続いて、支出でございます。1款資本的支出1項建設改良費1目固定資産購入費237万3,000円の追加でございます。1節器械及び備品購入費で、本年度購入しました薬用冷蔵ショーケース、内視鏡用洗浄消毒器の入札減による減額と、入院患者の心電図、脈拍等の監視装置が故障し、当該機器につきましては購入後約15年経過しており、補修部品も製造が終了していることからセントラルモニタを更新するため追加するものでございます。以上で議案第61号の説明を終わります。

議長
都市整備課参事

都市整備課参事。

続きまして、議案第62号の説明を申し上げます。議案第62号 平成23年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

初めに歳出から説明を申し上げます。11ページをご覧ください。1款下水道事業費1項2目管理費、補正額86万5,000円の追加でございます。4節共済費、共済組合の負担金10万2,021円の追加でございます。職員2名分による追加、負担割合の増によるものでございます。19節負担金補助及び交付金、負担金といたしまして江別市公共下水道事業起債償還分元金133万8,000円を追加、及び利子5万5,436円の追加でございます。内容といたしましては、平成12年度に借り入れを行いました補助金カット分の臨時財政特例債の起債償還の交付税算入分が、本年23年の上期まで負担されるということで計上しておりましたが、昨年22年度までで終了していたため、その不足が生じることから追加をしようとするものでございます。27節公課費、消費税納入分でございます。63万330円の減額でございます。平成22年分、本年9月の確定及び翌年3月の中間納付分の確定によりまして精査をするものでございます。

続きまして、3目建設費106万8,000円の追加でございます。13節委託料、公共下水道管渠改築実施設計委託業務149万8,434円の追加でございます。当初予算及び7月の補正予算により委託費を整理してきたところでございますけれども、江別市江別太遊水地の計画の中の改築工事にかかわります設計分の追加と、請負金額の精査によりまして事業費の整理を行おうとするものでございます。続きまして、下水道事業認可変更委託業務43万500円の減額でございます。これにつきましては、委託費の入札減でございます。

次ページをご覧ください。2款公債費1項1目元金、ここにつきましては平成22年度からの繰越金の額が確定したことから財源内訳の変更をそれぞれ103万7,000円について行おうとするものでございます。以上で歳出の説明を終わり、歳入の説明を申し上げます。

7ページをご覧ください。1款分担金及び負担金1項1目下水道事業負担金、補正額53万4,000円の追加でございます。2節管理費負担金、江別市公共下水道事業起債償還分負担金といたしまして、元金5

1万3,000円の追加、及び利子2万1,000円の追加でございます。この節では、みどり野団地の開発者であります北海道住宅供給公社から先ほど歳出で説明申し上げました江別市償還分の負担を追加しようとするものでございます。

次ページをお開き願います。3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額103万7,000円の減額でございます。一般会計繰入金、こちらといたしましては、歳入に不足する分を起債償還分といたしまして、103万7,000円の減額をしようとするものでございます。

次ページをご覧ください。4款繰越金1項1目繰越金、補正額105万7,500円の追加でございます。1節繰越金、平成22年度繰越金の額の確定により追加をしようとするものでございます。

次ページをお開き願います。5款諸収入2項1目雑入、補正額86万1,000円の追加でございます。1節雑入、公共下水道管渠改築実施設計補償費86万1,424円の追加でございます。歳出でご説明申し上げました江別市遊水地の整備にかかわります設計委託費の国からの補償金の変更分を追加しようとするものでございます。

以上で、歳入歳出それぞれ193万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれを3億71万3,000円とするものでございます。以上で議案第62号の平成23年度南幌町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明を終わります。

議 長
住民課長

住民課長。

続きまして、議案第63号 平成23年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明をいたします。

初めに歳出の説明いたします。9ページをご覧ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額160万8,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、保険料等の負担金74万1,142円の追加、保険基盤安定分で86万6,588円の追加でございます。繰越金の追加並びに保険基盤安定負担金の確定に伴い追加するものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをご覧ください。3款繰入金1項2目保険基盤安定繰入金、補正額86万7,000円の追加でございます。1節の保険基盤安定繰入金86万6,588円の追加でございます。平成23年度の保険基盤安定負担金の確定に伴う追加でございます。被保険者1,073名分の7割軽減、5割軽減、2割軽減分で、計634人の軽減分、さらに5割の被扶養者103人分の軽減分として低所得者の保険料軽減分を、道が4分の3、町が4分の1負担するものでございます。

次ページに参ります。4款1項1目繰越金、補正額74万1,000円の追加でございます。1節繰越金で平成22年度繰越金74万1,142円の追加でございます。22年度決算により繰越金の確定に伴い追加をするものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ160万8,000円を追加し、歳入歳出総

額それぞれ7,567万6,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたっては、各議案ごとに行います。

初めに、議案第59号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第5号)についての質疑を行います。

3番 菅原 文子君。

菅原議員 2件お尋ねいたします。1件目は、12ページの委託料ですけれども、住民記録システム改修ということですが、これは法改正ということですので、もう少し詳しくお教えいただきたいと思えます。これは記録台帳にかかわることじゃないかとは思いますが、昨年でしたか、補助金か何かで機械を導入されたと思えますけれども、外国人の方もこれが作れるかどうかお尋ねいたします。

それともう一つは、一般職給97名の方のお給料とかその他なんですけど、4月1日の人事異動などによりということでお話ありましたけれども、6月の定例会とかにも出されずなぜ今頃出てきたのか、1点だけ、その2点お願いいたします。

議長 住民課長。

住民課長 これは総務費でございますが、これは、中身につきましては住民基本台帳の法改正によるものでございますので、私の方からお答えをします。外国人登録に関しましては住民基本台帳法の改正によりまして、外国人も今度、今までは外国人登録証という形で出しておりましたが、今回、住民基本台帳ということで住民票の一部という扱いになりますので、このシステム変更に伴いまして、来年の恐らく10月頃だと思えますが、供用開始になると思えます。その時期に一応、外国人登録から今度、住民基本台帳法に移行するという形のシステム変更でございます。先ほど、機器を買ってということで、恐らく公的個人認証の関係だと思えますが、先ほどの補正の中でも共同調達によりまして減額の補正をさせていただきました。あれは住基カードという形になっておりますので、これも住民票とれる中身でもございますので、これもまだ制度的にそれもイコールという形には通達きておりませんけれども、恐らくは住基カードと連動する形になるというふうに私は現在考えてございます。以上でございます。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、私の方から職員給与費の関係で、一般職員の97名分の変更の関係でご説明をいたします。これについては先ほど副町長の方から4月の人事異動に伴っての減額ということでございます。例年、この時期12月に補正をさせていただいておりますけれども、その理由といたしましては、人事院の勧告もございまして、例年この時期に補正をさせていただいております。以上でございます。

議長 ほかにありませんか。

1番 熊木 恵子君。

熊木議員

何点が伺います。まず、13ページの選挙費のところの町議会議員選挙費のことです。今年の町議会議員選挙で、開票の時間がすごくかかったと思います。それとそのときに、間違いというか一回発表してからなんかの訂正とかありしたよね。そういうのがなぜ起きているのかということ、どこかで聞こうと思いながらいたので、ちょっと今回ここでお聞きしたいと思います。ここの役務費の中に、計数機点検手数料というのがありますけれども、それはそのときにきっと使われたものだと思うんですけども、こういうのを使ってもまだあのような時間がかかったりという、そのミスというかそういうのがあったのか、そこを伺いたいと思います。それから、その改善点とかも考えていればそれも伺いたいと思います。

それから2点目は、16ページの老人福祉費です。扶助費の中の緊急通報装置なんですけれども、この8万6,940円の追加は、これは何件分なのか、その件数を教えてください。

それから、児童措置費の子ども手当システム改修なんですけれども、全額補助という形なんですけれども、いろいろ子ども手当とかいろいろ国の方で決まってやるんですけども、ちょっとその変更があったときに、こういう改修の費用がかかりますけれども、それはやむを得ないものなのかどうか、それをちょっと伺います。

それからもう一つ、20ページの教育のところです。スポーツセンターの管理費のところ、スポーツセンター外壁工事で追加分が出ました。先ほどの説明の中でも交付金によるものっていうことだったんですけども、総額で幾らの金額になったのか、そこをお尋ねしたいと思います。以上です。

議長
総務課長

総務課長。

それでは、本年4月24日に執行いたしました町議会議員選挙の関係でご質問にお答えをいたします。まず、こちらの計数機点検手数料につきましては、これは投票数50枚を計算機によって自動計算をさせるものでございます。今回、開票が遅くなったということでご指摘でございますけれども、今回、最終的な計算、最後にくるところが計算でございます。そちらの方のチェックがいま一度足りなかったということで、最終的な確定数字を出すのが遅れたところでございます。これにつきましては私ども十分反省をしておりますし、今後こういうことのないように速やかに確定数字を出すように進めて参りたいというふうに思っております。以上でございます。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長。

緊急通報装置の関係についてお答えを申し上げたいと思います。何台かということでございますけれども、現在、町内においては31カ所設置されておりまして、在庫として今1台保有しております。今後2名の今、申請予定がございますので1台分の増設ということで計上させていただいております。

それから、2点目の子ども手当の関係でございますけれども、9月に

制度改正が出されまして24年2月に、今の23年10月、11月、12月分の3カ月分が来年入って支給されます。そういったことで、現在のそれぞれ児童手当、月額1万3,000円がそれぞれ各年代層によって額が変わってくる形になります。そのシステムを入れる関係で出させていただいております。併せて申請書の書類も内容変更となっておりますので、その申請書類も一括新システムの中で出てくるということでございます。以上です。

議長
都市整備課参事

都市整備課参事。

私の方からは、20ページ、スポーツセンター外壁改修工事の最終施工額についてご説明申し上げます。入札が8月に行われまして、当初契約金額につきましては、1,226万4,000円。今回、273万円の追加によりまして総額1,499万4,000円となる予定でございます。以上でございます。

議長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子君。

1点だけ再質問します。先ほどの選挙のことなんですけれども、反省しているということでしたけれども、この選挙管理委員会、その選挙の費用についてはですね、夜間に及んだりすることで残業とかそういうのもいろいろ入っていると思います。やっぱりこのような時間がかかったり、ミスっていうのは本当に戒めないだめだと思っんですよね。何にでもいろいろミスとかはあると思っんですけれども、そのところでどのように改善するのか、ということでもし何か指針というかそういうのがあればお聞かせ願いたいと思います。

議長
総務課長
(再答弁)

総務課長。

今回の時間の遅れについては、大変反省をしているところでございます。その反省を踏まえてと言いますか、私ども、それぞれの係を分担してやっております。その中で最終的に計算係で票を確定するというところで今までやってきておりますけれども、その中で途中でと言いますか、途中の中での票の確認も含めてですね、最終的に票が合うような形と言いますか、誤りを未然に防ぐような形でやっていきたいということで、今回、予定の時刻よりも確認作業も含めてかかったということでございますので、それらの反省も含めて今後については十分対応して参りたいというふうに思っております。以上でございます。

議長
佐藤(正)議員

2番 佐藤 正一君。

今、熊木議員の関連で出ました選挙費についてですけど、熊木議員からも選挙費ついて時間が遅くなれば経費もかかってくる、人件費もかかってくるということでもあります。やはり私たち選挙受ける人間というのは、なるべく早い開票というのはみんな望んでいるわけではありますが、これまでそういう意見がなかったかもしれませんけども、今、課長の答弁でも、これといった今後の改善に見られないんですけども、そういうことが一切選挙管理委員会でも考えられておられないのか、時間を短縮するということは考えておられないのか、その点ちょっとお伺いします。

議長

総務課長。

総務課長

この選挙につきましては、当然のことながら国政、地元の選挙も含めてですね、時間短縮に向けて各自治体がいろいろ工夫をしているところでございます。今回、私どもも地元の選挙についても国政についても、いち早く開票結果を出すということでいろんな工夫をしてきております。その中で、例えば、候補者が多い場合は速やかに候補者が集約できる入れ物を用意して、即座に票を確定していくという努力もしておりますし、今回、こちらの方に出ております計数機についても、手での計算よりも計数機にかけて、二度かけてやるということが速いということによってしております。そのような中で、選挙管理委員会としても、いち早く開票結果を出すという使命を持って取り組んでおりますので、ご理解をお願いをしたいと思います。以上でございます。

議長
佐藤(正)議員
(再質問)

2番 佐藤 正一君。

ぜひ、このこともやっぱり国の選挙だ、町の選挙だというだけで今までずっとやってきましたけれども、やはり早い開票と同時に経費も削減する、町の金でないからいいとかということではなくて、国の金だってやっぱり無駄なものは省いていくということ为前提として、やはり早い開票をやっている町村があります。ぜひ、今どこということは、ど忘れして出てきませんけどもやっているところがありますから、ぜひそういうところも参考にされて、やっているところがあるということは、やれないことはないということなのですよ。ですから、ぜひ参考にされて速やかな開票を望みたいと思いますので、これは要望でありますけれども、ぜひそういうことで選挙管理委員会でも話し合っていたいただきたいと思います。

議長
志賀浦議員

10番 志賀浦 学君。

1点伺います。先ほどの質問と関連するのですが、スポーツセンター管理費の中のスポーツセンター外壁工事、この273万という大きな補正なんですけれども、これ当初見積もりの時、普通、業者は外壁を見てある程度のクラック数量を予想して見積もり、入札するはずなんですよね。それが20%も増えてこうなったというその理由をお知らせ願いたいのと、また、こういうことがこれからは多々あるのかどうか。これは、国の補助の関係でやって追加になると一般財源と、こういうことでは、かなり厳しいのかなと思うので、内容とこれからはあり得るかどうか、その辺ちょっとお知らせください。

議長
都市整備課参事

都市整備課参事。

設計変更の概要と当初設計の考え方について私の方から説明申し上げます。設計の方法ですけれども、今回の改修工事につきましては、建物が非常に高いということが一つありました。改修工事全体の工事の種類といたしましては、建具周りのシーリング、防水工事ですね、それと、外壁のクラック部分の補修、タイルも合わせまして、その補修が基本でございます。当初設計におきましては、この改修工事のやり方はほとんど、何例かやっておりますけども、基本的には目視によります劣化部分の調査を職員並びに可能な限り建てた時の業者の方にお手伝いいただきまして調査をするということで、概数発注をする仕組みにしております。

す。それから、概数発注をした際に、当然請負者の方に入札の内容といたしまして設計図、変更箇所を明示した設計図ですね、及び数量計算書というものを提示します。その中で、所要する工事の種類及び工事内容の数量も含めて開示する方法にしております。そういった中で、業者の方は当然、ご指摘のとおり現場も確認していただきながらですね、入札に臨んでいただくといったようなことで積算をしていただいて入札に及んでいただくことになるとは思いますけども、基本といたしましてはやはり提示しました設計図と提示します数量に基づきまして、応札する額を積算しているのかなといったようなことで考えています。そういったような経過の中から、現場に入りましてから実際業者の方が仮設物ができた段階で詳細調査に入ります。そういった中で、当初の設計と差がある部分につきましては、発注者側と協議を行いまして施工する数量の確定作業に入ります。その分が今回につきまして数量及び工事の種類がですね、増えたということでの増額、設計変更といったような運びになりました。例といたしましては、同時に行っています改善センター及び昨年行っていますあいくるのタイル外壁の工事につきましても、当初は概数設計を詳細調査を行った上で、現場で監督員と協議しながら設計変更の額を協議して進めていくといったようなことにしております。以上でございます。

議長
志賀浦議員
(再質問)

10番 志賀浦 学君。

多少の補正はわかるんですけども、例えば、一般の感覚でいくとある程度の何力所か何平米か、こう見てってその中で大体出していきますよね。では、一般で言うと、逆に言うと、入札して決まった時点で、よっぽど設計変更がない限りは業者が飲み込むというのが当たり前なんですよね。それを20%も上がるということ自体が、見積もりが甘かったのではないかなというふうに思う。例えば、何十階建てのビルであってもそういう感覚でやっているはずなんですよ。それを、高い建物だから、こういうことが起きるといふ言い訳にはならないんじゃないかと思う。また先ほど言ったように、こういうことはこれからもあるのかと。多少のこの数パーセントの補修というならわかるんですけど、20%も上がるというのはちょっとおかしいかなと思うんですけど、その辺をちょっとこれからも起こり得るのかということをお教えいただきたい。

議長
都市整備課参事
(再答弁)

都市整備課参事。

只今の割合的に多いのでなからうかといったようなことと、当初設計の調査の見積もりが甘いのではないかとといったようなことのご質問にお答えいたします。今回、設計変更行われました部位ですね、場所につきましては、概ねスポーツセンターご覧になっていただいていると思えますけれども、腰までの部分については打ちっぱなしのコンクリート仕上げに、専門的には上薬を塗って防護しているといったようなところがございます。その部分につきましては、箇所数につきましては詳細に目視で確認して設計どおりの数字で施工していただいております。問題だったのは、やはり上部の塗装をかけている部分でございました。そこにつ

きましては、やはり当初、目視調査ということで職員が出来る限りの範疇でですね、さびの赤汁が出ている部分ですとか、そういった部分についてコンクリート劣化が進まないような内容で、重篤の部分について手をかけたいといったようなことで概数を計上しておりますけれども、足場をかけまして塗装の部位を詳細に検査をしていきますと、やはり塗装、ふきつけ、タイルをふいてるわけですけども、塗装の下にですね、クラック部分がございまして目視ではなかなかそこまで判断できないと。詳細に見ますと塗装部分にヘアークラックという本当に細い部分もありまして、それを実際、塗装へらではぎまして、その中のコンクリート自体の隙間がどのくらいあるのかといったようなことを詳細に調査をしていきましたところ、やはり、今回は塗装工事までできるような工事内容にはしておりませんので、この後、塗装工事ができるまでの間、持ちこたえる部分がどの分あるかといったような調査をしたところ、塗装分の補修箇所につきましては当初75メートル延長でございましたけれども、今回補修箇所は230メートル、最低でも必要だといったようなこと、及びモルタルの補修ということでコンクリートの欠損部ですね、外壁ではひび割れのような状態であったけれども、コンクリートがこの後、雨水がまだ入ることによって欠け落ちるといったような所が数カ所、さらに塗装だけの割れですね、下まではいっていないのですけども塗装だけの割れが生じていまして、それもやはりこの後塗装ができるまでの期間に耐えられる箇所とういうものが新たにありまして、これについて約107平米、そういったようなところが新たにわかりまして、そういうものに対応しなければ、やはりこの後の数年間持ちこたえるためにはですね、せつかく足場をかけていることからやる必要があるのかなといったようなことを内部協議いたしまして大きな金額ではございましたけれども、設計変更させていただくといったようなことで運んでおります。

また、今後も改修工事につきましては、こういったような例が考えられるのかといったようなことでもございます。当然私も前の年にですね、そういう箇所を確認しまして進めていくといったようなことで、今までの流れといたしましては、今年発見できたからすぐ次の年に予算計上してできるかといったようなことには実態になっておりません。公共施設につきましては、年末に財務中心に施工箇所、希望箇所をですね、数カ所、調査をいたしまして、それから劣化の度合いを見ながらですね、予算の範囲内でできる箇所を詰めていくといったようなことにしておりますので、劣化の割れ、速度を見ながらですね、していくこととなりまして施工箇所については、なるべく詰めるようにして行っておりますけれども、やはりこういったような目視では判断できない箇所が多々あるといったような建物につきましては、やはり設計変更の中でですね、業者の方に大きな負担をかけないような中で協議しながら、額の変更について行わなければならないことも必要なのかなというふうに考えております。以上でございます。

議長
志賀浦議員
(再々質問)

10番 志賀浦 学君。

大体説明はわかりましたけども、これからも起こるだろう、これから
はきっともってうちの町の施設でいくとビューロー、10年くらいです
か、そういうのが起きてくるはずなんですよね。そういう時に高いところ
だから見積もりが出せなかったという話、また設計変更という話にな
らないと思うのでね、できればこれからやる時に、例えばローリングで
も建ててせめて5メートルくらいの所まで打設でやるとか、例えば、外
壁叩きますよね、それで大体みんな診断していきますよね、そういう方
法で入札してもらおうとか、そういうふうにししないと後々こう追加、追
加っていったそれが当たり前のごとくなっていくのであれば、補助事業で
あったとか何とかという問題じゃなくて、一般財源から出ていくわけ
ですから、何百万円も、だからそういうところを注意してやっていただき
たいと思います。これは要望です。

議長
石川議員

ほかにありませんか。

5番 石川 康弘君。

2点ほどお伺いいたします。18ページ、農業費の2目農業振興費の
関係で、19節農地・水・環境保全対策事業の負担金ということで68
万円の減額補正ということになってはいますけども、その主な要因とい
うのはどういったことなのかお伺いいたします。

それと併せて、その下の環境保全の支援対策事業の補助金として66
万円追加になりましたけども、これについてもどのような内容なのか、
お伺いいたします。

それと、今の同僚議員の質問に関連するんですけども、いつも毎年こ
の時期になりますと高額のこういう追加補正という形で出されていま
す。それもいずれも、やはりこういう公共施設の工事であったりとか、
また、システムの改修などで、もう何百万という金額が補正として出さ
れているんですが、既にうちの町は財政厳しいということで、財政健全
化計画を組んでみたり、また、今の自立緊急実行プランなどで住民の
方々に税の負担をしていただくだとか、いろんな形で補助金の削減だ
とか色んな形で負担をしていながら、とにかくお金がないんだというふ
うな形で財政運営していきながら、やはりこのしていながら今の時期に
なるとこういうふうな形で追加補正ができる、それも一般財源からされ
ているという現実、これに対してやはり事情を知る住民からも、何が町
はその財政厳しいんだという問いかけも結構あります。この間の監査委員
の報告にもありましたけども、うちの町も少しずつ財政的には、わずか
ながらでも良くなってきていると、そういった中で先ほど来年度から町
民税の0.1%の削減ということで可決はしましたけども、そういった
形で住民に還元するというものではされてはいますけども、それ以上に
また、この当初予算の中でもそういったものを盛り込んだような形で、
来年度予算も編成すべきじゃないかなというふうな感じがするんです。
例えば、こういう公共事業としての追加というのは確かにやれるんでし
ょうけども、例えば、補助金、町内でも各種団体に対して補助しており

ますけども、ちょうど財政健全化の段階で、やむなしに一律2割の削減をいたしました。それに対して、確かに受けられる団体もありますけども、受けられていない団体があるという、そういった現状の中でやはり少しでも住民に還元できるような形でしていくならば、そういう補助金を追加でというのもいろいろあるかもしれませんが、追加ではないにしても、例えば、全団体ではないにしても本当にうちの町の活性化のためにいろいろ尽力している、例えば商工会であったり観光協会であったり、そういったところだけでも少しでも1割だとか何割がとか還元するような形で、やはり財政が幾らか豊かになってきたことに対して住民に還元できるような形でしていくことも必要なんではないでしょうか。こういうような形で公共事業というふうな形での、こういうふうに支出していますけども住民にわかりやすいような形で取り組んでいくという考え方はできないものなのか、それについてお伺いいたします、2件。

議 長
産業振興課長

産業振興課長。

それでは、石川議員からの1点目のご質問に私の方からお答えをさせていただきます。まず、農地・水・環境保全向上対策事業の関係でございますけれども、この事業につきましては簡単に申し上げまして、農地の保全を守っていただいていると。共同活動につきましては、7つの保全協力会の方に補助金を払っているところでございます。それから、営農活動につきましては2つの保全協力会という形の中に、私ども支出をしているわけでございます。今回の補正内容につきましては、その対象面積の確定でございます。その対象面積の減に伴いまして補助金、負担金が落ちるという内容でございます。

次に、環境保全型農業直接支援対策事業の補助金でございます。この事業につきましては、いわゆる化学肥料、それから化学合成肥料、5割以上を低減する、最終的には地球温暖化に効果があるという事業主に対して支援をしている制度でございます。対象者につきましては11名が本年該当しております。この支援対策事業につきましても面積の確定によるものでございまして、こちらの方は面積が増えたという結果から今回、補正をするものでございます。以上でございます。

議 長
副 町 長

副町長。

それでは、もう1点のご質問、総体的に補正予算としては金額が多いのではないかということでの質問でございますけども、全体的として先ほどのスポーツセンターの改修工事等、質問があったわけですが、これらにつきましては前段、私の方に相談があったわけですが、やはりこの部分については、一般財源を使うと言いますか、今直しておかなければ今後2、3年のうちにまだひどくなるという状況だったものですから、このような形で一般財源を使わしていただきまして追加補正をさせていただいたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、こういうような状況で先般、固定資産税につきましても2年間で標準税率に戻すということで議案を提案させていただいたところ

でございます。今後におきましても、各種団体の補助金等、先ほども一律削減という話が出ておりましたけれども、実際、今、そのような形でやらせていただいておりますけれども、それらにつきましても実は、私の方である程度補助金の方もどの程度削減されているかというのは、担当の方から数値をもらっております。そのようなことで、前も町長からも話があったかと思っておりますけれども、いかんせん明年度以降の国の財政状況がどうなのかちょっと今、不透明な状況でございます。大震災の影響等もありまして、なかなか公表されないという状況で、例年ですと12月の中過ぎには地方財政対策というものが示されて、ある程度の明年度の交付税等の額につきましてもある程度示されてくるわけなんですけれども、それらがまだ出されていない、これは震災の影響が大きいのかなというふうに思っております。もう時期、年内にはそれが示されるというふうに考えております。それらを見極めながら、以前にもご質問がありましたけれども、軽自動車税につきましてもそうですし、各種団体への補助金につきましても、できるだけ25年までということではなくて、戻せるものにつきましても戻していきたい、そういうような形で、例えば商工会なりの補助金につきましても、やはり商工発展のためにはやはりそういうものの補助金につきましても、やはりできるものであれば戻していきたいという考えを持っています。ただ、まだ、先ほども言いましたように、国の状況がちょっと不透明な状況から、そのような形で今、保留いただいておりますけれども、資料等につきましても私の方でそれぞれ揃えて、今後検討をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長
石川議員
(再質問)

5番 石川 康弘君。

最初の農業費に関しましては、理解しました。それから2つ目の関係ですけど、今、副町長も説明ありましたけども、国の状況がわからないだけにそういったこともして行きたいけどもできないというお話でした。確かに今の予算編成、隣でされていますけども、その段階ではまだわからないかもしれませんが、来年度以降、年度初め以降、ある程度国の方向性として見えた時に、例えばその震災の影響やなんかで予算、交付税やら何かに影響は、万が一出ていなかった場合には、ならば追加補正というふうな形での補助金の交付もあり得るというふうな形でも、捉えてよろしいんでしょうか。何らかの形でやはりそういった各種団体に対しても応えてあげる必要もあるんじゃないかなと。やはり町の発展、それがひいては税収増にもなるわけですし、町のやっぱり景気の雇用にもつながるということも十分あるわけですから、そういったことも十分加味した中で、一律補助団体に対して補助金を上げれというわけじゃないですけども、ある程度そういったものを精査しながら、追加補正の補助というふうな形もあってもいいんじゃないかと思うんですけども、その点についてどういうふうに考えますか。

議長
副町長

副町長。

只今のご質問でございますけども、実は、先般、商工会の三役の方が

(再答弁) ら明年度の補助金につきまして、要望が出されてきているところがございます。町長と私の方でそれぞれ聞き取りと言いますか、要望につきましては聞かせていただいたところがございます。商工会も大変厳しい財政状況の中で運営をしているということは、町といたしましても十分理解をしているところがございます。それで、先ほどの国の状況が見えないということでお話をさせていただきましたけれども、例年ですと12月中にも先ほども言いましたけれども、12月中には明年度の地方財政対策につきまして国の方から公表される予定になっております。それらを見極めながら、先ほど言いました補助金、どの程度戻せるかは、まだ今の段階では言えませんけれども、今回の本年度の補正というものではなくて、明年度の予算編成に向けて、それらを加味できるかどうかは検討させていただきたいということで、ご理解を願いたいと思います。

議 長

ほかにありませんか。

ご質疑ありませんので、議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第60号 平成23年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

2番 佐藤 正一君。

佐藤(正)議員

12ページ、8款保健事業費についてお伺いいたします。この中で保健衛生普及費として健康カレンダーについて、その印刷製本費として100万ほど上がっているわけですが、その説明については、住民の方から要望があったということでありました。どういう要望というか、内容は私も見ていますけれども、一回当初予算ではなかったはずでありまして、それをここで追加するというのは、先ほどの話しにも関連しますけれども、どういうことになったのか。それと、実際にこれは何軒分になるのかちょっとまずお聞きいたします。

議 長

住民課長。

住民課長

それでは、健康カレンダーの関係についてご説明いたします。例年であれば、既に前年度予算で作成して3月の段階で新年度分を各世帯、区長さんをお願いして3月中に配付する予定でございましたけれども、先ほど説明したとおり、この健康カレンダーにつきましては国保の、以前は、昔と申しますか、もう既にこの事業はに20年近く健康カレンダーやっております、以前は保健事業の中で医療費適正化事業、そして、それから収納率向上対策事業と、国の補助事業で経費を賄ってきた経緯がございます。そういった中で、20年ほど実施をした中で、昨年度の国の補助からこれがはずれたということで、一度、20年を経過したということで休みと申しますか、一応様子を見るという形もあったと思っておりますけれども、一回これを見直してみてもどうかということで判断をしたという経緯がございます。それで、今年の4月から8月までうちの住民課と、それから保健福祉課の方に苦情が参りまして約98件、総数がきております。中の年齢構成を見ますとやはり50代から70代の方、大変その苦情が多かったということで、やはり生活の中で、この20年

間やってきた事業というのが、かなり生活に密着している形でないかということで判断をいたしまして、保健福祉課とも協議の上、この分については、もう3月に配布しなきゃなりませんので次年度の分は、そのために12月、今回の補正で組まさせていただきます、議決を頂いてすぐ作成業務に入ってですね、できれば、もう3月の段階で各世帯に渡るように配慮したいということで、今回の補正となった次第でございます。なお、全世帯約3,200配布する予定でございます、そのうち国保分については1,200ぐらい予定をしております。残りの世帯については、これは先ほど繰出の中でもご説明したとおり一般会計の方で措置をしてもらうということで、一般会計と国保会計、共同でこの事業は実施をしたいという考えでございます。以上でございます。

議長
佐藤(正)議員
(再質問)

2番 佐藤 正一君。

当初予算にないことをやるということでありましたから、よほどの内容というか必要性があるのかなというふうに思いました。確かに今、98人の方から要望があったということでもありますから、その数は大きいとは思いますが、ですね、20年定着したからそれを延長するというのではなくて、いつまでも住民の方にそういうことの指導ではなくて、ある程度定着した国でさえこの政策は切り捨てようとなったからには、いつまでもこういうことじゃないんだ、もうそろそろ自覚してもらいたいし、自分たちでどうするかということも考えていかなきゃならない時代に入ってきていると思うのです、世の中の流れとして。そういう時代だからこそ一区切りしたのであれば町としてもそういう方向へ持っていく指導というか、啓蒙というやり方ではないかと思うのですよ。私は、その100万、例えば、100万かかるとしたらですね、もっと他の使い道があるのではないかと思います。もっと、ここは保健衛生普及費です。予防対策に充てるとか、健診対策に充てるとか、その方がより生きた住民の人たちのためになるのではないかと思います。どうでしょう。これ、町長どう思われますか。この提案に対して、町長どのように考えますか。私はやはりカレンダー、もちろん今までやってたからいいですよ、いいですけども、そればかりではなくもっと生きた金に使うのであれば、予防対策だとか、健診対策にもっとそっちに回すよと、そして、それぞれ皆さん方ももう自分たちでやっぱりこのことを真剣に考えてほしいんだということを訴えていく時期ではないかと思うのです。どのようなものでしょうか。どのように考えるのでしょうか。

議長
町長
(再答弁)

町長。

佐藤議員からカレンダーの関係でいろいろお話を頂きました。国の事業が終わったということでどうだろうと。今、佐藤議員言われたようなことも含めて、みんな町民に少し自覚をしていただきながら、いろいろやっていくべきではないかなという思いをしながら、まず1年様子を見させていただくということでございましたけれども、健康カレンダー、いろいろ見ていただいて、健康このことばかりではなく納付のことだとかいろいろなことが入っているわけでありまして、各住民課、保健福祉

課に98件ほど苦情きているようでありますが、私のところにも随分そういう話しを頂きました。やはり目安っていうものがなければ、私どもがどうなっているかということがわからない、そういうお年寄りの声もかなりあるわけでありまして、いろんなことに波及ができるので町としてやるべきではないかという話しをかなり頂きました。併せて、私どもはいろんな健診活動等々もやらせていただいています。やはり健康になっていただくというのが一番でありますから、特に国保会計は当然であろうと思います。その中で、皆さんがやっぱり気になるものがあるという日常生活の中で見れるものがある、忘れないでやっぱり受けなきゃならない、あるいは納めなきゃならない、そういう情報が入っておりますので、私どもも皆さんのご要望に応えながらやっていくべきではないかなと、先ほどいろいろご質問頂きましたけども、みんなが自覚を持っていたければそれぞれの団体がきちっとやれるんだろーと思いますけど、まだまだうちの団体はそこまでいってない部分については手をかけていかなきゃ、それから住民もある程度わかっていただくまでにはお話をしていかなければ、去年なかったのが今年増えたと、それでまたどう変化があるんだろーと。いろんなことをしながら、やはり健康な体を維持していただく方法を、トライをしていきたいというふうに思っておりますので、私はやはり情報発信、いろいろ限界もありますし、皆さんのお話聞くと、この方法はひとつ自分のうちの真ん中に掲げられており、そういう意味では全員家族で忘れていたこともわかると、そういうご意見もいただいておりますので復活をさせていただいて、少しでも健診等々に有効活用いただければなと、そんなふうに思っています。

議長
佐藤(正)議員
(再々質問)

2番 佐藤 正一君。

私は、もう自分たちで納税義務ですとか、健康管理しなきゃ、自分の体を守るとかということは当然もう考えていかなければならない時だと思います。それぞれ考えていかなきゃならない時に入っているのだと思いますので、カレンダーが一つの目安になるということの延長で行政がやるのではなくて、もっと一歩進んだ、進んだというんでしょうか、当然やらなきゃならない義務を果たす、そういうようなことはきちっと定着させていくのが、住民に定着させていく、そういう方向に持っていくかといつまでも行政がこうしてやりますよ、こうしてやりましたじゃなくてですね、やっぱりもう住民たちも本当に考えてくださいということも必要だと思うのですよ。町長の温情、町民に対する温情は十分わかりますよ。聞いてわかります。でも、いつまでもそのことが財政も絡むことでもあります。財政状況は、こういう状況の中で、ああ、いいですよ、いいですよと言ったらなんぼあっても足りないのですよ。だから、どっかで切らなきゃならないところは切る、やっぱり本当にカレンダーが必要かどうか、そこに考えた時に、それよりもまだ必要なことがあるのであれば措置があるのでないかということを感じるわけですから、質問しております。来年度も、これは今年24年度に向けてということですが、要望があったから次年度以降もやるという考えでおられるのか

どうかを最後お聞きいたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

佐藤議員のご質問にお答えします。それぞれ財政事情厳しいという話で町民に理解をしていただくというのは当然だろうと思います。先ほども、そうすれば団体の皆さんも自分たちで頑張っていたきたい、そういうお話になっちゃいます。でも、町にとって必要な部分、今、100名を切る職員は全部の世帯に回れるわけでもありません。いろんな角度からやっぱり活用していただけるものは活用していただいて、やっぱり自覚をいただければ、私はいいのではないかなというふうに思っていますが、24年、それからもう1年様子を見ながら、そのむだな金は、私は使いたくないと思っていますが、ようやくそういう機運、皆さんの自分たちの健康、自分でやる、あるいは我が町のことはちゃんと責任義務を果たす、そういうのも必要だと思しますので、いろんなことをやりながらやっぱり理解をいただいてやっていくべきではないかなということで、少しこれを様子見ながら本当に町民の皆さんがある程度、もう見なくてもわかっていただけるような状況になれば税であろうが、健康相談だろうが、いろんな行事の部分は入っています。ですから、そういうのが皆さんが自覚がとれてくれば、あえてこういう物は作らなくてもいいんでしょうけれども、前段でありましたようにまだまだ滞納もたくさん残っております。納期を忘れていた、そういう方もおりますので、そのことも含めてもう少し継続をしながら様子を見ていきたいなと、そんなふうに考えています。

議 長
熊木議員

1番 熊木 恵子君。

2つ、質問させていただきます。ちょっと初歩的な質問で恐縮なんですけれども、11ページ、高額療養費です。100万円を超えるというので5件増加という説明でしたけれども、その主な病気というか、それがわかればそれを教えてほしいです。

それから、もう1点は14ページの、これも先ほどの説明で一般被保険者保険税等還付金のところなんですけれども、3つ挙げられましたけれども、最後のところで介護保険適用除外施設に入所とありましたが、それはどのような施設を指しているのか、その2点お願いします。

議 長
住民課長

住民課長。

まず、1つ目の高額療養費の、先ほど6件ということでお話しをさせていただきました。その中で、これは7月、一番入院の費用が高い7月分の診療分でございますけれども、まず、一番大きいのが240万ぐらいで1人1カ月かかった分がございます。これは脳血栓、それからの脳動脈リウウの手術でございます。そのほかにあと大体、心疾患、それから膵臓の尾部がん、そういった心臓系、それから内臓系のがん、要するに新生物ですね、要するに一番お金のかかる頭、心臓、それから循環器、心臓も循環器ですけども、それと内臓のがんと。悪性新生物というものが主なものでございます。

2つ目の介護保険の適用除外ということで先ほどご説明しましたが、

実は、これはなぜわかったといえますと、道の方からこの介護保険の中で対象外の調査ものが実際ございました。その中で、実は介護保険法の中でですね、特定施設に入っている人については、先ほど言いましたように介護保険の被保険者としないと、40歳以上になっても介護保険の被保険者としないとというそういう決まりがございます。その施設というのが、例えば指定障害者の支援施設、これは自立支援の関係の施設でございます。それから身体障害者の養護施設、それと重症心身障害児施設、療養介護を行う病院、重症心身障害児施設委託指定医療機関、のぞみの園法に規定する福祉施設、ハンセン病の療養所、救護施設、それから、労災特別介護施設ということで、この授産施設関係、これが主なものでございまして、自立支援法の施設が大体これに入ってくると。本年10月から、実はめぐみ学園もこの施設に体系移行しまして、実際このめぐみ学園に入っている40歳以上の方については、介護保険の被保険者から除外をさせていただきます。そういっためぐみ学園は指定障害者の支援施設という形で体系移行しておりますので、こういった施設が逆に、要するに入所している方は、もう介護保険の恩典を受けない、認定を受けなくてもその施設で十分措置ができるという形の中で、介護保険法の中で除外施設ということで規定をされたのでございます。以上でございます。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第60号についての質疑を終結いたします。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

(午前11時50分)

(午後1時15分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第61号 平成23年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

3番 菅原文子君。

菅原議員

少しお聞きしたいんですけども、6ページのセントラルモニタの件でお伺いしたいと思います。これの機器購入ということでしたけれども、どのような機器なのか、それと、前から調子が悪かったのか、それとも突然の故障なのか、それと、繰入金の中の購入分の2分の1、補助金ということでお話しいただきましたけれども、これはそのセントラルモニタのことなのかお伺いいたします。

議長

病院事務長。

病院事務長

菅原議員のご質問にお答えいたします。セントラルモニタにつきましては、先ほどもご説明いたしましたが、心電図、脈拍等、これらを監視する装置でございまして、病室に設置しまして詰所の方で監視するというものでございます。これにつきましては、以前にも故障等が発生しておりますが、その都度、修繕を行ってまいったところでございますけれども、購入後15年経過ということで、もう部品調達ができないという

ことでこの度更新するものでございます。

それから、一般会計の繰入でございますけれども、これについては建設改良費の2分の1を一般会計から繰り入れるものということで、薬用冷蔵ショーケースと内視鏡用洗浄消毒器、これが入札により減額になったと。この減額分と今回、新たに追加補正しましたセントラルモニタ、これを差し引きしまして、それに対する2分の1を収入で見ているものでございます。以上です。

議 長
菅原議員
(再質問)

3番 菅原 文子君。

今、お話しいただきました繰入金についてはわかりました。セントラルモニタなんですけれども前から調子が悪かったということで、心電図とかそういう所から詰所に行くということはやはり命にかかわる重大な問題なのかなと思いますけれども、患者さんにご迷惑をおかけしたことはないのでしょうか。それをお願いいたします。

議 長
病院事務長
(再答弁)

病院事務長。

セントラルモニタが故障した際には、その代替器をすぐメーカーの方から取り寄せまして、患者に迷惑かからないように対応しております。以上です。

議 長
菅原議員
(再々質問)

3番 菅原 文子君。

ありがとうございます。やはり患者さんにとっては命にかかわるような大事なことがありますので、経費削減ということは大変ご努力いただいてありがたい限りなんですけれども、やはりこういうのは、命にかかわる問題はやはりいち早く対処していただければということでお願いしておきます。

議 長
熊木議員

ほかにありませんか。

1番 熊木 恵子君。

5ページの支出ところで医業費用、看護師報酬141万600円追加になっているんです。先ほど説明いただいたんですけれども、もう少し詳しく説明をしていただけますか。

議 長
病院事務長

病院事務長。

看護師の報酬の追加につきましては、先ほど説明しましたとおり病棟看護師の夜勤の勤務時間、これが施設基準により決められておまして、1カ月の平均夜勤時間が72時間以内という決まりになってございまして、現在、病棟看護師が1名、病気休暇中ということでその72時間を維持することができないと。要するに看護師の数が足りないということで今回、囑託の看護師を1名追加して72時間以内の夜勤時間にするものでございます。

議 長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子君。

病気で休んでいる看護師さんは、病気が治って回復して勤務に戻られる予定というか、それはどういうふうになっているのでしょうか。

議 長
病院事務長
(再答弁)

病院事務長。

現在、病気休暇をとっている職員につきましては現在の診断書では、1月いっぱいまでということで診断書の方が提出されているところで

す。ただ、2月から復帰したとしてもすぐ夜勤に対応できるかどうかと、それについては、体調を見ながらということになってくると考えているところですよ。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1番 熊木 恵子君。

今の説明ですと、復帰してからも、また、すぐ夜勤とかに出れないということが予想されると、また同じように追加の予算が組まれるというか、そういう形になると予想していいのでしょうか。

議 長
病院事務長
(再々答弁)

病院事務長。

今回の追加の補正につきましては、来年の3月までの報酬を組んでおりますので、新たにまた病気休暇等の職員が出ない限りは現行予算で対応可能です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第61号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第62号 平成23年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

5番 石川 康弘君。

石川議員

歳出の11ページのところでお聞きいたします。今回も江別太遊水地の関係で工事を行う、その追加というふうな形で予算計上されています。これ、前からちょっと気になるなっていたんですけども、実は当初予算でも1,750万円、この工事にかかる。それに対して補償費として1,300万円が入るというふうな形の説明を受けております。その段階でも、その分の差額、450万円ですか、それは自主財源で充てるというふうな形になるというふうな形で解釈しました。今回におきましても、106万8,000円、差し引きで、追加に対して補償費が86万円というふうな形でされるということですよ。ですから、その差額分もやはりこちらで負担するというふうなことになるのかなと思います。実際、この遊水地に関しましては江別として協議した中であそこの土地が確定したということにして、江別の都合であそこの場所がそういうふうな形になるわけですから、そういった面から考えるとこの工事費自体も、そちらの方で負担されるのが本来、筋なのではないかと。なぜ、うちでその分、差額を負担しなくちゃならないのか、その辺りをちょっと詳しくお聞きしたいんですけども。

議 長
都市整備課参事

都市整備課参事。

只今の歳入と歳出の差額の関係についてご説明申し上げます。当初、予算で計上させていただきました額、さらに7月で補正させていただいた額と、あと歳入の関係についてでございます。基本的には、石川議員ご指摘の中でおっしゃられた町の持ち出しについては一切ございません。ここで差額が生じている内容につきましては、国から補てんされる補償費につきまして、今回ここで計上しているのはあくまでも設計コンサルタントに対する委託料でございますので、国から補てんされる分に

つきましては、加えまして事務費、町職員分の事務費ですね、それと、逆に歳出する場合に消費税を加算させていただいております。消費税は、収入の方に入ってこないのはなぜかと申し上げますと、消費税も今回の補償費も国の会計予算の中から支弁されるということで、補償費の計算の中で改めて5%の消費税は、町の使用料収入の精算の中で仕入控除されるといったようなことから、契約の中では、その分を差し引いた額で補てんされるという、ちょっと複雑なんですけども、そういう仕組みになっています。それで今年の消費税、確定したということで、先ほど予算の中でご説明申し上げましたけども、この消費税の課税仕入の分につきましては、24年度の消費税の中で精算されるということになりますので、それをちょっと今回の会計の中では表れない数字ということになります。ちょっと整理して申し上げますと、国から入ってきます補てんされる補償費といたしましては、委託料本体及び町事務費でございます。歳出する委託料につきましては、設計委託料プラス消費税といったようなことでございます。そういうちょっとその内容に金額の精査が入っておりますので、ちょっと説明不足かと思っておりますのでご容赦いただきたいと思っております。以上でございます。

議長
石川議員
(再質問)

5番 石川 康弘君。

ならば、違った形で二本立てか三本立てみたいな形で入ってくるということですね。その入ってくる時期というのは年度内なんですか、それともやはり次年度というふうな形なんですか。それと、工事が全部終わってからというふうな話もなるのか、そういう時期的なものについてもお伺いいたします。

議長
都市整備課参事
(再答弁)

都市整備課参事。

補償費の歳入の時期でございますけれども、只今、設計が額として固まったということで、今回の設計委託分については年度内収入ということで予定しております。只今、まだ工事の設計を協議中でございます。概算工事費につきましては、江別の河川事務所を經由しまして国の方に只今報告をしておる次第でございますけれども、施工時期が、まだ江別市の中で用地の確保、そういったような先行する事案がまだ残っておりますので、早くは24年度秋以降、もしくは若干ずれ込むと24年、25年というような施工の継続事業になるのかなと。そういった補償費につきましてはまた24年度の予算の中で計上をさせていただいて、また精査していくような運びになるのかなということで、協議をしております。以上でございます。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第63号 平成23年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本5議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたっては、各議案ごとに行います。議案第59号については起立採決を行います。

議案第59号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞご着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第60号については起立採決を行います。

議案第60号 平成23年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立8名、着席2名)

どうぞご着席ください。

賛成起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第61号 平成23年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第62号 平成23年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第63号 平成23年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程18 発議第25号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

(朗読する。)

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

局 長
議 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程1 発議第26号から追加日程6 発議第31号までの6議案を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第26号から追加日程6 発議第31号までの6議案を追加いたします。

追加日程1 発議第26号 環太平洋経済連携協定(TPP)に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長
川幡議員
議 長

(朗読する。)

提出者より提案理由の説明を求めます。8番 川幡 宗宏君。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第26号 環太平洋経済連携協定(TPP)に反対する意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程2 発議第27号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長
佐藤(妙)議員
議 長

(朗読する。)

提出者より提案理由の説明を求めます。6番 佐藤 妙子君。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第27号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議あ

りませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程3 発議第28号 原子力発電所の警備に関する意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長

(朗読する。)

議 長

提出者より提案理由の説明を求めます。4番 本間 秀正君。

本間議員

(朗読により説明する。)

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 恵子君。

熊木議員

只今提案のありました意見書について、提案者に対して質問とかではなくて、ちょっと見解があまりにも違い過ぎるものですから、私の意見を述べさせていただきます。東電福島第1原発事故からの教訓は、安全神話に基づいて進められてきた原発は、多大な危険があることが立証されました。今、脱原発、自然エネルギーへの転換を求める世論が国民の多数の意見となっています。福島県知事は、県内のすべての原発を廃炉にするという見解を明らかにしています。今求められるのは、その方向性に沿った意見書の提出が求められているのではないのでしょうか。第3回定例会でも、皆さんの賛同を得て、本町議会でも意見書が採択されたところです。しかし、今回提案されている意見書には、警察、自衛隊の任務に、原発施設などの警護を加える自衛隊法の改正などが盛り込まれています。今すべきなのは、安全最優先と期限を切った原発ゼロを目指す提言だと私は思います。本意見書にはそうした視点に立たず、異常な自衛隊依存を求めるものであり、平和外交を追求する視点にも立っていません。私はこの意見書には賛同することができません。また、今まだ提案されていませんけれども、発議第29号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書についても、同じく見解が全く違います。よって、この29号にも私は賛同できません。

議 長

暫時、休憩をいたします。

(午後 1時51分)

(午後 1時52分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第28号 原子力発電所の警備に関する意見書の提出について

は、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程4 発議第29号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長
議長
本間議員
議長

(朗読する。)

提出者より提案理由の説明を求めます。4番 本間 秀正君。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第29号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

(午後 1時56分)

(午後 1時57分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程5 発議第30号 プルサーマル計画中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長
議長
熊木議員
議長

(朗読する。)

提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 恵子君。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第30号 プルサーマル計画中止を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程 6 発議第 3 1 号 後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長

(朗読する。)

提出者より提案理由の説明を求めます。1 番 熊木 恵子君。

熊木議員

(朗読により説明する。)

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第 3 1 号 後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。只今をもって閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本定例会は只今をもって閉会をいたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 2 時 0 5 分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

9 番 _____

1 0 番 _____